

権力化する「環境」と地域社会の戦略的順応

—コスタリカ自然保護区制度の構造と実際—

2015 年度

学位論文

横浜国立大学大学院 環境情報学府

環境リスクマネジメント専攻 及川敬貴研究室

13FT003 武田淳

目次

第1章 序論—環境国家の出現とエコ統治性研究	
1 問題の所在および研究の目的	5
2 先行研究の整理—法整備の国際協力の広がり	8
1 法整備の国際協力の広がり	8
2 ネオリベラリズム化する開発途上国	9
3 Foucault の権力論および統治性論	11
4 グリーン・ネオリベラリズム	13
5 環境統治性	13
6 「上からのエコ統治性」から「下からのエコ統治性」へ	14
7 下からの統治性（制度の文脈化のプロセス）	15
8 順応的ガバナンス論	16
3 先行研究の残された課題と本研究の射程	17
4 本研究の構成	18
5 調査の概要	19
1 文献データの入手について	19
2 現地調査について	20
6 法律名に関する表記について	21
第一部 権力化する「環境」—環境国家化するコスタリカと自然保護区制度の発展	
第2章 コスタリカの自然保護区政策史	
はじめに	23
1 コスタリカ共和国の概要	24
1 コスタリカの特徴①：先住民族の少なさとメスティソによる国家形成	24
2 コスタリカの特徴②：安定した治安—軍隊の放棄と永世中立宣言	26
3 コスタリカの特徴③：政治的安定—進んだ民主主義	27
2 1940年代～1969年：森林法制定以前の自然保護区政策史	28
1 1950年代：国立公園制度の誕生	28
2 1960年代前半：海外出身の研究者による自然保護区設置運動の萌芽	30
3 1969年～1970年代森林法制定以降の自然保護区政策史	32
1 1969年：森林法の制定と森林管理局・国立公園局の誕生	32
2 森林法で定められた保護区カテゴリーと意思決定システム	36
3 1970年：全国生態調査の実施と急増する自然保護区	37
4 1980年代：ネオリベラリズムと「持続可能な開発」の台頭	39
1 ネオリベラリズム化するコスタリカ社会	39

2	対外債務と自然保護区の交換	41
3	野生生物保護局の誕生と縦割り化する保護区行政	43
	小括	43
第3章 SINAC の誕生：自然保護区行政の構造		
	はじめに	46
1	憲法 50 条改正と環境組織法の制定	46
1	自然保護区のカテゴリーの再定義	49
2	保護区の設置と縮小に関わる行政権限	55
2	生物多様性法の制定	56
3	全国保全地域庁 (SINAC) の設立	59
1	「地方分権化」	59
2	「参加型」意思決定システム	59
3	生物多様性委員会	61
	小括	62
第二部 地域社会の戦略的順応—オスティオナル村におけるウミガメ保全運動		
第4章 オスティオナルの協働型資源管理		
	はじめに	65
1	調査地の概要 (オスティオナル)	68
2	アリバダについて	69
3	オスティオナルにおける協働型資源管理体制の概説	71
1	卵の採集許可を巡る法的枠組み	71
2	卵の採集許可	73
3	卵の販売許可	74
4	卵の分配	74
4	オスティオナル野生生物保護区	76
5	コスタリカ大学生物学部	79
6	住民組織 ADIO	81
1	卵の収穫	82
2	卵の利益分配	84
	小括	86
第5章 オスティオナルにおけるウミガメ保全運動史		
	はじめに	89
1	調査の概要	90
2	オスティオナル村の歴史	91
1	オスティオナル村の基礎的特徴	91

2	村落の形成から保全運動に至るまで（1900年代～1960年代）	92
3	アリバダの「発見」とコンフリクトの発生（1960年代～1970年代）	94
4	保護区の誘致と卵の合法化運動（1980年代）	95
5	保護区誘致運動に関する村人たちの反応	96
6	インフォーマントの語りの代表性	104
	小括	106
終章 まとめと結論		
1	前節までのまとめ	108
2	第一部のまとめ	110
3	第二部のまとめ	111
	結論	112
	参考文献	115
	謝辞	131

表 1 略称一覧

略称	正式名称	日本語訳
ACT	Área de Conservación Tempisque	テンピスケ保護管区
ADIO	Asociación de Desarrollo Integral de Ostional	オスティオナル総合開発組合
CATIE	Centro Agronómico Tropical de Investigación y Enseñanza	熱帯農業調査教育センター
CCT	Centro Científico Tropical	熱帯科学センター
ECMAR	Estación Nacional de Ciencias Marino Costeras	国立海洋研究所
FONAFIFO	Fondo Nacional de Financiamiento Forestal	国家森林基金
ICT	Instituto Nacional de Turismo	政府観光局
IDA	Instituto de Desarrollo Agrario	農地開発局
IICA	Instituto Interamericano de Ciencias Agrícolas	インターアメリカ農業科学局
INCE	Instituto Nacional de Estadística y Censos de Costa Rica	国家統計局
INCOPESCA	Instituto Costarricense de Pesca y Acuicultura	水産庁
ITCO	Instituto de Tierras y Colonización	土地入植管理局
MAG	Ministerio de Agricultura y Ganadería	農牧省
MINAE	Ministerio de Ambiente y Energía	環境エネルギー省
MINAET	Ministerio de Ambiente Energía y Telecomunicaciones	環境エネルギー省通信
MIRENEM	Ministerio de Recursos Naturales, Energía y Minas	天然資源・エネルギー・鉱山省
OTM	Organización para Estudios Tropicales	熱帯研究機構
PSA	Pago por Servicios Ambientales	生態系サービスへの支払い
SINAC	Sistema Nacional de Áreas de Conservación	国家保全地域庁
SNG	Servicio Nacional de Guardacostas	沿岸警察
SPN	Servicio de Parques Nacionales	国立公園局
UCR	Universidad de Costa Rica	コスタリカ大学
UNA	Universidad Nacional Autónoma de Costa Rica	コスタリカ自治大学
UNED	Universidad Estatal a Distancia	国立通信大学

1 章： 序論—環境国家の出現とエコ統治性研究

第 1 節： 問題の所在および研究の目的

近年、環境政策の進んだ開発途上国・新興国が誕生していることが報告されている。政治学や文化人類学で発展をみた「エコ統治性 (eco-governmentality)」研究は、なぜ開発主義に傾倒しがちな開発途上国で環境政策が進むのか、また、当該政策のもと自然資源に依存しながら生活している地域社会では何が起きているのか、などの問いを明らかにしてきた。本研究は、「エコ統治性」を理論枠組みとして、中米のコスタリカ共和国 (República de Costa Rica 以下、コスタリカ) における環境政策の発展と地域社会への影響を、自然保護区制度を事例として明らかにするものである。

コスタリカは、開発途上国でありながら、生物多様性保全政策が進んだ国として知られている。それは、イェール大学とコロンビア大学が測定している環境パフォーマンス指数において、近年、世界第 3~5 位を推移していることから伺うことができる¹。

同指数において高い評価を受けているのは、自然保護区行政を担う国家保全地域庁 (Sistema Nacional de Áreas de Conservación 以下 SINAC) の取り組みである。SINAC は、1998 年に誕生した行政組織で、環境エネルギー省 (Ministerio de Ambiente y Energía) の外局にあたる。現在、コスタリカ国内には、166 の保護区が設置され、その面積は、陸域の 26.55%、海域の 17.5% を占める。これらの保護区は、エコツーリズムなどの生態系サービスの資源として活用されている。今や観光業はコスタリカの主要産業へと成長しており、保護区は国家にとって重要な資源となっている。環境保全と経済発展を同時に進めてきたことが、コスタリカの国際的な評価につながっている。

自然保護区政策以外にも、森林の保全活動を行う土地所有者が一定の金額を受給できる「生態系サービスへの支払い制度」や、国内の発電の 95% をクリーンエネルギーでまかなっている電力政策など、コスタリカは漸進な環境政策を行ってきた。

コスタリカが「環境重視」路線へと舵を切るきっかけとなったのは、1992 年に締結された生物多様性条約である。同条約に批准したコスタリカでは、1994 年に国民の権利を規定していた憲法第 50 条が改正され、コスタリカ国民の基本的な権利の一つとして「環境権」が

¹ Environmental Performance Index. <http://epi.yale.edu/> 2014 年 8 月 20 日最終アクセス。「気候変動対策の国家戦略 (Estrategia Nacional de Cambio Climático)」では、同指数のランキングを維持することが一つの目標とされており、コスタリカ政府が重視している指標である。

加えられた。これを受けて、1990年代に環境法の整備が急激に進むこととなったのである。この時期に制定された代表的な法律として、1998年に制定された生物多様性法（Ley de Biodiversidad, N°7799）がある。同法49条では、「生態系プロセスの維持は、国と国民の責務である」という理念が掲げられ、環境行政の大規模な改革が行われた。そこで誕生したのが SINAC であった。

コスタリカにおいて、「環境」は、今や「守り／守られる」だけの存在ではない。「環境を保全すること」は国家の規範であり、人々に与えられた一つの権利なのである。

本研究の第一の問題意識は、なぜコスタリカで環境政策が進んだのか、ということである。コスタリカは、工業発展を遂げた先進国ではなく、むしろ先進国からの支援を仰いでいる被援助国である。国連は、開発途上国の中でも最も所得の高い「中進国²」に位置付けているものの、都市と農村の貧富の格差も広がっており、経済発展は国の課題である（狐崎：2014）。それにも関わらず、なぜ、コスタリカは開発主義に傾倒せずに、環境政策が進んだのであろうか。そこで、本研究は、コスタリカ経済を支え、生態系サービスの資源となっている自然保護区政策に的を絞り、保護区制度が発展するプロセスを明らかにする。

その際に注目したいのは、「どのように」または「誰によって」保護区が制度化されたのか、ということである。開発途上国の環境政策は、先進国に比べて後発的に行われる。従って、コスタリカ国内の文脈だけでは、同国の環境政策の発展を十分に説明できない。本稿では、コスタリカの環境政策を、国際援助機関や外国人研究者などの外部のアクターとコスタリカの人々の折衝の中で築き上げられた「創られた伝統」であると捉える。どのようにして「コスタリカの自然の価値」が発見され、「環境保全」という価値が社会の公共善となっていったのか、外部アクターとの関係性を考慮しながら自然保護区政策の歴史を整理することが、本研究の第一の目的である。

一方、このようにして出来上がった環境政策の影響を受けるのは、地域社会を生きる人々である。環境を保全するためには、自然資源の利用に関する様々な規制を伴うが、（特に農村社会の）人々は自然を利用しなければ生きていけないからである。そのため、自然保護区では、資源利用規制のあり方をめぐって、行政と地域住民の間に軋轢が生まれやすい。例えば、コスタリカでは国立公園の設置に伴って居住者が強制退去に合うなどの問題が発生し

² 国連は、「開発途上国」を一人当たりの GNI ベースで国ごとの所得階層を区分している。貧困国（US\$1,045 以下）、低所得国（US\$1,046 以上 US\$1,985 以下）、中所得国（US\$1,986 以上 US\$4,125 以下）、中進国（US\$4,126 以上 US\$7,184 以下）である。2014年、コスタリカは、開発途上国の中でも最も GNI の高い「中進国」に位置していたが、2015年には、中進国の所得水準を超え「卒業移行国（US\$7,185 以上 US\$12,745 以下）」に分類された。中米7か国では、ニカラグアが低所得国、ホンジュラスとグアテマラおよびエルサルバドルが中所得国、ベリーズが中進国、コスタリカとパナマが卒業移行国に該当する。

ている（武田：2016）³。このように、「環境」はコスタリカの経済発展の資源となると同時に、一種の権力となり人々の生活にも影響を及ぼしている。

自然保護区と住民の軋轢を対象にした既存研究は数多く存在するが⁴、そこでは、地域の人々が「保護区という制度の被害者」として描かれることが少なくなかった。確かに、強制退去を巡る問題のように、住民が被害者である側面はぬぐえない。しかし、その一方で、地域の側からはどのようなカウンターアクションが起こっているのかという点については十分な考察がなされていなかった。人々は環境保全を巡る「制度」をどのように解釈し、地域社会に取り込んでいるのか。その過程で、どのような抵抗ないし制度への順応が行われているのだろうか。このような問題意識から、近年では、環境保全を巡る制度と地域社会の「相互関係」を探る研究が始まっている（宮内：2013）。

そこで、本研究では、コスタリカにおいて「環境」が一つの権力となり人々に圧力をかける一方で、地域社会の人々がどのように「環境」という権力と向かい合い、抵抗ないし順応をしているのか。どのようにして、「環境」という価値を地域社会に取り込み、地域社会のガバナンスに利用しているのか。「下からの力」に着目し、「環境」を巡る権力関係を明らかにすることが第二の目的である。

コスタリカにおいて環境政策がどのように発展したのか。環境政策によって社会がどのように変化したのか。本研究の本質的な問いは、「環境」を軸にコスタリカ社会の変化を明らかにすることである。それを制度と地域社会の両面からパラレルに論じていくことが本研究の特徴である。すなわち、通時的な視点で「環境」を巡る国家（制度）と人々（地域社会）の力関係を整理することで、コスタリカ社会の変化を明らかにする。

そのアプローチとして、本研究では「エコ統治性」と呼ばれる理論枠組みを使用する。エコ統治性とは、Foucault の権力論および統治性論を応用した概念であり、「環境」を巡る国家と市民（または国際機関と途上国政府）の権力関係を分析する際に用いられている概念である。本研究は、エコ統治性研究への理論的貢献も目的とするため、以下でエコ統治性に関

³ 太平洋沿岸のマヌエルアントニオ国立公園は、住民運動の末に出来上がった公園として知られる。同地は、市民の憩いのビーチであったが、1960年代後半にアメリカ人の投資家が観光開発目的で私有化し、地元の人々がビーチにアクセスできなくなる事態が起こった。そこで、ビーチの開放を求めた運動が起こり、最終的に国が一带の土地を買い上げて、国立公園として開放した（Monge:2000）。しかし、レジャー目的で開かれた国立公園は、その後、コスタリカの環境政策の発展に伴って、自然保護区としての性格を強めて行くこととなった（詳細 2 章）。その過程で、2000 年に大規模な保護区域の拡張が行われた。当該地域はマングローブ樹林があると共にウミガメの産卵地であり、これらの自然を守ることが拡張の目的であった。その際、同地に居住していた 18 世帯が強制退去に合うこととなり、公園と住民の間で深刻なコンフリクトが発生することとなった（武田：2016）。すなわち、当初は、「人々のため」に開放された国立公園は、「自然のため」に人々を排除するように変化したのである。

⁴ 特に、1990 年代後半から 2000 年代にかけて、資源人類学やコモンズ研究の中で、文化の中に内在する「自然を守るための知恵」の見直しが行われた。

する先行研究と課題を整理すると共に、本研究の位置づけを明らかにする。

第2節： 先行研究の整理—法整備の国際協力の広がりとエコ統治性研究

コスタリカのみならず、近年、進んだ環境政策を行っている開発途上国・新興国出現していることが報告されている。このような国家のことを Goldman は、「環境国家 (environmental states)」と表現している。環境国家とは、「自然を守ること」を公共善とした国家であり、最優先課題である環境保全を達成するために法整備や行政改革を進めた国家を指している。エコ統治性研究は、このような「環境第一」を標榜する統治体制が、どのような要因で出現し、またどのような権力関係のもとに成り立っているのかを問うものである。

エコ統治性研究は、大きく2つの系譜がある。ひとつは、ポリティカル・エコロジー⁵ (Political Ecology) の文脈から発展したものである (Malette : 2009)。ここでは、「環境」という価値が国際機関 (国連や世界銀行など) からの外圧によって、国内で制度化されていくプロセスに着目する Goldman の研究や、このようにして出来上がった制度の運用を経て、「環境」という規範が社会に浸透していくプロセスに注目する Agrawal の研究が挙げられる。すなわち、「環境」を巡る「上から」の権力性に着目する研究である。

他方は、文化人類学の日常的実践研究や環境社会学の順応的ガバナンス研究からのアプローチである。こちらは、制度が地域社会に浸透していくプロセスを、地域の視点から分析するものである。以下では、代表的なエコ統治性の先行研究と論点を整理した上で、本研究の位置づけを明らかにする。

1-2-1： 法整備の国際協力の広がり

開発途上国において環境国家化が進む背景には、近年、開発援助の文脈で、法整備の国際協力が盛んに行われていることが挙げられる。法整備の国際協力をリードしていったのは、平和構築 (Peace Building) の分野であった。平和に関する国際協力は、大きくは「紛争の予防」と「紛争からの復興支援」に分けられる。そこでは、戦場となった (またはなる可能性がある) 地域の人々に対する草の根レベルの支援と並行して、再び紛争を起こさないために安定した政治体制を確立することが重要であるといわれる (武内 : 2008)。具体的には、民主主義体制を確立するだけでなく、再び紛争が起きないように法の支配 (Rule of Law) の徹底が求められる。そこで、法整備や国家戦略の策定に関わる

⁵ 政治生態学という訳が充てられる。

専門家が、当該国の政府に派遣され、制度構築を行う国際協力が 1990 年以降に盛んになっている（香川・金子：2007）。

一方、環境分野においては、1987 年に、環境と開発に関する世界委員会⁶の報告書「Our Common Future」が発表されて以降、「持続可能な開発（sustainable development）」がひとつのキーワードとなってきた⁷。ここで言う持続可能性とは、自然環境と経済発展に関するだけでなく、開発プロジェクトの持続可能性も含まれている。あるプロジェクトが終了してドナーが去った後にも、対象地域の人々が持続的にプログラムを運営できることが、途上国の自律的発展には不可欠だからである。そこで、制度構築に関わる支援の重要性が認識されていくこととなり、法整備の国際協力の潮流は、環境のアーリーナへも波及していくこととなった。予防と復興という問題設定は、自然環境の破壊についても同様に考えることができる。環境破壊を未然に防ぎ（防止）、失われた自然を回復・再生する（復興）ためには、草の根レベルの活動と共に、自然を利用する個人や企業に対するルール作りが不可欠だからである。

しかし、法整備の国際協力に関しては、賛否が大きく分かれている。なぜならば、一国の仕組みを変えてしまうような外部（国際機関など）の介入は、ポストコロニアル期以降、徹底して批判されてきたからである（松下：2007）。そこで、強硬な介入を問題視する反対派と、しかしながら「人の命」の重さを鑑みて内政干渉をおそれず法整備支援を進めようとする賛成派が対立しているのである（香川・金子：2007：9）。反対派の意見を、環境問題の文脈で表現したのが Goldman であった。Goldman の主張は、「環境のため」という大義が、このような強硬な介入を正当化する言い訳として使われている、ということである（ゴールドマン：2009）。すなわち、自然環境は「守り／守られる」ために存在するのではなく、今や統治の道具として使われていること指摘したことが、エコ統治性研究の大きな特徴である（及川・武田：2014）。

1-2-2：ネオリベラリズム化する開発途上国

「自然のため」という大義があるにせよ、批判の対象であった、ドナーが被援助国の法制度改革に介入することは、どのようにして可能になったのだろうか。その要因として、先述の Goldman は、開発途上国のネオリベラリズム化を挙げる（ゴールドマン：2009）。ここで言うネオリベラリズムとは、単なる経済用語ではない。近年、ネオリベラリズム

⁶ 「ブルントラント委員会」の名称でも知られる。

⁷ 当該報告書は、「持続可能な開発」の定義を「将来世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発（development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs.）」としている（WCED:1987）。

は、特定の思想に基づいて社会を変革させる「装置」として捉えられている（中谷：2013）。

現在、大半の開発途上国・新興国は、ネオリベリズムを基本とした政治体制を採用している。しかしそれは、途上国政府自身が選択したというよりも、国際社会からの外圧によってネオリベリズム化せざるを得なかった事情があった。1980年代、多くの開発途上国は深刻な累積赤字を抱えていた。植民地からの独立後も、旧宗主国との経済的な従属関係が続き自律的な国家経営に失敗したこと（主にアジア・アフリカ諸国）や、軍事独裁政権による国家中心経済が衰退したこと（主に中南米諸国）が要因と言われている（松下：2007）。さらに、オイルショックによる経済停滞が尾を引いたことも重なり、1980年代の途上国の国家財政は、危機的な状況を迎えた。そこで、IMFと世界銀行が開発途上国への支援策として展開したのが、「構造調整プログラム（Structural Adjustment Program）」であった⁸。構造調整プログラムとは、対外債務の返済に支障をきたした国に対して行う政策パッケージであり、①通貨引き下げによる輸出力の強化と輸入の制限、②政府の公的支出の削減、③価格統制の撤廃、④輸出入や為替の管理の撤廃、⑤国営企業の民営化などの政策を採用することを条件に債務国に資金融資を行うものである（松下：2007）。すなわち、ネオリベリズムに基づいて、経済の自由化と規制緩和を促す政策である。途上国サイドは、融資を対価として構造調整プログラムを受け入れざるを得ず、結果的に多くの国々がネオリベリズム化していった⁹。

⁸ そもそも構造調整は、経済面ではなく、社会構造の改革を目指してはじめられたものであった。そしてそれは、1960年代までに世界銀行が行った開発政策の失敗の反省として登場したものである。1960年代以前、世界銀行はトリクルダウンに基づく開発政策を講じてきたが、結果として、大きな経済格差を生み出してしまった。ひとつは、先進国と途上国間の経済格差（いわゆる南北問題）であり、他方は、途上国内の経済格差である。後者に関しては、「公共事業」の名のもとに、一部の有力者や企業のみが開発援助の利益を受け、支援が国内全体に広まらないという問題があった。そこで、1970年代に入ると、USAIDがヒューマン・ベーシック・ニーズ（Human Basic Needs）という概念を立ち上げ、貧困層を対象に「最低必要なもの」を援助する方針へと転換していく。しかし、途上国の現場では政治腐敗から支援が農村に届きにくく、また、農村では支援の受け入れ団体となる教育施設や医療施設がないといった社会構造に起因する障壁が多数存在したために、貧困層に支援が届かないという問題があった。このような背景から、社会の構造改革の必要性が認識されていくこととなった。しかしながら、実際に行われたのは、経済面における構造改革のみであった。

⁹ しかし、構造調整プログラムは、インドネシア、韓国、タイなどの一部の国を除いて失敗した。財政引締めの一環としての緊縮政策のしわ寄せは、貧困層ほど影響が大きく、結果的にさらなる格差拡大を招いたためである。とりわけ、南サハラ以南の諸国ではその影響が大きく、格差を背景とした紛争が多発していくこととなった。そのため、1980年代は「失われた10年」と表現されている。このことは中南米でも例外ではなかった（松下：2007）。しかし、コスタリカでは比較的ショックが少なく済んだ。ネオリベリズムへの政策変換がゆっくり進んだためである。その要因として、コスタリカの進んだ民主主義体制が挙げられる（山岡：2014、2章参照）。

ネオリベラルな国家では、コストパフォーマンスに見合わない事業は見直し・縮小・廃止の対象となる。しかし、事業の切り捨てを行うことによって、人々は一部の行政サービスが受けられない事態（いわゆるガバナンスギャップ）に陥る。そのため、切り捨てられた行政サービスを「誰が」補完するのか、ということが課題となる。そこで、市民の参加や、国際 NGO などの協力が期待される（Fletcher : 2013）。すなわち、ネオリベラルな国家では、良いか悪いか、必要か不必要かに関わらず、外部のアクターの参加なくしては成り立たない社会構造を有しているといえる。そのため、外部のアクターの参加を促すための規制緩和が行われることとなり、このような文脈の中で、法整備に関わる海外の専門家たちが対象国政府へコミットメントすることとなった。

以上、法整備の国際協力の潮流と、それに伴う外部の介入を可能にしたネオリベラリズムという装置を念頭においた上で、開発途上国においてエコ統治が深化していく（「環境」が統治の道具となっていく）プロセスを先行研究を基に整理する。まずは、エコ統治性論のベースとなっている Foucault の権力論および統治性論について確認した後、Foucault の理論がどのようにエコ統治性の議論に応用されているか解説する。

1-2-3 : Foucault の権力論および統治性論

Foucault の議論に関しては、すでに多くの先人たちによって紹介がなされているが、エコ統治性のベースとなる権力と統治性に関する議論に関して、若干の説明を加える。

「権力」という概念を扱った研究としては、M. Weber が知られる。Weber は、『社会学の根本概念』の中で、権力（Macht）を「或る社会的関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性」と定義している（ヴェーバー：1972：86）。これは、一般的に使用される「権力」の意味合いに近く、従属関係を伴うような上下関係の中で、上から下へ、一方方向に行使される力として捉えられている。それに対し、Foucault は、権力（Power¹⁰）を、国家などの特定の人々が所有するものではなく、二者間における「力関係」として捉え直したことに特徴がある。それを、Foucault はパノプティコンと呼ばれる監獄の考察から導いた（フーコー：1977）。パノプティコンとは 18 世紀の終わりのフランスに登場した刑務所の建築様式のことである。パノプティコンは、円形の構造をしており、中心にある監視室を囲むように牢獄が配置されている。建築構造上の特色は、監視室からはすべての囚人が見渡せるが、一方で牢獄からは監視室が見えない仕組みになっていることである。このような状況の中では、囚人はいつ監視されているか分からないため、常に監視をされていることを想定して振る舞わなければならない。そのため、監守に

¹⁰ 原著（フランス語）では、*pouvoir*。

強制されるわけでもないにもかかわらず、囚人が自ら進んで「良き囚人」として行動するように努めるのである。

このように、囚人が監獄内のルール（＝規律）にしたがって振る舞うのは、監守が囚人を従わせる絶対的な「権力」を所有しているからではない。監獄という装置が囚人を従順にさせているのである。つまり、監守と囚人の力関係（＝権力関係）は、監獄という装置によって作られるということである。権力論の重要な論点は、制度（例：監獄）を特定の規律（例：監獄内のルール）を訓練するための装置として捉えることである。

もうひとつの重要な論点は、主体性（**subjectivity**）を権力の産物として捉えたことである。Weber のいう権力は、上下関係の「上」に立つものが、自ら持っている権力を行使して、人々を従わせていると考える。しかし、パノプティコンでは、監守は何もせずとも、囚人たちの方から、自ら進んで「良き囚人」として振る舞おうとする。つまり、囚人は、自発的に上下関係の「下」へ入り込もうとしているのである。パノプティコンという監獄が、囚人たちを規律・訓練する装置として機能し、結果として、囚人たちが「良き囚人」という主体へと変わっていく。このように、主体を権力の産物として捉えたのである。

次に、統治という概念について確認をしたい。一般的に使用される「統治」という言葉は、統治機構（法的拘束力のある統治システム、**government**）を指して使われるが、Foucault が言う統治とは、「行為の統制（**conduct of conduct**）」であると言う（フーコー：2006）。すなわち、制度や実体としての政府を指すのではなく、人々をある特定の方向へ導く力を指す。それは、パノプティコンという装置の中で、囚人が自らを律していくような「行為の統制」である。

Foucault の関心は、「何が」行為の統制を可能にしたのか、その要因を探ることであった。そこで、Foucault が想定したのが、知と技術であった。知とは進むべき社会の方針を示す理念のようなものであり、技術とは理念に基づいて実際に社会を改造していく装置のようなものである。理念があっても、それを実現させるための技術がなければ、社会の変化は起こらない。逆に、人々を導く装置があっても、方向性を示す理念がない場合も同様である。従って、知と技術が合わさった時に、行為の統制が起こると考えたのである。

Foucault の権力論および統治性論は、大きくは社会変化を説明するモデルとすることができる。Foucault は、制度（国家）が変化すると、同時に社会（市民）も変化すると考える。その際、国家と市民の間の力関係（＝権力関係）が、変化が起こる前と後でどのように変わったのか（系譜）、という点に着目して社会変化を説明しようとするのが、権力論である。他方、統治性論では、「何が」その変化を可能にしたのか、すなわち変化の要因に着目をする。そこでは、「知×技術＝変化」という公式を使って、変化の分析を行うものである。

以上 Foucault の議論を踏まえ発展したエコ統治性の議論とは、「環境国家」の誕生という途上国社会の変化は、どのような知と技術によって可能になったのかを問う研究である

と言える。それを、国際機関と開発途上国もしくは途上国政府と地域社会の間の権力分析から明らかにするものである。

1-2-4: グリーン・ネオリベラリズム

「環境国家」の誕生という途上国社会の変化は、どのような知と技術によって可能になったのか。この問いに対して、Goldman は、知に「持続可能性」を、技術に「ネオリベラリズム」を代入することで、途上国の環境国家化を説明しようとした。その事例として、ラオス政府の多国籍化を挙げる。Goldman によれば、今やラオス政府は、ラオス人の公務員によって構成されているのではなく、世界銀行や国際自然保護連合、米国国際開発庁 (USAID) などの国際機関の専門家や、水道インフラ事業を手掛ける多国籍企業の実務家など、官民が一体化した多様なアクターによって運営されているのだという。

このような、多国籍のアクターの介入が可能になったのは、ネオリベラリズムを背景として、経済自由化を目的とした規制緩和が進んだことにあると Goldman は考える。ラオス政府もまた、世界銀行の支援を受けて、1980年代にネオリベラリズム化した歴史を持つ。ネオリベラリズムは、市場原理に基づいて政府のムダを省こうとするが、その過程で、小さな政府化や国営企業の民営化など、実際に制度改革を伴う。すなわち、特定の方向に社会を動かす装置として、ネオリベラリズムを捉えたのである。

他方で、開発途上国の援助の文脈では、1980年代以降「持続可能な開発」という言説が支配的であった。そこで、Goldman は、経済合理性 (Economic rationalities) を追求して社会を変革するネオリベラリズムという装置と、環境第一とする知 (Ecological knowledge) が組み合わさった地点に、エコで合理的 (eco-rational) な国家 (=環境国家) が出現すると考えたのである。このような体制を、ゴールドマンはグリーン・ネオリベラリズム (green neoliberalism) ¹¹と呼んだ (ゴールドマン: 2009)。

1-2-5: 環境統治性

Agrawal は、Goldman が指摘するような、エコ合理的な国家体制が、地域社会に及ぼす影響を検討する。Agrawal の研究の特徴は、制度を特定の規範を規律・訓練する装置として捉えることである。例えば、ある野生動物の捕獲が法的に禁止されたとする。すると、狩猟しながら生計を立ててきた人々は、その動物に頼らない生活を創造しなければならない。このように、環境問題は、自然を守るために様々な規制を行うため、結果として

¹¹ Goldman は、エコ統治性とグリーン・ネオリベラリズムを同義語として使用している。

人々の生活に変化を及ぼす。Agrawal は、制度を「社会を変化させるための装置」として捉えたのである。

Aguawal の重要な論点は、エコ統治性に基づいて自然資源を管理する国家体制は、Foucault のいう囚人の監視と類似した構造にあたる、ということである。「自然を守る」というルール（法律、条令、規則など）に基づいて、人々を監視する行政等の存在があり、違反した者には罰則が与えられるからである。したがって、国家を「自然を守る」ことを人々に規律・訓練する装置として捉えることができる。そこで、Aguawal は、このような統治性を”environmentality”という言葉で形容した。environmentality とは、環境”environment”と Foucault の統治性”governmentality”を組み合わせた造語であり環境統治性と訳すことができよう(Agrawal : 2005 : 12)。

もうひとつの重要な論点は、環境統治性が働く国家体制の下では、人々が規律・訓練され「環境活動に熱心な主体」が作り出される、と考えたことである。このような、主体のことを Agurawal は「環境的主体”environmental subject”」と呼んでいる。

その例として Aguawal が挙げるのは、インドのある農村社会である。当該農村は、豊かな森林を保有しており、人々は森林を木材として切り売りすることで加工することで生計を立ててきた。そのため、政府による森林資源の利用規制に強く反対していたという。しかし、インドの環境行政が地方分権化した時を境に、一転して人々が積極的に森林管理に関与していく史的变化を報告している。すなわち、人々が保全活動に熱心になっていく（＝環境的主体となっていく）「変化」を、地方分権化に伴って誕生した、新たな資源管理体制下における権力作用として捉えたのである。

1-2-6: 「上からのエコ統治性」から「下からのエコ統治性へ」

Aguawal の研究は、環境重視の政策変更が人々を「環境活動に熱心な主体」へと変化させる、というものである。そこでは、人々の変化について重点を置いて記述がなされる一方、「なぜ」または「どのようにして」政策変更がなされたのか（または政策変更をせざるを得なかったのか）、といった政策面の変化については十分に論じられていない。

この点に関しては、筆者は、先の Goldman の研究と併せることで全体像が鮮明になると考える。すなわち、国際機関などの外圧がもたらした「持続可能性」という知と「ネオリベラリズム」という技術の下で、環境を守ることを公共善とする「環境国家」が誕生する。エコ統治性（eco-govermentality または environmentality）が働く環境国家の下では、国家が人々を規律・訓練する装置となり、環境活動に熱心な「環境的主体」へと変化させていく。このようにまとめることができるだろう。

Goldman と Aguawal らの問題把握は、外圧やトップダウンといった「上から」のエコ統治性の特徴を的確に捉えている。しかし、そこではネオリベラリズムと迎合した上から

の権力作用によって、あたかも地域社会が意のままに変容してしまうかのように描かれてしまう。しかし、地域社会は、「上から」のエコ統治性の客体として存在するだけなのだろうか。

そこで、もうひとつの論点として、地域人々の視点からエコ統治性を再考する試みが、文化人類学や環境社会学の分野で行われ始めている。そのベースは、ポスト構造主義以降の社会科学において展開された、Foucault 批判に見ることができる。Foucault が説いた「主体 (subject)」を巡っては、それ自体が西洋の自文化中心主義に立脚する概念であるとしてサイドやスピヴァグらによって批判されてきた (サイド：1986、スピヴァグ：1998)。「良き囚人」という主体は、あくまでも囚人を観察する側 (西洋の知識人たち) によって規定された主体であり、そこには、当事者である囚人の意見や認識は反映されていない、という批判である。以降、他者によって発明される「主体 (subject)」に対して、実存する当事者の視点に基づいた「主体 (agency)」が注目されることとなった。それは、日常実践研究として今日に至っている。

同様の潮流が、エコ統治性の議論においてもみられている。すなわち、自然資源管理を巡る制度が、地域社会に与える「上から」のインパクトを考察する従来型のエコ統治性論に対して、実際に自然資源を利用しながら生きる地域社会の人々が、これらの制度をどのように解釈し地域社会に取り込んでいるのか、といった「下から」の視点でエコ統治性を再考する議論である。以下では、「下から」のエコ統治性研究の代表例として、関と松村の議論を紹介する。

1-2-7： 下からのエコ統治性論 (制度の文脈化のプロセス)

関は、資源管理を巡る制度が地域社会に浸透していく過程で、実際の資源利用者である地域の人々は、どのように制度を解釈し、社会の中に取り組んでいくのか、という点に着目する。すなわち、Goldman や Agrawal たちが着目してきた「資源管理の制度化」のプロセスとは異なり、制度が地域社会の中で「文脈化」されていくプロセスに着目するものである。地域社会を生きる人々を、上からの権力作用の産物である主体 (subject) として捉えるのではなく、戦略的実践を行う行為主体 (agency) として捉える見方である。そこで、関は、前者を「『上から』のエコ統治性」、後者を「『下から』のエコ統治性」と表現している。あくまでも、関は、「上から」のエコ統治性を否定しているわけではない。エコ統治性には、自然資源管理が制度化されていくプロセス (=「上から」のエコ統治性) と、それが社会へ浸透し地域社会の文脈に置き換わっていくプロセス (=「下から」のエコ統治性) の両側面があり、双方は相互に影響し合っていると主張する。そのことを、フィリピンの漁村を事例に分析した。

フィリピンでは、1980年代後半にネオリベリズムを背景として地方分権化が進んだ。

その過程で、海洋保全を目的とした諸々の制度が整備されていくこととなり、調査地の州では自然保護区を設けて漁業規制を行うこととなった。結果として、一部の漁民が操業停止に追い込まれるなどの事態が起こった。これは、「上から」の権力作用によって漁民の生活が変更を余儀なくされた例として捉えることができる。しかし人々は、単に上からの圧力に屈するだけでなく、法規制にひっかからない漁法を開発するなど、巧みに活路を見出しているという。

当該事例を通じて、関が最も注目するのは、漁業コミュニティの変化である。法規制により従来の漁法が行えなくなったことで、漁業コミュニティは崩れかけたものの、(抜け道としての) 新たな漁法が開発されたことによって、既存コミュニティが再編しているのだという。すなわち、「上から」のエコ統治性によって、(操業停止など) 人々が一定方向へ導かれる一方で、地域社会では新たな秩序形成が行われているのである。

関は、上記のような「上から」のエコ統治性の下で新たに再編成されたコミュニティの中に「下から」のエコ統治性を見出そうとする。そこで、エコ統治性の議論を、ハーバマスを源流とする公共圏の議論への位置付けを試みる。この作業を通じて、「下から」のエコ統治性を可能にするコミュニティは、どのような公共圏(性)を有しているのか、という新たな問いを提示した。

1-2-8: 順応的ガバナンス論

「下から」のエコ統治性の議論を、公共圏の議論へ位置づけようとする関に対して、実務的観点から分析を進める研究も始まっている。ネオリベラルな体制下で生まれてくるコミュニティの再編やそこで生まれる新たな秩序を、いかにして地域レベルの持続可能な保全活動に活用できるのか、という点に着目する研究である。それが、環境社会学で議論されている順応的ガバナンス (adaptive governance) 研究である。

順応的ガバナンスは、「プロジェクトの持続可能性」にフォーカスした順応的管理 (adaptive management) 研究から発展した概念である。順応的管理とは、その時々状況の変化に対応するため、プロジェクト期間中に現状分析を実施し、軌道修正を加えながら「順応的」にプロジェクトを管理していく手法である。その際、分析に使われる指標は、量的データが中心であった。一方、「人の手」で行われる環境保全活動の持続可能性は、プロジェクトを担う人々の思いや志といった質的な要素に左右されるため、従来の順応的管理では十分な対応ができなかった。そこで、質的データを組み入れながら、順応的な管理を目指す手法が構想された。それが、順応的ガバナンスである。

そのため、順応的ガバナンスの論者もまた、関の視点と同様に、人々が「環境」という価値や、自然資源管理を巡る「制度」を、どのように解釈しているのかという、「制度の文脈化のプロセス」に着目する。そして、地域社会に文脈化された「制度」を、人々が上

手に「使いこなすこと」が、順応的ガバナンス（を通じたプロジェクトの持続可能性）を可能にする要素だと捉えている（宮内：2013：14-28）。

具体的な事例として、松村は、横浜市で行われている里山管理を挙げる。当該地域では、里山管理は土地所有者によって行われてきたが、土地所有者の高齢化などの理由から、里地の維持が困難となった。そこで、行政が管理を引き受けることとなったが、現在では、事業が市民団体にアウトソースされされている。市民団体は、行政からの支援を受けて新たな管理主体となっている。

松村の研究の特徴は、市民団体による行政活動の「参加」をネオリベラリズムの所産として捉えている点である。2節2項でも触れたように、ネオリベラルな国家体制の下では、「政府のムダ」を省くために、既存の事業の縮小や切り捨てが行われる。当該地域では、里山管理事業が市の財政見直しの対象となり、その結果として、市民団体へのアウトソースを行うことで財政削減を行ったのであった。しかしそれは、「住民参加」の名を借りて、市民団体が行政の下請と化していくプロセスとも言える。

すなわち、松村は、「住民参加」を、（住民が望むか否かに関わらず）それなくして成り立たないネオリベラルな社会構造の中で捉えたのである。従って、里山管理のために新たに生まれた市民団体は、「上から」の権力性と不可分な関係にあると言える。しかし、だからこそ、「制度の文脈化」に着目する意義があるという。なぜならば、人々が特定の「制度」に対して彼らなりの価値を見出す実践は、「上からの統治性」に基づいて人々を取り込もうとする（例えば、「行政の下請け」と化すこと）力を、地域の立場から上手に「使いこなす」態度と言えるからである。

第3節： 先行研究の残された課題と本研究の射程

エコ統治性の研究は、主に開発途上国において資源管理が制度化されるプロセスを明らかにする「上からのエコ統治性」研究から出発し、制度が地域社会に受け入れられていくプロセス（制度の文脈化のプロセス）を明らかにする「下からの統治性」研究へと至った。

上からのエコ統治性研究では、「環境」という価値が国際機関などの外圧によって途上国国内で制度化されていくプロセスに着目した Goldman、このような体制の下、制度の運用を経て、「環境」という規範が社会に浸透していくプロセスに着目した Agrawal らの研究を紹介した。ここでの一つの結論は、「環境」は、それ自体を「守り／守られる」ために存在するだけでなく、今や国家を統治する道具となっている、ということである。

それに対して、下からの統治性研究は、「制度」が地域社会に浸透していく過程で、生活者の視点で制度が解釈され地域社会の文脈に置き換わっていくプロセスに着目した関、そして、このような「制度の文脈化」を実際の保全活動の現場に活用しようとする松村の研究

を挙げた。ここで、既存研究と本研究の差異を明らかにするために、関の調査地と本研究の調査地の違いを示しておきたい。

関が報告したフィリピンの漁村では、漁業規制が設けられたことにより、漁師たちが従来行ってきた資源利用が行えなくなった。そこで、規制にはかからない、新たな漁法を生み出だされ、同時に既存の漁業コミュニティの再編が起こったのだという。このようにして新たに誕生したコミュニティの中に、「下からの統治性」を見出そうとしたのが関の研究であった。この事例から見えてくる漁師たちの反応は、代替案（＝新たな漁法を探すこと）を模索する態度と言えるかもしれない。それは、「自然保護区」という「上から」決定された制度を、不可避なものとして受け止めているゆえの反応であると考えられる。

一方、本研究では、住民自らが自然保護区を誘致した村落を調査地として設定する。すなわち、調査地の人々が、上からのエコ統治性の産物とも言える「保護区」という制度を、ローカルなガバナンスに利用していく「下からの力」を明らかにすることで、「下からの統治性」の新たな側面を分析する。

なお、本研究の分析対象は、「エコ統治」そのものではなく、「エコ統治性」とする。すなわち、本研究は、次章以降で紹介していくコスタリカのエコガバナンス（統治機構）によって、実際に自然が守られているのか否か、その評価を下すことを目的とするものではない。本研究が対象とするのは、エコガバナンスが構築されるプロセスおよびその背景にある政治的な力関係である。

また、本研究は、自然保護区制度を対象とするため、コスタリカの環境政策の中でもグリーンイシューのみを取り上げることとする。コスタリカでは、生物多様性保全などのグリーンイシューに関する政策が世界的な評価を得ている反面で、下水道処理の不整備や都市部におけるゴミ問題などのブラウンイシューは今後の課題とされている。コスタリカの環境政策の全体像を捉えるためには、いずれの問題も総合的に論じる必要があると考えるが、この点については今後の課題としたい。以下、本稿では、「環境」という言葉が頻繁に登場するが、特に注釈がない限り「環境」はグリーンイシューを指すものとする。

第4節： 本稿の構成

本稿の構成は、「上からのエコ統治性」から「下からのエコ統治性」へという先行研究の流れに沿って、コスタリカの事例を当てはめていく。まず、第一部では、コスタリカにおいて環境政策が進む背景をマクロな視点で整理する。「環境」がコスタリカ社会を支える資源となり、社会の中で正当性を増していく過程を、自然保護区制度を事例に報告する。2章では、国立公園が制度化された1955年からコスタリカ政府がネオリベリズム

化していく 1980 年代までの歴史を整理する。続く 3 章では、ネオリベラリズムの深化と共に環境法の整備が進んでいった 1990 年代以降の歴史を整理する。

第二部では、自然資源管理の法整備が進むことで、「環境」が一つの権力となり、地域にネガティブな影響を及ぼす一方で、「保護区」という制度を巧みに使いこなす人々の実践を取り上げる。結論を先取りするようであるが、調査地として取り上げるオスティオナル村では、村人自らが保護区を誘致したという歴史がある。一見すると、環境政策が進むコスタリカにおいて、「環境活動に熱心な主体」が誕生している、とも捉えられなくはない。しかし、現地調査を通じて明らかとなったのは、人々は、自然のために保護区を誘致したというよりも、別の意図があって「あえて」保護区を誘致したということであった。まず、4 章では、オスティオナル村で行われているウミガメ保全の管理体制を解説する。その上で 5 章において、保護区が誘致され、現在の資源管理体制が構築されるプロセスを明らかにする。

第 5 節： 調査の概要

本研究に関わる一次資料は、下記の方法で入手した。

1-5-1： 文献データの入手について

律関連資料について

本研究では、コスタリカの自然保護区制度に関する共和国立法 (Ley) および保護区行政を管轄する行政庁の省令 (Decreto) を参照している。共和国立法は、コスタリカ共和国立法議会 (Asamblea Legislativa) の web サイト¹²で公開されている。本研究で参照する法律は、基本的に当該ページから参照した。しかし、一部の古い法律は、web 上で閲覧できないものもある。非公開の法律に関しては、コスタリカ共和国立法議会の図書館を訪問し閲覧をした。また、コスタリカ国内の弁護士に協力を経て、事務所で保管する法律資料の提供をしていただいた。

自然保護区の設立は、多くの場合、管轄する行政庁の省令 (農牧省ならびに環境エネルギー省、水産庁など) に定められている。共和国法と異なり、省令の検索エンジンなどはないため、不足資料は、直接保護区の事務所に問い合わせを行い入手した。

自然保護区の管理計画書などの内部資料について

各自然保護区では、管理計画書 (plan de manejo) を策定している。本研究でも、調査対

¹² コスタリカ共和国立法議会 HP (法律検索ページ)

http://www.asamblea.go.cr/Centro_de_informacion/Consultas_SIL/Pginas/Leyes.aspx

象地であるオスティオナル野生生物保護区の管理計画書を参照している。資料は、保護区事務所を訪問し、所長の Calros Hernández 氏から提供いただいた。

1-5-2： 現地調査について

4章以降で登場する、オスティオナル村の現地情報は、筆者が実施した現地調査に基づいている。調査は、①2014年3月4日から3月28日、②2014年7月28日から9月11日、③2015年7月27日から8月19日にかけての、合計95日間、コスタリカに滞在し行ったものである¹³。オスティオナル村滞在中は、友人である村人 Roberto Rojas さんの家の離れに滞在し、文化人類学的参与観察を行った。調査は単独で行い、言語はスペイン語（コスタリカの公用語）を使用した。調査方法、分析手法、インタビュー調査におけるインフォーマントの選定など、具体的な調査内容については、概要する章の冒頭で詳述する。

なお、本研究の予備期間として、筆者は、2010年10月3日から2012年10月3日の2年間、コスタリカ共和国環境エネルギー省マヌエルアントニオ国立公園において実務に従事した経験を有する。これは、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊事業として派遣されたものである¹⁴。筆者は、社会調査員（investigador de antropología）として、同国立公園調査部¹⁵に配属され、コスタリカ人の公園職員らと調査業務¹⁶および国立公園管理計画の策定に従事した（Takeda：2012、PNMA：2013）。また、私生活でも、同僚の家で2年間ホームステイをし、コスタリカの人々／環境エネルギー省職員の方々と衣食住を共にしてきた。筆者自身が一生活者としてコスタリカで暮らす中で得た人間関係は、本研究にも大きく影響している。筆者が実務に従事した国立公園と、本研究で扱うオスティオナル野生生物保護区は地理的に離れており関係がない。しかしながら、本研究の調査を開始するにあたり行った、オスティオナルの保護区の職員や、自然保護区コンサルタントなどへのコンタクトは、かつての同僚にサポートしていただいた。また、一次資料として使用した保護区の管理計画の入手なども、環境エネルギー省内の人脈がなければ入手できなかった。こうした「横のつながり」無くして、本研究は完成しなかった。

¹³ 現地調査は、(独)日本学術振興会特別研究員・研究奨励費（課題番号：26・11545）を財源に実施した。

¹⁴ 隊次：平成22年度2次隊、職種：社会学・文化人類学

¹⁵ Sector de Investigación, Parque Nacional Manuel Antonio.

¹⁶ 同国立公園は、周辺住民による密猟／密漁問題（陸域ではパカやシカなどの哺乳類が、沿岸ではフエダイなどの魚が密猟の対象となっていた）を抱えていた。この問題の解決を図るため、密猟／密漁の実態調査を行うことが筆者の職務であった。

第6節 法律名に関する表記について

本稿で扱う法律の正式名称および法令番号は、コスタリカ共和国立法議会のウェブサイト参照し、下記のように表記することとする。

1) 法令番号の表記について

コスタリカでは、全ての個別法に法令番号が付けられている。そのため、論文等で特定の法律について言及する際には、法令番号を表記することが基本となっている。本稿でも法律名を表記する際には、法令番号も併せて表記する。

例) 生物多様性法 (*Ley de Biodiversidad, N°7788*)

2) 名前のない法律の表記について

しかし、法名は一部の法律にしか付けられておらず、名前のない法律も多数存在する。例えば、1964年に、レベンタード川と呼ばれる河川の流域に保護区が設置された。その根拠法となっているのが、N°3459である。同法は、「レベンタード川自然保護区 (*Reserva Nacional Rio Reventado*)」を設置することのみを目的に作られた法律であるが、立法時に法律名は付けられていない。このような法律に関しては、単に法令番号のみを表記する。

例) 1964年に設置された「レベンタード川自然保護区 (*Reserva Nacional Rio Reventado*)」は、*Ley N°3459* を法的根拠としている。

3) 正式名称はないが俗称がある法律について

立法議会のウェブサイトでは、2)のように正式名称はないものの、俗称を併記している法律が見られる。例えば、N°6084は、国立公園局の設立を定めた法律として知られているが、法名が付けられていない。しかし、ウェブサイトでは、一般には「国立公園局設立法 (*Ley de Creación del Servicio de Parques Nacionales*) の名称で知られる」などの但し書がされている。このような法律に関しては、俗称および法令番号を表記することとする。

例) 国立公園設立法の8条では、公園内の人の居住を禁止している (*Ley de Creación del Servicio de Parques Nacionales, N°6084*)。

また、法律用語を訳す際には、田澤五郎編著『スペイン語法律・経済用語辞典』郁文堂(2012)および山田信彦編著『スペイン語法律用語辞典』信山社(2006)を参照した。

第 1 部

権力化する「環境」

環境国家化するコスタリカと自然保護区制度の発展

第2章 コスタリカの自然保護区政策史

はじめに

なぜ、開発途上国であるコスタリカで、環境政策が進んだのか。どのようにして、それが可能になったのか。本章の目的は、コスタリカが環境国家へと発展できた要因を明らかにすることである。以下では、コスタリカにおける自然保護区制度の歴史を整理しながら、これらの問いを明らかにする。

コスタリカでは、1990年代に環境法の整備が進むと共に、自然保護区行政の大規模な改革が行われた。そこで誕生したのが、自然保護区の管理を専門的に行う「全国保全地域庁(以下、SINAC)」である。SINACは、環境エネルギー省の外局組織で、1996年に制定された生物多様性法を根拠として設立された行政庁である。現在、コスタリカの自然保護区は、10のカテゴリーに区分され、SINACが管理する保護区の合計数は166区に及ぶ。これらの保護区で、陸域の26.55%、海域の17.5%が覆われている。

国際的に評価を受けている環境エネルギー省の取り組みの数々は、1990年の改革期以降に実施されたものである。では、なぜ1990年代に環境法の整備が進み、自然保護区制度改革が可能になったのであろうか。もちろん、改革は、一朝一夕に完成したものではない。その背景には、はじめて国立公園が制度化された1955年以降、改良を繰り返し続けた自然保護区制度の歴史がある。本章では、1990年代に環境による改革が起こるまでの「前史」を明らかにする。

そこで、本章では、2つの問いを設定したい。一つは、「誰が」コスタリカの自然保護区の必要性を訴え、制度化を推進してきたのか、という問いである。すなわち、コスタリカの自然に「守るべき重要な価値」(という知)を見出したのは誰なのであろうか。

ふたつめは、「どのようにして」自然保護区が制度化され保護区数を増やしてきたのか、という問いである。すなわち、どのような統治の技術が、自然保護区の制度の誕生や、制度の改革を可能にしたのだろうか。

結論を先取りするようだが、前者の問いには、欧米からやってきた自然科学者が大きく関わっている。自然科学者たちは、コスタリカの「自然」の価値の発信者となっただけでなく、政府に保護区の設置を働きかけていった運動家としての性格を有していた。彼らの多くは、コスタリカ政府に招聘され、国内の研究機関で研究・教育に従事した人々であった。長年に及ぶ調査を通じてコスタリカの生態系研究を牽引しただけでなく、所属する研究機関を通して保護区制度の提案を行っていったのである。すなわち、コスタリカの自然保護区制度は、海外の自然科学者とコスタリカの人々による折衝の中で生まれた産物であるといえる。

後者の問いに関しては、「ネオリベラリズム」が当てはまると考える。コスタリカは、1980年代初頭に債務危機に陥り、世界銀行とIMFの支援を得る過程でネオリベラリズム化して

いった。エコ統治性の議論において Goldman が指摘したように、ネオリベリズムが社会変革を可能にする装置として機能したことが、コスタリカでも当てはまる。そのことで、1990年代になって、急速に環境法の整備と環境行政の改革が進むことになったのである。

以上の点を踏まえ、自然保護区制度の歴史を整理する。その際、時代を 3 つに区分したい。第一期は、国立公園が制度化された 1955 年以降である。第二期は、森林庁が設置され本格的に行政が自然保護区の管理を始めることとなった 1969 年以降である。第三期は、国際機関からの援助が増え、市場経済原理に基づいた保全が展開され始めた 1980 年代後半以降である。以下では、まず、コスタリカの概要を解説した上で、各時代について詳述する。

第 1 節： コスタリカ共和国の概要

保護区の歴史を解説するにあたり、まず、コスタリカ共和国の概要について触れたい。冒頭で、コスタリカの自然保護区制度の発展には、海外の研究者の存在があると述べた。それは、単に研究対象として魅力的な自然がコスタリカに残されていたという理由だけでなく、治安が良く、政治的安定にも安定していたという要因も影響している。コスタリカの特徴として挙げられるのは、先住民族の数が絶対的に少なく、ヨーロッパからの移民してきた人々（および、先住民とヨーロッパ人の混血）が牽引してきた西欧的な国家であるということである。それは、コスタリカの民主主義の性格やそれを枠づける憲法からも見て取ることができる。ラテンアメリカの多くの国では、第二次世界大戦以降、軍事独裁政権による支配が続いていた。このような状況の中、コスタリカでは、例外的に民主主義体制を維持し続けることができた。その最大の理由は、1949 年に国軍を廃止したことである。軍隊の放棄は、クーデターの芽を摘み、安定した国家運営に寄与した。それだけでなく、内政治安の安定は、保護区の発展に貢献した海外からの研究者の誘致を可能にした。さらに、自然保護区を観光資源として、ツーリストの呼び込みに成功したことにも、平和の維持が影響している。以下、コスタリカの特徴を、先住民族の少なさ、治安の安定、政治的安定の 3 点に分けて整理する。

2-1-1： コスタリカの特徴①：先住民族の少なさとメスティソ社会

コスタリカ共和国（República de Costa Rica）は、人口約 4,773,130 万人¹⁷の立憲共和制

¹⁷ 2014 年 6 月 30 日現在の人口。出典：コスタリカ共和国国家統計局（Instituto Nacional de Estadística y Censos de Costa Rica）
<http://www.inec.go.cr/Web/Home/pagPrincipal.aspx> 最終アクセス 2015 年 9 月 19 日。

の国家である。面積は、51,100 km²であり、九州と四国を合わせた程度の広さに相当する¹⁸。南北アメリカ大陸を結ぶ細い地峡に位置し、北はニカラグア共和国、南はパナマ共和国に接している。”Costa Rica”とは「豊かな海岸」を意味するが、その名の通り西は太平洋に、東はカリブ海に接している。

コスタリカは、1821年にグアテマラ総督府（Capitanía de Guatemala）の1州としてスペインから独立した。グアテマラ総督府を形成した、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、コスタリカは、その後1823年に中米連邦と呼ばれる連邦体制にシフトし、1838年にコスタリカ共和国として独立した。

中米7か国¹⁹の中でもコスタリカが特徴的なのは、先住民族の人口比率が極めて少ないことである。2000年の国勢調査によれば、先住民族の人口は、総人口の1.7%（63,876人）であった（国本：2004a）。これは、同じ中米でも総人口の約46%が先住民族で占めるグアテマラと大きな差がある。その理由は、コスタリカは、マヤ文明の文化圏に含まれるものの、文明の中心地（グアテマラやメキシコ南部）から最も離れた周縁に位置していたため、歴史的に人口密度が低かったためである²⁰。16世紀に訪れたスペイン人の記録によれば、先住民族たちはコスタリカ全土に分布していたとされるが、その後の政策で、居留地に移住を余儀なくされている。現在では、8つの言語集団が、22の居留地で生活している²¹（Molina y Palmer：2009）。

したがって、4章以降で扱うコスタリカの「農村」は、血縁集団や地縁組織によって構成

¹⁸ 外務省HP コスタリカ基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/costarica/data.html#section1> 最終サクセス 2015年9月19日。

¹⁹ グアテマラ、ベリーズ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマの7か国。

²⁰ スペイン人がコスタリカに到達した時には、約40万人の先住民が住んでいたと推計されているが、疾病やスペイン人との闘争によって人口は減少し、1611年にはわずか1万人しか残っていなかったとされている（Molina y Palmer：2009：29-30）。このような背景から、マヤ時代の文化遺跡は非常に少ない。唯一、コスタリカ政府が公園として管理しているのは、起源後800年頃に建てられた先住民の集落跡のみであり、ピラミッドなどの遺跡はない。ちなみに、コスタリカには文化財を専門的に管理する省庁が存在しないため、この集落跡は、環境エネルギー省が管轄する自然保護区のひとつとして維持・管理されている。また、コスタリカは、エコツーリズムが盛んな国としても知られるが、その背景には、こうした文化遺産の少なさから、自然を観光資源化せざるを得ない歴史的事情がある（武田：2012）。

²¹ しかしながら、先住民の人々は、居留地以外での居住を制限されているわけではない。2011年の国勢調査によれば、全先住民の内53.4%の人々は居留地以外で生活している。他方、居留地には非先住民族系のコスタリカ人が入植・居住しており、同じく2011年の時点では居留地在住者のうちの12.3%が非先住民族系であるとされている（Mideplan：2015）。このように、居留区内のメンバーシップは流動的である。

される先住民コミュニティではない。農地を求めて開拓をしていったメスティソ（ヨーロッパ系移民と先住民族の混血）が築いてきた新興コミュニティである。

本稿では深く検討できないが、「移民が形成した社会」は、自然保護区の増加と関係があると筆者は考えている。次節以降で詳述するように、1980年代までのコスタリカの自然保護区は、要塞型保全（fortress conservation）を基本としてきた。要塞型保全とは、対象となる自然を、まさに要塞のように柵などで物理的に囲い込む排他的な保護区である（目黒：2011）。そのため、資源利用を求める地域住民との間に軋轢を生みやすい。特に、先住民族などのように、地縁集団の生活圏に保護区を設置する場合、土地所有や文化的問題を巡ってコンフリクトが生じやすい。しかし、不幸にも居留地政策によって隔離され、先住民族の人口が総人口の2%に満たないコスタリカでは、土地所有を巡る反発が少なかったことが想像される。

2-1-2： コスタリカの特徴②：安定した治安 一軍隊の放棄と永世中立宣言

第二の特徴は、治安が安定していることである。コスタリカで起こった最後の内戦は、1948年に行われた大統領選挙の結果を巡って起こった。対立候補の陣営の衝突が、内戦へと発展したのであった。戦闘は6週間で終結したものの、死者数は2,000名を超えたといわれ、コスタリカ史上最悪の内戦となった（足立：2009）。内戦に勝利した José Figueres 暫定大統領（1948-1949）は、1949年に現行の憲法を作成した。新憲法は、社会福祉や公共サービスの制度化、選挙裁判所の設置を核とした不正選挙の防止、強権が振るわれてきた行政権の制限、それまで認められていなかった女性や黒人の投票権を承認するなど、社会福祉を重視する内容であった（小澤：2004：91）。その中でも革新的であったのは、国軍の廃止を規定したことである（第12条）。国軍を廃止した目的としては、軍事クーデターの目を摘み取ると同時に、軍事費を削減することで戦後の経済復興に充てるためだったとされている。なお、内戦の前年（1947年）にコスタリカは、米国を中心とした反共軍事同盟であるリオ条約に加盟していた。すなわち、事実上、隣国パナマに駐留する大規模な米国の「軍事力の傘」の下にあったことが軍隊放棄を可能にした要因でもあった（小澤：2004：91）。

コスタリカは、日本の自衛隊に相当するような防衛軍も有しておらず、国内治安は警察によって維持されている。ちなみに、憲法は、軍隊の放棄を定める一方で、戦争の放棄や個別的自衛権については否定していない。また、憲法147条では、再軍備を行う際の手続きが定められており、憲法上は軍隊の再結成が可能となっている（竹村：2004a）。しかしながら、1948年に国軍が解体されて以降、現在に至るまでコスタリカは国軍を有していない。

一方、近隣のニカラグア、エルサルバドル、ホンジュラスでは、1980年代に米ソ対立を背景とした紛争が勃発し、「中米紛争」と呼ばれる時代を経験した。その最中の1983年、モンヘ大統領（1982-1986）は、永世中立、積極的中立、非武装中立を軸とした「中立宣言」

を行っている²²。それだけでなく、コスタリカは中米紛争の仲裁役として振る舞った²³。1987年には、コスタリカとグアテマラの呼びかけによって、ニカラグア、エルサルバドル、ホンジュラスの大統領を首都サンホセに招き、中米平和サミットを開催した。当時のアリアス大統領（1986-1990）は、サミットで示された平和プランの国際的な支持を取り付け、中米紛争を終結させた。後にその功績が称えられ、アリアス大統領はノーベル平和賞を受賞している。武装放棄によってクーデターを封じ、平和を維持してきたコスタリカは、軍事独裁政権が支配的であったラテンアメリカにおいて特異な存在であったといえる。このような背景から、「中米のスイス」と賞賛されている（Siligson and Martinez : 2009）。

2-1-3: コスタリカの特徴③: 政治的安定 一進んだ民主主義

第三の特徴は、政治的な安定である。コスタリカは、1953年に民主主義体制を確立し、現在に至るまで続いている。これは、多くの国々が軍事独裁政権による民主主義の断絶を経験したラテンアメリカにおいて例外的な存在である。コスタリカは、アルゼンチンとウルグアイと並んで「ラテンアメリカの三大デモクラシー国家」とも表現されているが（Peeler : 1985）、これらの国の中でも、最も早く民主主義体制を築いた国家である（尾尻 : 2012、レイプハルト : 2014）。

コスタリカの民主主義が評価されているのは、単に公正・公平な選挙制度に基づいた代表民主制が行われているからではない。尾尻によれば、コスタリカの民主主義は、ヨーロッパのリベラル・デモクラシーの流れを汲んでいるという。リベラル・デモクラシーの要件として、国民権、市民的自由、三権分立が挙げられるが、これらに加え高い司法の独立あることがコスタリカの民主主義の特徴であるとしている（尾尻 : 2014）。それを象徴するのが、憲法裁判所（La Sala Constitucional）の存在である²⁴。憲法裁判所は、1989年の憲法改正によって設立された裁判所で、三権が対立した際の「問題解決機関」として位置づけられている（尾尻 : 2014 : 37-38）。また、コスタリカ人は誰でも、自分の権利を侵害されたと感じたら憲法裁判所に訴えることができ、一般市民が公権力の権力濫用から身を守る手段としても認識されている（Solano : 2009 : 343）。他方、この制度のために、意思決定の後の実施に非常に時間がかかる。例えば、公共事業の工事が始まった後に、周辺住民が環境権（3

²² 中立国であっても政治・道徳・イデオロギー的には西欧を支持している。それは、（人間の尊厳を守るための）民主主義を守るために、共産主義を退くべきとする「反共的中立主義」思想に基づいている（小澤 : 1997）。

²³ 1980年代のコスタリカは経済危機の最中にあつた（2章4節）。同時期に起こった中米紛争は、大量の難民を流入させ、コスタリカ政府はさらなる経済的苦境を強いられることとなった。このような背景もあり、紛争解決へ乗り出した（竹村 : 2004b）。

²⁴ 憲法裁判所は、最高裁判所の第一法廷（民事裁判所）、第二法廷（労働裁判所）、第三法廷（刑事裁判所）と並んで、第四法廷に位置付けられていることから、一般的に、第四法廷を指すサラ・クアトロ”Sala IV”の名称で呼ばれている。

章で詳述)を侵害されたとして憲法裁判所に提訴をすることも可能である。審査の間、工事は中断せざるを得ないため、単純な工事ですら完成までに時間を要する。このように、効率よりも民主的な手続きを優先している(山岡:2014)。

また、コスタリカの憲法は、国民の生活の質を保証する様々な事柄までも保証していることも特徴である。それは、最低賃金(第57条)、週休制(第59条)、労働組合(第60条)、ストライキ権(第61条)、団体交渉権(第62条)といった労働者の権利の保証だけでなく、住宅建設(第64条)、社会保険整備(第73条)、教育の機会の提供(第78条)などの細かな規定まで憲法で定められている(尾尻:2014:38)。このような憲法の下、国は、国民に無料の医療と教育を保障している²⁵。社会民主主義的な福祉国家であることが、コスタリカの特徴である(宇佐美:2014)。

以上をまとめると、コスタリカは、①先住民族の人口が少なく、ヨーロッパ移民とメステイソがマジョリティを占める社会であり、②米国との関係をうまく保ちながら軍隊を放棄することで、永世中立の立場を保ちつつ安定した治安を維持し、③ヨーロッパ的な民主主義に基づく意思決定が尊重される社会である。このような前提を踏まえた上で、次節から自然保護区制度の発展の歴史をしていくこととする。

第2節： 1940年代～1969年：森林法制定以前の自然保護区政策史

2-2-1： 1950年代—国立公園制度の誕生

コスタリカへの国立公園の導入は、1955年のコスタリカ政府観光局(Instituto Costarricense de Turismo)の設立に始まる。政府観光局の設立根拠となっているのが、同年に制定された「コスタリカ観光局組織法(Ley orgánica del Instituto Costarricense de Turismo N°1917)」である。同法5条では、観光局の役割を「歴史的に重要な建築物や場所、科学的に重要な自然景観、手つかずの動植物が保存されている地域に対し、保護および訪問機会を作る」とし、そのための具体的な業務として国立公園を設置し維持することを定めている。初期の国立公園は、観光局が監督省庁となって設立・管理を行っていたのである。1955年、同法に基づいてコスタリカで最初の国立公園、イラス火山国立公園(Parque Nacional Volcán Irazú)とトゥリアルバ火山国立公園(Parque Nacional Volcán Turrialba)が設置されることとなった。しかし、当該法律には、国立公園内の資源利用の規制や管理方法についてはなにも定められていない。そのため、この時期の国立公園は、自然資源の管理はほとんど行われず、実質的には観光利用のための公園であった(Boza:2015)。実際に、イラス火山国立公園では、1995年に天然資源・エネルギー・鉱山省(現在の環境エネルギー

²⁵ 公立の学校、医療機関に限る。

一省)の省令(No 24700-Mirenem)によって利用規則ができるまで、公園内の自然に関する管理計画は作られていなかった(Boza : 2015 : 146-147)。トゥリアルバ火山国立公園も同様に1997年まで自然に関する管理計画は作られていなかった(ACCVC y Onca Natural: 2008)。すなわち、コスタリカの保護区制度の出発は、自然保護よりも観光利用の性格を持っていたといえる。

政府観光局の中に国立公園を統括する組織を作り、前述の2つの国立公園の設立を提案したのは、シカゴ出身のKenton R. Miller氏²⁶とドイツ出身のGerardo. Budowski Wolfgang氏²⁷であった(Boza : 2015)。特に、Miller氏は、後に、コロンビア、ブラジル、キューバ、ベネズエラ、チリなどのラテンアメリカ諸国で自然保護区・国立公園の設立および管理を支援するコンサルタントへと転身していく人物である。このような背景から、コスタリカの国立公園制度は、Miller氏の母国であるアメリカ合衆国を参考にした制度となっている(Boza : 2015)。すなわち、新大陸型の「営造物公園²⁸」を基本とした国立公園である。

Miller氏もBudowski氏も、1942年に設立された国立の研究機関「インターアメリカ農業科学局(Instituto Interamericano de Ciencias Agrícolas 略称IICA)」に所属する自然科学者であった。IICAは、農業技術の向上を目的に設立された研究機関である。同様に、1940年代は、国内最初の大学(コスタリカ大学Universidad Nacional de Costa Rica)や国立農業学校(La Escuela Nacional de Agricultura、後にFacultad de Agronomíaに改称)といった高等教育・研究機関が相次いで設立された時期であった(Chacón : 2003)。また、1960年代以降に自然保護区行政を担っていく農業省(Ministerio de Agricultura 現在の農牧省Ministerio de Agricultura y Ganadería 略称MAG)が設立したのも1949年のことであった²⁹。1940年代に農業系の研究機関や行政組織が発達した背景には、当時、コーヒーを中心とした農作物が国家財政を支える重要な貿易品であったことが考えられる。当時、コーヒー栽培は、グアテマラやエルサルバドルといった隣国でも盛んに行われており、

²⁶ その後、1969年に森林庁内に国立公園局が設立した際にもアドバイザーを務めた。また、サンタロサ国立公園(Parque Nacional Santa Rosa)の設立に尽力した他、同国立公園において国内で初めての管理計画書(plan de manejo)を作成したことで知られる(Boza:2015:193-194)。

²⁷ 1956年から1967年までIICAにて勤務。その後、1976年から1986年まで、天然資源局(Departamento de Recursos Naturales)の局長、1986年から2000年まで国連平和大学(コスタリカ・サンホセ県)の再生可能な天然資源学部(Recursos Naturales Renovables)学部長を歴任(Boza : 2015 : 195-196)。

²⁸ 営造物公園とは、国が国有地として土地所有権を保有した上で、公園専用地域として管理する形態である(加藤 : 2008 : 20-21)。

²⁹ 同時に、農業省内には、林業に関わる組織「森林協議会(Consejo Forestal)」が設けられた。同組織は、1961年に耕地・植民局(Instituto de Tierras y Colonización 略称ITCO)へ改変され、森林行政および移住行政を担うこととなった。1960年代以降に深刻化する森林伐採は、同局による政策が深く関連することとなった。(Chacón : 2003)

これらの国の農産物との差別化を図らなければならなかったコスタリカの事情があったためである（小澤：2010）。このように、コスタリカにおける自然科学研究は、農業分野から発展していったことが一つの特徴であった。

1949年に内戦が終結し、治安を取り戻した後には、多くの欧米研究者がコスタリカを訪れることとなった。とりわけ、1950年代には、政府が積極的な招聘が行われ、国内の研究機関の要職に海外の研究者が就くこととなった（Chacón：2003）。このような流れの中で、Miller氏をはじめとしたキーパーソンがコスタリカでの研究活動を開始していくこととなった。

1950年代後半に入ると、農業中心であった研究テーマも、生物学全般へ拡大していった。その中心的役割を果たしたのが1957年にコスタリカ大学に開設された生物学部（Departamento de Biología de la Universidad de Costa Rica）である。同学部には、農学に限らず動物行動学や動物地理学などの研究者が招聘され、コスタリカの生態系研究の基礎を築いていくこととなった（Chacón：2003）。ここには、筆者が現地調査を行った村落において、長年ウミガメの保全活動に従事したアメリカ人生物学者Robinson氏なども在籍していた（5章で詳述）。

以上のように、1940年代に国立の研究機関が設立され、内戦終結後の1950年代より海外からの研究者の誘致が始まった。当初は農業科学から始まった自然科学研究も、徐々に生態系全般を扱うようにシフトし、これらの研究に携わる海外の研究者らによって、国立公園制度が提案されていくこととなった。しかし、当時の国立公園は、レジャー目的の色が強く、行政による自然資源管理は行われていなかった。このような状況が変化していくのは、1960年代以降である。

2-2-2： 1960年代—海外出身の研究者による自然保護区誘致運動の萌芽

海外から招聘された研究者らによる研究調査が進み「コスタリカの自然」の価値が明らかになっていくと、研究者らは、政府に公的な自然保護の必要性を訴えるようになった。この過程で、研究者らが関連省庁に掛け合い、保護区設置申請が行われている（Chacón：2003）。しかし、当時、法的に認められた保護区は、政府観光局が管理する国立公園のみで、それ以外の保護区カテゴリーは存在していなかった。しかも、前節で述べたように、国立公園は、レジャーを目的としているため自然保護区としての性質が薄く、自然資源の管理は行われていなかった。そこで政府は、研究者からの申請に対して個別の法律を作ることで対応し、1960年代に5つの自然保護区が誕生した（Boza：2015）（表2）。

個別法によって設立が認められた保護区の代表例が、1964年に制定されたLey N°3459である。同法は、法律番号のみで法律名称は付けられていないが、カルタゴ県のマルヘネス

地区に自然保護区（レベンタード川自然保護区／Reserva Nacional Rio Reventado）を設立することを目的に作られた法律である。条文は、全3条の短いものであり、1条で保護区が設置される範囲が、2条で管理主体が明記されている。しかし、管理主体に関しては「保護区の管理は政府（el Gobierno）が行う」と書かれているのみで、管轄省庁など具体的な管理者や管理体制については定められていない。

また、法律ではなく、各省庁の省令によって設立された保護区も存在した。例として、1964年に設立された「マッチョ川森林保護区（Reserva Forestal de Rio Macho）」が挙げられる。同保護区は、土地入植管理局の省令(N°1-ITCO)によって設立された保護区である（Boza：2015：190-191）。

これらの保護区の設立に尽力したのは、熱帯科学センター（Centro Científico Tropical 略称 CCT）に所属する研究者らであった。CCTは、1962年に設立された研究機関である（Boza：2015）。その特徴は、ODAなどを財源して活動するNGOであり、国の公的機関ではないという点である。設立にかかわったのは、いずれもIICAに所属していた海外の研究者で、1961年までIICAの自然資源局長（Departamento de Recursos Naturales）を務めていたLeslie Holdridge氏（米国出身）が中心となり、生物学者のJoseph Tosi（米国出身）氏とCharles Lankester氏（イングランド出身）の3名によって立ち上げられた（Chacón：2003）。同センターは、コスタリカの生態系の公的な保護の必要性を訴えており、独自のナショナルトラスト運動や政府へのロビー活動を通じて保護区の指定に貢献した団体である。特に1970年代以降の保護区指定に大きく影響を及ぼした（後述）。

表 2 森林法制定以前（～1969年）に作られた自然保護区

設立年	保護区名（和訳）	保護区名（西語）	法的枠組
1963	国立カーボ・ブランコ厳正保護区	Reserva Nacional Absoluta Cabo Blanco	大統領令 N°10
1964	マッチョ川森林保護区	Reserva Forestal de Río Macho	省令 N°1-ITCO
1964	国立レベンタード川保護区	Reserva Nacional del Río Reventado	法律 N°3459
1966	サンタロサ国立歴史公園	Monumento Nacional Santa Rosa	法律 N°3694
1968	ファン・カストロ・ブランコ国立森林区 ³⁰	Bosque Nacional Juan Castro Blanco	法律 N°4052

³⁰ 後にアグア・ファン・カストロ・ブランコ国立公園に改称(Parque Nacional del Agua Juan Castro Blanco)。

また、1963年には、熱帯研究機構（Organización para Estudios Tropicales 略称 OTS）が誕生した。同機構は、熱帯地域の生態系に関する研究調査と教育を行う機関で、米国、オーストラリア、ラテンアメリカ諸国の63の大学によって運営される NGO である³¹。

このように、NGO が台頭し生態系研究のアクターが広がりを見せたことが1960年代の特徴であった。そして、運動の牽引役となったのは、やはり海外の研究者であった。

第3節： 1969年～1970年代：森林法の制定以降の自然保護区政策史

1960年代末、行政による本格的な自然保護区の管理が開始された。きっかけとなったのは、1969年に森林法（Ley Forestal N°4465）が制定されたことである。森林法35条において国立公園以外の自然保護区が定められると共に、保護区を管理する行政機関である森林庁が誕生した。本節では、森林庁による資源管理の構造を解説すると共に、森林法制定以降の自然保護区政策の歴史を整理する。

2-3-1： 1969年—森林法の制定と森林管理局・国立公園局の誕生

図1は、コスタリカの森林被覆率の推移を示した図である。これを見ると、1980年代まで、森林が減少し続けていることが判る。とりわけ、1960年代から70年代までは急速な森林減少が起こった時期であった。森林減少の要因は、国内外で牛肉需要が高まったことをうけて、放牧地が過剰に拓かれた為であると言われている。Myers は、米国においてファーストフード産業が発展したことで、安価な牛肉の調達先を中南米の開発途上国に求めることとなり、その結果、放牧地を拡大するために森林伐採がおこったと主張する。このモデルはハンバーガー・コネクションと呼ばれ、コスタリカをはじめとした中央アメリカ諸国の森林減少を説明するために使用された（Myers：1981）³²。実際に、1980年代中期のコスタリカは、米国への牛肉輸出国で第三位に位置していた（狐崎：1997：194）。

しかし、コスタリカ政府は、（結果として森林破壊を招くこととなった）放牧地の開拓を支援していた。1970年代初頭には、コスタリカの農業融資総額の半分を牧畜が占めている（狐崎：1997：194）。その背景には、牛肉部門が急成長し、精肉が新たな外貨獲得の資源となったことに加え、首都近郊の人口増加が顕在化したことが挙げられる。政府は、人口分散を行うため、地方への入植を推奨するようになった。1961年に、土地入植管理局（Instituto

³¹ OTS の HP より。 <http://www.ots.ac.cr/index.php?lang=es> （最終アクセス 2015 年 11 月 7 日）

³²。とりわけ、4 章以降で取り上げるグアナカステ県は、国内で最も森林減少が激しかった地域であった（E Vance：1999）。

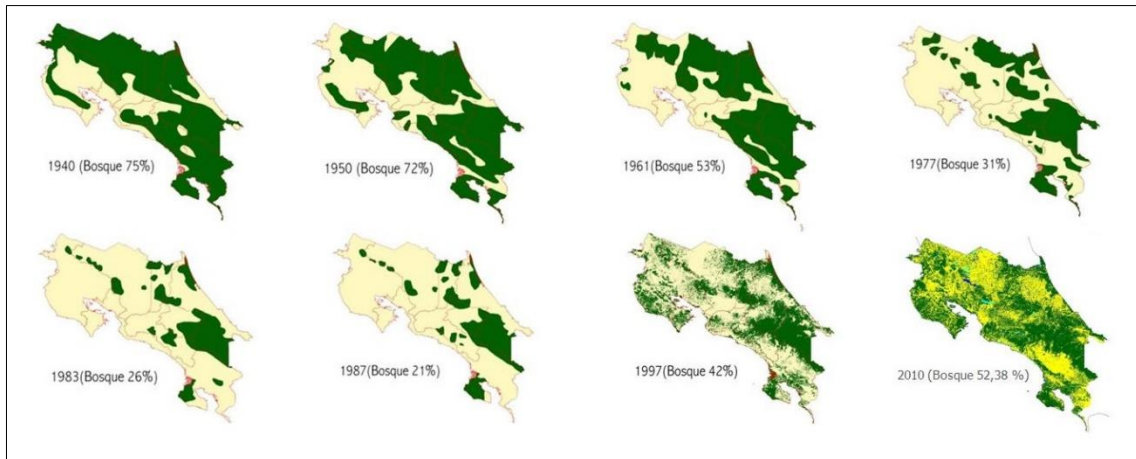


図 1 森林被覆率の変化 (コスタリカ国家森林基金 (FONAFIFO) の HP³³より引用)

de Tierras y Colonización 略称 ITCO) ³⁴が設立され、「未開拓」であった森林地帯の土地が無償で譲渡され、入植者を支援した。

(Edelman : 1999)。Salinas によれば、1961 年から 1982 年の約 20 年間で、ITCO によって、783 の農村 (合計 709,760ha) が拓かれ、64,595 世帯が入植したという (Salinas : 1999 : 411-412)。ちなみ、開拓地の森林管理を担っていたのも ITCO であった。しかし、ITCO は、開拓および移住の促進を主な業務としていたため、森林管理の中でも、とりわけ利用に比重が置かれ、保護・保全は進まなかった (Chacón : 2003)。結果として、コスタリカ政府自身が森林伐採を後押しする結果となった。

急激な森林減少を背景に、コスタリカ政府は、1969 年に森林法を制定し対策に乗り出すこととなった。森林法の目的は、失われた森林を再生させることと、開発を逃れた森林を守ることであった。そこで、前者に関しては、森林保有者に対してマーケット・インセンティブを活用した植林政策が展開されると共に³⁵、後者に関しては、新たな自然保護区のカテゴリーを定め、森林の保護が行われることとなった。また、これらの事業を管轄する新たな行

³³http://www.fonafifo.go.cr/documentacion/biblioteca/galeria/desarrollo_comercializacion/fotografias_desarrollo_comercializacion/Cobertura_Costa_Rica.jpg (最終アクセス 2015 年 7 月 6 日)

³⁴ 1982 年に Instituto de Desarrollo Agrario (略称 IDA)、2012 年には Instituto de Desarrollo Rural (略称 INDER)に名称を変更している。

³⁵ 1979 年、政府は、植林を行った森林保有者に対して減税措置を開始した。植林活動にかかる費用 (道具を購入費用など) を所得税から減税するという措置であった。しかし、当該制度は、既に伐採された森林の再生を対象としていたため、当時残っていた原生林を開発から守るためのインセンティブとはならなかった。そこで、1979 年から、植林活動に加えて森林を保全している土地所有者には、報奨金が支払われるようになった (松本 : 2003)。これは、後の「生態系サービスへの支払い制度 (Payment for environmental Service / 西語 : Pago por Servicios Ambientales、略称 PSA)」として知られる。

政機関として、森林庁 (*Dirección General Forestal*) の設立が定められた。森林庁は、農牧省の外局にあたる組織であり、森林資源の管理を目的とした組織である。さらに、森林庁の下部組織として、自然保護区の管理を担う森林管理局 (*Administración Forestal del Estado*) と国立公園局 (*Servicio de Parques Nacionales*) が設置された (図 2) (なお、国立公園局は、1977 年に国立公園庁に変更している³⁶)。行政が森林資源管理や自然保護区の管理に関わっていく契機となったという点で、森林法の制定は画期的な法律であった。なお、森林管理局および国立公園局の立ち上げには、初期の国立公園制度立ち上げに関わった Miller 氏がアドバイザーとして関わっている (Boza : 2015)。

³⁶ 国立公園庁設置に関する法律 (Creación del Servicio de parques Nacionales N°6084) による。

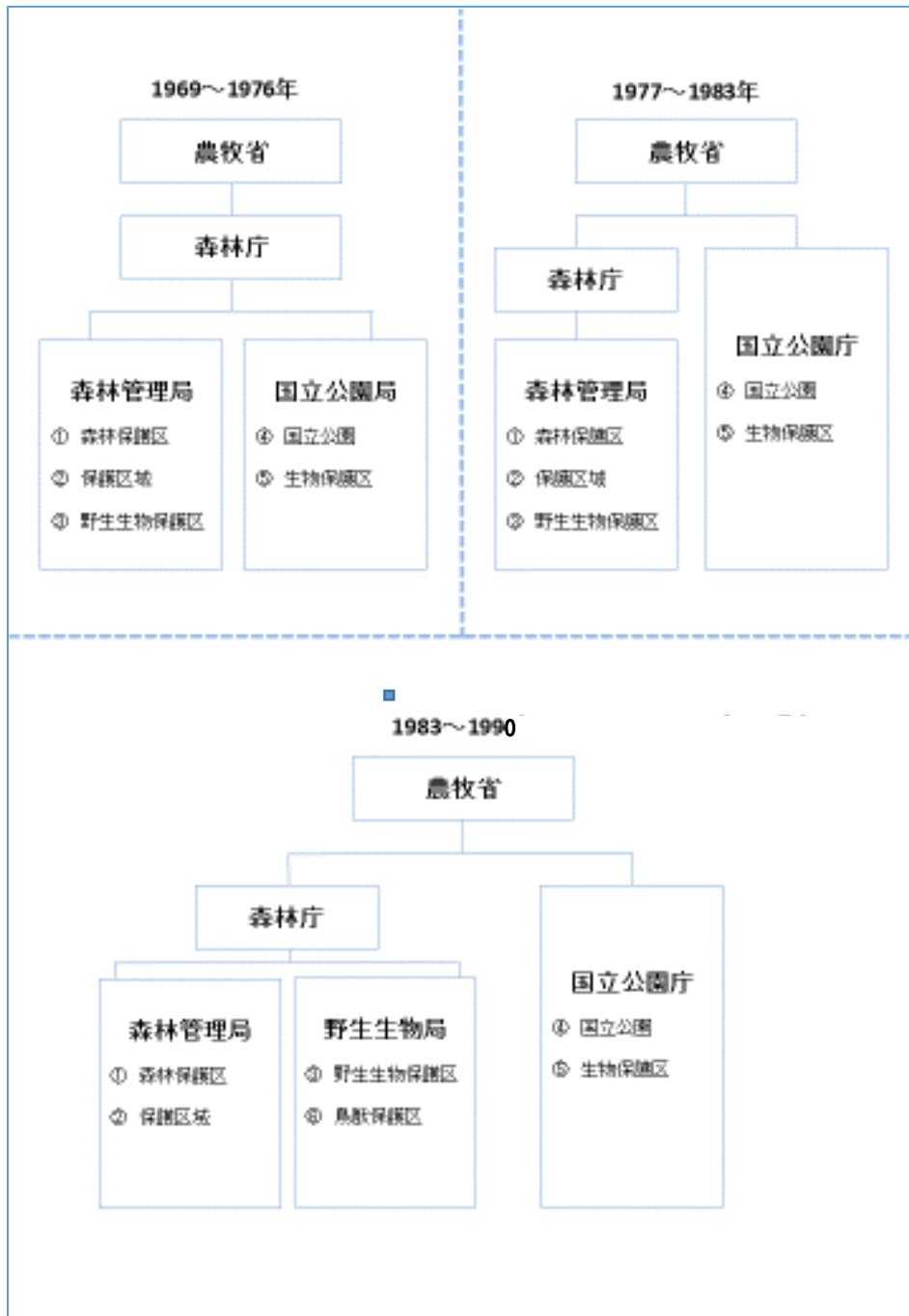


図 2 自然保護区を管理する行政組織の変遷 (1969年~1990年)

2-3-1: 森林法で定められた保護区カテゴリーと意思決定システム

森林法 35 条では、以下の 5 つ自然保護区のカテゴリーを定めている。

①森林保護区 (Reservas Forestales)

木材生産を主とした森林であり、かつ特に自然の喪失が危惧される森林地。

②保護区域 (Zonas Protectoras)

森林や林業に適した土地であり、水の調整機能を規制するため、土壌と水の流域の保護を目的とする保護区。

③野生生物保護区 (Refugios Nacionales de Vida Silvestre)

野生の動植物の管理と育成のために保護・保全する森林。

④国立公園 (Parques Nacionales)

国の重要な景勝地と動物相・植物相を保全するための区域。公的な監督の下で、自然と親しむことができる公園。

⑤生物保護区 (Reservas Biológicas)

野生動物や生態系の教育・研究を目的に保全された森林。

このうち、①から③までを森林管理局が、④と⑤を国立公園局が管轄することとしている。なお、森林庁の資源管理方針に関する意思決定は、農牧省の大臣を議長とした森林評議会 (Consejo Forestal Nacional) が行う。森林評議会の設立は森林法 29 条によって定められ、その構成員は、下記の通りと定められている。協議は半年に一回行われ、この席で、森林管理局と国立公園局の指針が一元的に決定される。このように、森林庁の意思決定は、中央集権的でありトップダウンで行われていた。

森林法 (Ley Forestal N°4465)

30 条 森林評議会の構成

- b) 農牧省の大臣または副大臣または森林局副局长
- c) 国家経済政策省大臣 (Ministro de Planificación Nacional y Política Económica)
- d) 農業開発局局长 (Instituto de Desarrollo Agrario)
- e) 上下水道局局长 (Instituto Costarricense de Acueductos y Alcantarillados)
- f) 全国林業商工会議所の代表者 (Cámara Nacional de Empresarios Forestales)
- g) 林業法人の代表 (las corporaciones forestales)
- h) 林業協同組合の代表 (cooperativas forestales)
- f) 林業高等学校の代表 (escuelas forestales de educación superior)
- i) 森林科学に関する有識者グループの代表

*代表者はそれぞれの組織から任命された者とする。
評議会は、半年に一回の会合を持つこと。審議にあたっては、(公立または私立を問わず)森林の保護・利用・管理を行っている他の関係機関の代表者を招へいすることができる。

2-3-3: 1970年—全国生態系調査の実施と急増する自然保護区

森林法が制定され、自然保護区が制度化されたことによって、1970年代を通じて保護区の数が増加していきこととなった。森林法制定以前に7区だった保護区は、1970代末には47まで増加した(Boza: 2015: 901-906)。森林庁が発足し、行政が自然保護区を管理するようになった後にも、保護区の指定を政府に促していったのは、やはり外国人研究者であった。1970年代の特徴は、国際機関からの援助を財源とした活動が展開されるようになったことである。

例えば、先述の熱帯科学センター(CCT)では、1972年から1975年にかけて国際資源保護連合(IUCN)の資金を財源に、大規模な生態調査プロジェクトを実施した(Tosi: 1975)³⁷。この調査プロジェクトは、まだ保護区に指定されていない地域の「潜在的な自然」の掘り起しと評価を目的としており、調査結果をもとに、新たな自然保護区の設置を政府に働きかけた。その結果、コルコバード国立公園(Parque Nacional Corcovado、1975年設立)、ミラヴァジェス保護区域(Zona Protectora Miravalles、1976年設立)、アレナル森林保護区³⁸(Reserva Forestal de Arenal、1976年設立)、パロベルデ野生生物保護区³⁹(Refugio Nacional de Vida Silvestre Palo Verde、1977年設立)、カーニョネグロ野生生物保護区(Refugio Nacional de Vida Silvestre Caño Negro、1984年設立)カウイータ国立公園(Parque Nacional Cahuita、1978年⁴⁰)、ガンドカ・マンサニージョ野生生物保護区(Refugio Nacional de Vida Silvestre Gandoca-Manzanillo、1985年設立)などの保護区が誕生した⁴¹。

³⁷ プロジェクト名"Potential National Parks, Nature Preserves, and Wildlife Sanctuary Areas in Costa Rica: A Survey of Priorities."

³⁸ 現在は、テノリオ国立公園(Parque Nacional Volcán Tenorio)とテノリオ保護区域(Zona Protectora Tenorio)に分割されている。

³⁹ 現在は、パロベルデ国立公園(Parque Nacional Palo Verde)。

⁴⁰ カウイータ国立公園は、1970年にカウイータ国立記念物(Monumento Nacional Cahuita)として誕生したが、1978年に国立公園となり「自然保護区」としての管理がスタートする。

⁴¹ "Former Sterling man devoted life to preserving Costa Rica" in The Landmark

http://www.thelandmark.com/news/2007-01-11/sterling_news/051.html 2015年8月30日最終アクセス

CCT は、国家による保護区管理を推奨する一方で、独自に運営・管理するプライベートな保護区も保有していた。それが、1972年に設立されたモンテベルデ雲霧林保護区 (Reserva Biológica Bosque Nuboso Monteverde) である (Bosa : 2015)。モンテベルデは、1951年から米国・アリゾナ州出身のクエーカー教徒 44 名が共同で土地を購入し、入植した私有地であった (松本 : 2004)。1970年代に入り、アメリカ人生物学者 George Powell が、この地で固有種のカエル⁴²を発見したがきっかけとなって、環境保護の熱が盛り上がっていくこととなった。その結果、CCT を管理主体とした保護区が作られることとなった (Vivanco : 2006 : 51)。当該保護区は、10500ha の土地におよぶ広大な保護区であり、現在では年間 70,000 人の観光客が訪れる人気の観光地となっている。

一方、研究機関の動向としては、それまで陸域が中心だった生態調査が、海域でも行われるようになった。海洋生態系研究の中核を担ったのが、1973年に設立された、「コスタリカ国立自治大学 (Universidad Nacional Autónoma de Costa Rica 略称 UNA)」である。同大学では、学内組織として国立海洋研究所 (La Estación Nacional de Ciencias Marino Costeras 略称 ECMAR) を立ち上げ、国内 3 カ所に海洋生物学観測所を設置している⁴³。コスタリカ国立自治大学の設立は、海域の生態系研究が本格的に行われる足がかりとなった (Chacón : 2003)。

さらに、また環境教育の実践も始まった。1977年に設立された国立通信大学 (Universidad Estatal a Distancia 略称 UNED) は、現在でも環境教育に力を入れる大学として知られている。国立通信大学は、遠隔地に暮らす人々に高等教育を受ける機会を作る目的で設立された大学である⁴⁴。そのため、当初は農村地域の開発に関連する実益的な教育が中心であったが、次第に農村開発の潮流が「持続可能な開発」へとシフトしていく中で、環境教育が取り入れられることとなった⁴⁵ (Chacón : 2003)。

以上、1969年の森林法制定から1970年代末までの歴史を概観した。森林法の制定によって、自然保護区が制度化すると共に、森林庁 (森林管理局および国立公園局) が誕生し、行政による本格的な資源管理が開始されることとなった。それによって、コスタリカ国内の自然保護区は、急激に増加することとなった。しかし、政府に対して自然保護区の指定を促していったのは、やはり海外出身の自然科学者たちであった。しかし、1960年代以前と状況が違っているのは、コスタリカの国立研究機関に所属しながら活動していた自然科学者たちが、

⁴² 学名 *Incilius periglenes*。一般名称 golden toad と名付けられた。1989年に絶滅。

⁴³ La Estación de Biología Marina de Puntarenas、La Estación de 28 millas, La Estación de Río Macho en Cartago の 3ヶ所。

⁴⁴ 国立通信大学 HP による。 <http://www.uned.ac.cr/> 2015年12月6日最終アクセス。

⁴⁵ 1988年には、UNESCOの出資によって環境教育委員会 (Comisión Nacional de Educación Ambiental, 略称 CONEA) が立ち上げられた。これによって初等教育・中等教育の現場において、体系的に環境教育が行われるようになった。

NGOなどを立ち上げて独立し始めたことである。特に、1970年代は、国連をはじめとした国際機関から、環境保全の開発援助が動き始めた時期であり、自然科学者たちは、こうした資金を巧みに利用しながら独自の活動を展開していった。続く1980年代には、海外からの援助がさらに盛んになり、市場原理に基づいた保全活動も展開されていくこととなる。

第4節： 1980年代：ネオリベリズムと「持続可能な開発」の台頭

2-4-1： ネオリベリズム化するコスタリカ社会

1980年、コスタリカ経済は大きな危機に直面した。第二次オイルショックとそれに伴って現れたコーヒー価格の下落や金利の上昇によって打撃を受けたためである。1982年の1人あたりのGDPは10%減少し、インフレーションは年間90%に跳ね上がった（Molina y Parmer：2009）。債務不履行に陥ったコスタリカは、1985年より世界銀行とIMFの支援を仰いだ。両者の監督のもとに行われた3段階の構造調整プログラム⁴⁶の結果、ネオリベリズムを基本とした小さな政府と輸出指向の工業国を目指すこととなった（Edelman：1999）。具体的には、世界銀行、IMF、米州開発銀行（USAID）、米国政府が提案した財政再建策のリストに基づいて、コスタリカ政府は以下の7点の改革を行うと約束した。①財政規律を守る。②公的支出は生産と最も貧しい層を守るために使う。③微税基盤を拡大し、税率を下げる税制改革を行う。④金利の自由化を実施する。⑤貿易自由化を行う。⑥国際金融取引の自由化を行う。⑦国営企業の民営化、経済の規制緩和、私有財産権の拡大を行う（山岡：2014：10）。

しかし、構造調整プログラムは、インドネシア、韓国、タイなどの一部の国を除いて失敗した。財政引締めの一環としての緊縮政策のしわ寄せは、貧困層ほど影響が大きく、結果的にさらなる格差拡大を招いたためである（松下：2007）。貧富の差の拡大は、コスタリカでも例外ではなかったが、他のラテンアメリカ諸国と比べ、構造調整のショックは少なく済んだ。その理由として、山岡は2つの点を指摘している。一つは、1982年から1989年にかけて、米国（国際援助庁）から合計10億ドル以上の資金調達を受けることができたため、国内通貨の

⁴⁶ 構造調整プログラムとは、対外債務の返済に支障をきたした国に対して世界銀行・IMFが提案する政策パッケージである。①通貨引き下げによる輸入力の強化と輸入の制限、②政府の公的支出の削減、③価格統制の撤廃、④輸出入や為替の管理の撤廃、⑤国営企業の民営化などの政策の採用を条件に、債務国への貸し出しが行われる（毛利：1995）。ラテンアメリカにおいては、軍事政権による国家中心経済が衰退した1960年以降、累積債務が深刻化した。そこで、ラテンアメリカの多くの国が、構造調整プログラムを受け入れることとなったが、結果的には、さらに経済状況は悪化し「失われた10年」とも言われた（水野：1989）。このような政策の効果に対する批判に加え、援助の対価として、ドナーが破壊の構造改革を迫る介入の仕方に対する批判も起こり、国連の開発に対する批判熱が高まることとなった（松下：2007）。

暴落を防ぐことができたことである。もう一つは、進んだ民主主義を持っていたために、ネオリベラリズム体制への移行が、他国に比べて比較的ゆっくり進んだことである（山岡：2015：9）。

コスタリカ政府のネオリベラリズム化は、自然保護区の管理・運営に3つの影響をもたらした。ひとつは海外からの投資が自由化されたことによって観光業が飛躍的に成長し、自然保護区が観光資源へと変わっていったことである。特に、米国を中心とした外資系のディベロッパーによって、沿岸域を中心にリゾート開発が進むと共に、外国人向けの別荘地が建設されていった（Honey *et al.*：2010：32-47）。観光による外貨獲得高は、1984年の1億1700万ドルから1987年には1億3600万ドルまで増え、さらに1993年には5億7700万ドルへと成長している（Weaver：1996：52）。そのため、観光業の成長期にあたる1980年代後半から1990年代前半は、「観光ブーム」と呼ばれている（Honey：2009）コスタリカは、遺跡などの文化資源に乏しいことから、自然が観光商品とせざるを得ない。そこで、外国人研究者らによって発見されていったコスタリカの「貴重な自然」は、観光資源へと変化し、自然保護区はエコツーリズムを提供する場として機能することとなった（武田：2012）。

ふたつ目の影響は、自然保護区の行政改革が行われたことである。緊縮財政策として行われた政府機関の小型化は、主に福祉分野から始まった。このようなトレンドが、1990年代になって保護区行政のアリーナにも及ぶこととなり大規模な行政改革が行われることとなった（Edelman：1999）（詳細は次章）。

3つめの影響は、NGOの活動を盛んにさせたことである。市場原理に基づいて、政府のムダを省き、事業の縮小や廃止をすることは、国家財政の健全化のためにはやむを得ない判断であった。しかし、事業削減が行われた結果、人々が一部の行政サービスを受けることができない状態、いわゆる「ガバンスギャップ」に陥った。そこでガバンスギャップを埋めるため、NGOが社会的サービスを提供するようになった（Flecher：2013）⁴⁷。環境NGOの活動は、1990年以降、さらに盛んになった⁴⁸。

⁴⁷ ネオリベラルな国家体制の下では、ガバンスギャップを「誰が」埋めるのが課題となり、市民の参加が期待される。すなわち、市民参加は、参加を望む人々による下からの力によって実現されるだけでなく、そもそも市民参加なくして成り立たない社会構造の問題であると言えよう。

⁴⁸ 野生生物保全に関わる事業の見直しの例としては、1990年代に環境エネルギーの事業であった「野生動物保護センター（Centro de Rescate）」の廃止が挙げられる。同センターは、ペットとして違法に飼育されている動物や、交通事故などで負傷した動物を保護し、野生復帰を行うことを目的とした施設である。レスキューセンターが廃止されたことにより、保護された動物は行き場を失うこととなった。そこで、プンタレナス県アギレ郡では、環境エネルギー省に変わって、ある村落の市民団体がレスキューセンター事業を受け入れ運営している。環境エネルギー省からの補助はないため、市民団体が実施するツーリズムの収益によってセンターが維持されている（武田：2015b）。

2-4-2 : 対外債務と自然保護区の交換

経済危機による緊縮財政策を受けて、森林庁および国立公園庁の予算も大幅に削減された。それにも関わらず、1980年代前半は、森林が減少する面積に対して、新たに設置された自然保護区的面積が上回った。Evanceによれば、カラソ大統領が政権を担当した1978年から1982年の4年間、減少した森林面積が451,000エーカー（国土の3.5%に相当）であったのに対し、新たに保護区化された面積は583,000エーカー（国土の4.7%に相当）に及んだという（Evance : 1999 : 110）。保護区の増加を後押ししたのは、CCTが1982年に発表した報告書「コスタリカの自然資源保全のための保護区設置の可能性（Areas potenciales para unidades de conservación de recursos naturales en Costa Rica）」である。同報告書の推薦によって、コスタリカーパナマ友好国際公園（Parque Internacional La Amistad Costa Rica – Panamá, 1982年設立）、バラビジャ生物保護区⁴⁹（Reserva Biológica de Barbilla, 1982年設立）、ウビータ島国立記念物（Monumento Nacional Isla La Uvita, 1985年設立）、バラ・デル・コロラド野生生物保護区（Refugio Nacional de Fauna Silvestre Barra del Colorado, 1985年設立）などの大型の自然保護区が誕生した（The Landmark : 2007）。

しかしながら、森林伐採は止まらなかった。経済危機を背景に貧困層が拡大したことで、資源の過剰な利用が進んだためである（Quesada : 1990）。1985年から1988年の森林減少の割合は、年平均で10万ヘクタールに及んだ。これは同時期中米地域で最も高く、アマゾン地帯の森林減少立に匹敵する水準であった（Molina y Palmer : 2009）。

そこで、債務不履行に陥ったコスタリカを支援していたUSAIDは、援助の方針として、単なる経済支援ではなく、貧困対策や公衆衛生など総合的な支援を検討することとなった。その際に、大きな柱となったのが環境保全であった。環境が支援の対象となったのは、1987年に、開発援助の潮流が「持続可能な開発」へとシフトするきっかけを作った「ブルントラント報告書⁵⁰」が発表されたことが影響している。

ドナーであるUSAIDとの力関係のもとで、1988年、アリアス政権（1986-1990）は、「持続可能な開発のための保全戦略（Estrategia de Conservación para el Desarrollo Sostenible de Costa Rica）」を発表した。当該戦略では、持続可能な開発を達成させるために、国際的な環境保全団体と協力関係を結ぶ指針が示されている。その結果、国際自然保護連合（International Union for Conservation, IUCN）、世界自然保護基金（World Wildlife

⁴⁹ 後にバラビジャ国立公園（Parque Nacional Marabilla）に改称。

⁵⁰ 国際連合の「環境と開発に関する世界委員会（World Commission on Environment and Development）」が発表した報告書。正式な報告書のタイトルは、“Our Common Future”。

Found、WWF-US)、コンサベーション・インターナショナル(Conservation International、CI)、The Nature Conservancy などの団体とコスタリカ政府および国内 NGO の連携が図られることとなった (Quesada : 1990)。以降、海外から環境保全の資金が流れることとなった。その例として挙げられるのが、債務環境スワップ (Debt for Nature Swap) である。債務環境スワップとは、開発途上国が先進国の自然保護団体などに対外債務の一部を肩代わりしてもらい、特定地域の環境保全を約束する制度のことであり、ユネスコと IMF および当該制度に賛同する先進国政府 (米国、カナダ、オランダ、スウェーデン、英国)、さらにはコンサベーション・インターナショナル (Conservation International、CI) などの NGO によって実施された政策である (Isla : 2015 : 54) ⁵¹。

コスタリカで最初に債務環境スワップが行われたのは、1988 年のことであった。スウェーデン政府がコスタリカ政府の対外債務 3500 万ドルを買い取り、その対価としてグアナカステ国立公園 (Parque Nacional Guanacaste) が誕生した (Brandon : 2004 : 302)。この時、債務環境スワップの導入を推進し、さらに保全活動の実施主体となったのは、米国出身の生物学者 Daniel Janzen 氏が運営する NGO「グアナカステ乾燥林保全基金 (Guanacaste Dry Forest Conservation Found, GDFCF)」であった (Isla : 2015 : 54)。また、1995 年から 1999 年にかけて、カナダ政府との間で環境スワップを実施している。こちらは、WWF カナダとコスタリカ生物多様性研究所 (後述) が実施主体となり、アレナル火山国立公園 (Parque Nacional Volcán Arenal) などの保全活動に活用された (Isla : 2015 : 54)。

環境保全を目的とした資金が海外から流入することによって、コスタリカ国内では、実施主体となる NGO の活動が活発になった。中でも特筆すべきは、先述のグアナカステ国立公園の設立に尽力した Janzen 氏の活動である。Janzen 氏は、米国出身の生物学者で、ペンシルベニア大学で教鞭をとるかたわら、1970 年代初頭からグアナカステ県北部で継続的なフィールドワークを行ってきた (Allen : 2001)。中でも彼の最も大きな功績は、1989 年に生物多様性研究所 (Instituto Nacional de Biodiversidad、略称 INBio) を立ち上げたことである。INBio は、債務環境スワップなどの財源を基に活動を行っていた NGO であるが、1996 年に大統領令で「公共の利益に資する機関」として指定されている (大澤 : 2013)。1990 年代には、国内に生息する全ての生物種の目録を作成する大規模なプロジェクトを立ち上げ、コスタリカの生態系研究の中核を担う機関となっている (城殿 : 1999)。これらの活動が評価され、Janzen 氏は、1990 年代の環境行政改革にアドバイザーとして関わることとなった (Cabrera : 2010)。

⁵¹ しかし、狐崎はこのメカニズムを通して削減された対外差債務は、総額の 2%に過ぎなかったと指摘している。債券市場が敏感に反応し、取引価格が額面額の 13~15%に跳ね上がったためである (狐崎 : 1997 : 199)。

2-4-3 : 野生動物保護局の誕生と縦割り化する保護区行政

行政の動きとしては、1970年代後半から1980年代末にかけて、自然保護区行政の組織改編が行われた。まず、1977年、国立公園庁設置に関する法律（N°6084）が制定され、森林庁の下部組織であった国立公園局が、農牧省直轄の国立公園庁へと昇格した。さらに、1983年には、野生生物保全法（Ley de Conservación de la Fauna Silvestre N°6919）が発行され、森林庁の外局に野生動物局（Departamento de Vida Silvestre）が置かれることとなった（図2）。野生動物局は、主に植物相の保全を担っていた森林管理局と異なり、野生動物の管理を行うことを目的としている（7条）。野生動物局は、狩猟や汽水域の漁に関する取り締りを行う他、狩猟を目的とした鳥獣保護区（Áreas de Caza Estatal）の設置および管理を役割としている（23条）。また、それまで森林管理局が管理していた野生生物保護区（Refugio Nacional de Vida Silvestre）は、野生動物局に移管された。

また、1990年には、「資源」に特化した省庁が構想され、「天然資源・エネルギー・鉱山省（Ministerio de Recursos Naturales, Energía y Minas、略称 MIRENEM）」が設立された⁵²。同省は、天然資源・エネルギー・鉱山省と森林庁（森林管理局、野生動物保護局）、国立公園庁、気象庁を統合した新しい行政機関である。この組織再編によって、自然保護区行政は、農牧省から MIRENEM へ移管されることとなった。なお、同省は、1995年に「環境エネルギー省（Ministerio de Ambiente y Energía、略称 MINAET）」に名称を変更して現在に至っている⁵³。

以上の組織改編によって、自然保護区行政は、森林庁の外局にあたる森林管理局と野生動物局、および国立公園庁にまたがることとなった。そして、森林および植物の保護・保全は森林管理局、野生動物の保護・保全は野生動物局、観光利用も含めた国立公園の管理は国立公園庁、という棲み分けが出来上がり、完全な「縦割り」型の管理体制となっていった。城殿によれば、自然保護区行政が縦割化したことで、全体の統制が取れず、また業務の重複といった問題点があったという（城殿：1999）。こうした自然保護区行政の「ムダ」は、続く1990年代に見直しの対象となっていく。

第5節 小括

⁵² 「工業・エネルギー・鉱山省の改組に関する法律（Conversión del Ministerio de Industria, Energía y Minas en Ministerio de Recursos Naturales, Energía y Minas N°7152）」を法的根拠としている。

⁵³ 正確には、2008年に環境エネルギー通信省（Ministerio de Ambiente, Energía y Telecomunicación）に変更した後、2013年に再度、環境エネルギー省に名称を戻している。

コスタリカの自然保護区の歴史は、1955年の国立公園の制度化に始まる。しかし、当時の国立公園は、政府観光局が管轄省庁となっており、環境保護よりも観光利用の側面が強かった。行政が自然資源管理を本格的に行っていく契機となったのは、1969年に森林法が制定されたことである。同法の35条において、森林保護区、保護区域、野生生物保護区、国立公園、生物保護区の5つの保護区カテゴリーが定められると共に、保護区行政を担う行政庁として、森林庁（森林管理局および国立公園局）が誕生した。森林法が制定された背景には、国内外の食肉需要の高まりによって放牧地が過剰に拓かれたことで森林減少が進んだことが挙げられる。その対策として、残された森林を開発から守ると共に、既に伐採された森林の回復を目的として自然保護区が制度化されたのであった。森林法の制定をきっかけとして、自然保護区の数は急激に増加することとなった。森林法制定以前には7区だった自然保護区は、1970年代末には47区、1980年代末には80区まで増加した。

自然保護区の増加を後押ししたのは、欧米出身の自然科学者たちであった。彼らが特徴的だったのは、単に研究を通じてコスタリカの「自然」の価値の発見者となっただけでなく、貴重な自然を守るために自然保護運動を展開していったことである。海外の研究者の働きかけによって、多くの自然保護区が指定されることとなった。

彼らの中で、最も早く調査活動を開始したのは、1950年代に設立された国立の研究機関に招聘された自然科学者たちであった。特に、CCT所属の研究者が中心となって、保護区の指定を政府に働きかけた。当時は、国立公園以外の保護区が法的に存在しなかったため、政府は個別に法律を制定して保護区を制定していった。森林法が制定され自然保護区が制度化された後にも、保護区の指定を訴えていったのは、やはり海外の研究者たちであった。1970年代になると、CCT所属の研究者らが独立をして自然保護NGOを立ち上げた。IUCNなどから独自の資金を獲得して、全国規模の生態調査が行われ、脆弱な自然が可視化されると、自然保護区の数は急増することとなった。NGOがこのような大規模な資金を獲得できた背景には、1972年の国際連合人間環境会議以降、環境問題を専門的に扱う国連組織が出来るなど、環境保護に関わる予算が増えたことが挙げられる。

1980年代に入ると、コスタリカは深刻な経済危機に陥る。世界銀行とIMFの支援を仰ぎ、両者の監督のもとに行われた構造調整プログラムを受け入れることとなった。その結果、コスタリカ政府は、ネオリベリズムを基本とする小さな政府と輸出指向の工業国を目指すこととなった。緊縮財政の下、自然保護区行政の予算も大幅に減少することとなった。そのため、行政サービスの後退によって生じた「ガバナンスギャップ」を埋めるため、政府はNGOの活動に依存することとなった。外国人研究者らによって運営されるNGOは、債務環境スワップなどの財源を巧みに利用しながら自然保護運動を継続させていった。

さらに、経済自由化へ向けた規制緩和は、市場原理を利用した保全活動を推進することとなった。1980年代後半から1990年代にかけて、一部の自然保護区の運営やNGOの活動資金に生態系サービスが活用されるようになる。加えて、外国人投資家へ向けた土地取引の規制緩和は、観光開発を促し、1980年代後半から「観光ブーム」と呼ばれる現象を生み出

した。国立公園をはじめとした自然保護区は、観光のデスティネーションとなり、コスタリカはエコツーリズムの”poster child”と評されるようになる。国立公園の入場料は、自然保護区運営の資金となっていった。

このように、コスタリカの自然保護区制度の発展は、海外の自然科学者の存在なくして語るができない。科学者たちがコスタリカの自然の価値を示し、国が保護区を指定する、という分担作業が繰り返されることで、保護区の数が増加してきたのである。特に、1980年代以降のネオリベラリズムの到来は、NGOなどの市民団体の参加なくして成り立たない社会構造を生み出した。そのため、海外の研究者らが運営するNGOは、さらに重要度を増すことになった。このように、自然科学者たちがもたらした「守るべき貴重なコスタリカの自然」という知と、社会の構造改革を促す「ネオリベラリズム」という技術が、自然保護区制度の発展を可能にしたと考えられよう。

第3章： SINAC の誕生—自然保護区行政の構造

はじめに

1980年代にネオリベリズムへと舵を切ったコスタリカでは、政府機関の小型化や、行政組織の民営化が相次いだ。そして1990年代に入ると、とうとう環境行政にも改革のメスが入ることとなった。特に、複数の行政庁による管理が行われていた自然保護区行政は、見直しの対象となった。そこで、1990年代中旬に、自然保護区行政の大きな構造改革が行われ、現在の資源管理体制が誕生することとなった。

併せて、改革の根拠法となる環境法の整備も進むこととなった。そのきっかけとなったが、1992年にコスタリカが批准した生物多様性条約である。同条約を受け、コスタリカ政府は、1994年に憲法第50条を改正し、国民の権利に「環境権」が追加された。1995年には「環境組織法（Ley orgánica ambiental, N°7554）」が制定され、「環境権」に関する一般原則が定められた。さらに、環境組織法の一般原則を実行するために、1998年に生物多様性法（Ley de Biodiversidad, N°7788）が制定された。本章で論じる自然保護区行政の構造改革は、この生物多様性法を根拠法として行われたものである。

本章の目的は、自然保護区の行政改革へ至った経緯と、その結果として誕生した全国保全地域庁（SINAC）の構造を明らかにすることである。以下、1節と2節では、1990代に進んだ環境法の整備について概略しながら、自然保護区に関する制度変更を取り上げる。続いて3節では、SINACの資源管理体制の構造と、生物多様性戦略策定に関する意思決定システムについて明らかにする。

第1節： 憲法50条改正と環境組織法の制定

1992年6月13日、コスタリカ政府は生物多様性条約に署名した。これを受け、1994年5月24日、コスタリカ共和国立法議会は、憲法50条を改正することを閣議決定した（Ley N°7412）⁵⁴。憲法50条は、国が保障する「個人の権利」を定めた第5章の最初の条文であり、以前の条文は「国は、この国の全ての住民の福祉の向上、産業の振興そして最適な富の分配に努める」とされていた。改正の閣議決定を受け、当該条文には「すべての人は健全で生態系のバランスのとれた環境に対する権利を持つ。そのため、この権利を侵害する行為を告発することができると共に、生じた損害の賠償を請求する権利を有する。国は、この権利

⁵⁴ N°7412=憲法50条改正に関する決議（Reforma al Artículo 50 de la Constitución Política）

を保障し守り維持する。また、各法律によって責任と罰則を決定する⁵⁵」という文言が追加された。この条文は、「環境権 (derecho a un ambiental sano, derecho a un medio ambiente)」と呼ばれている (Quesada : 2009 : 469、Cabrerera : 2003 : 316)。

1994年の改正憲法 50 条を受けて、国内では、環境法の整備が進むこととなった。まず、翌年の 1995 年には、国の環境保全に関する一般規則および実務を担う行政機関の権限を定めた「環境組織法 (Ley orgánica ambiental N°7554) ⁵⁶」が制定された。同法は、「コスタリカ国民と国家が、健全な環境とバランスのとれた生態系を実現する (1 条)」ことを目的とし、国民と国は「憲法第 50 条に基づき、すべての人は健全な環境を享受する権利を有すると共に、環境的に持続可能な開発を行う責務を負う (2 条)」としている。環境組織法は、下記の全 20 章から構成されている。

- 1 章：一般規則、
- 2 章：市民参加
- 3 章：環境に関する教育と研究調査
- 4 章：環境への影響
- 5 章：人の居住地における環境保護と管理
- 6 章：国内における規則
- 7 章：自然保護区
- 8 章：海洋・沿岸・湿地における資源
- 9 章：生物多様性
- 10 章：森林資源
- 11 章：大気
- 12 章：水圏

⁵⁵ 原文” El Estado procurará el mayor bienestar a todos los habitantes del país, organizando y estimulando la producción y el más adecuado reparto de la riqueza. Toda persona tiene derecho a un ambiente sano y ecológicamente equilibrado. Por ello está legitimada para denunciar los actos que infrinjan ese derecho y para reclamar la reparación del daño causado. El Estado garantizará, defenderá y preservará ese derecho. La ley determinará las responsabilidades y las sanciones correspondientes”.

⁵⁶ インターネット等では、「環境基本法」とする訳が散見される。確かに、当該法律は、環境権に関する一般原則を定めたものであり、基本法としての性格を有している。しかし、一般的にスペイン語で Ley orgánica は、人の行為の基礎または手段となる組織に関して規律する法律を指し、「基本組織法」ないし「組織法」と訳される (田澤五郎『スペイン語法律・経済用語辞典』参照)。また、本文でも言及したように、当該法律は、単に一般原則だけでなく、市民や各行政機関の役割を定めている。このことから、本稿では「環境組織法」と訳すこととする。

- 13 章：土壌
- 14 章：エネルギー資源
- 15 章：汚染
- 16 章：自然環境を利用した生産
- 17 章：行政組織
- 18 章：資金供給
- 19 章：罰則（処罰）
- 20 章：環境のコントロール
- 21 章：環境行政裁判所
- 22 章：最終規則

環境組織法は、細かな規制や罰則規定を定めたものではなく、各章の分野に関する国の責務を定めた基本法である。なお、法の目的と基本原則を定めた 1 条と 2 条の条文は以下の通りである。

環境組織法（Ley orgánica ambiental N°7554）

1 条 目的

この法律は、コスタリカ国民と国家が、健全で生態系のバランスのとれた環境を実現するために必要な努力を行うことを目的とする。

国はこの法律の適用により、全ての国民のためにより大きな幸福を追求し、その権利を守り維持する。

環境とは、「異なる自然の要素によって構成されるものであり、かつ人間の相互用の中で成り立つもの」と定義する。

2 条 基本原則

この法律の基本原則は以下の通り

- a) 憲法や国際条約、法律による例外を除き、環境はこの国のすべての住民の共通の遺産である。国と個人は、公益であり社会的利益である保全と持続可能な利用に関与する責務を負う。
- b) 憲法第 50 条に基づき、すべての人は健全な環境を享受する権利を有すると共に、環境的に持続可能な開発を行う責務を負う。
- c) 国は、この国の住民の生活の質を保護し改善するため、環境要素の合理的な利用を行わなければならない。この責務は、人間の基本的ニーズを満たしながらも、将来世代を危険にさらすことなく、経済と環境的に持続可能な開発を推進するためのものである。
- d) 環境を汚染または破壊した者は、この国の法律と国際条約に基づいて処罰を受

ける。

- e) 環境破壊は、社会的犯罪行為である。なぜならば、それは、経済的には生産活動に必要な資源を損なう行為であり、この社会の存在に大きく影響するものであるからである。また、文化的には、現在および将来世代の存在そのものを脅かすものであり、地域社会の生活を脅かすものであるからである。

国は、各行政機関を通して、環境に関かんする経済的・社会的指数を測定する。

3-1-2 : 自然保護区のカテゴリーの再定義

環境組織法 7 章では、自然保護区 (Área Protegida Silvestre) について定めている。まず、自然保護区行政を担ってきた天然資源・エネルギー・鉱山省 (MIRENEM) を、「環境エネルギー省 (Ministerio de Ambiente y Energía, MINAE)」へ改称することを定めた上で (116 条)、環境エネルギー省に保護区の設立および管理の権限を与えている (37 条)。また、32 条では、環境エネルギー省が設置できる保護区のカテゴリーが定められている。ここでは、1969 年の森林法で定められた森林保護区 (Reservas Forestales)、保護区域 (Zonas Protectoras)、国立公園 (Parques Nacionales)、生物保護区 (Reservas Biológicas)、野生生物保護区 (Refugios Nacionales de Vida Silvestre) を基本としながら、新たに湿地 (Humedales) と自然遺産 (Monumentos Naturales) を加えた 7 カテゴリーを定めている。さらに、2008 年に、環境エネルギー省令によって、海洋保護区 (Reservas Marinas) と海洋管理区 (Áreas Maromas de Manejo) の 2 カテゴリーが追加された (MINAET-34433、MINAET-35369)。従って、現在では 9 つの保護区カテゴリーが存在している。ただし、環境組織法においては、自然遺産を除いた保護区カテゴリーの説明や資源利用のルールについて何ら定めを設けていない。各保護区カテゴリーの定義に関しては、1998 年に発行された生物多様性法規則 (Reglamento a la Ley de Biodiversidad) の 70 条において下記のよう

a) 森林保護区 (Reservas Forestales)

長期的に持続可能な森林資源の国内生産を確保するため、森林遺伝資源の保護を行う保護区。 森林地帯や林業に利用されており、この目的に適した土地が指定される。

b) 保護区域 (Zonas Protectoras)

森林や林業に適した土地であり、水の調整機能を規制するため、土壌と水の流域の保護を目的とする保護区。

c) 国立公園 (Parques Nacionales)

国として重要かつ公衆の憩いの場となる、陸域、海域、沿岸域および淡水域の美しい自然であり、生物多様性の保護と保全を行う区域。国立公園に指定する場所は、科学的、文化的、教育的、娯乐的にも価値がある美しい景勝地であり、かつ、生物種の生息地など一つまたは複数の生態系を有する区域とする。

d) 生物保護区 (Reservas Biológicas)

保全上、特に懸念される種が生息する陸域、海域、沿岸域および淡水域。その主な目的は、生物多様性の保全と保護だけでなく、研究も含まれる。

e) 野生生物保護区 (Refugios Nacionales de Vida Silvestre)

特に絶滅の危機に瀕している野生動物および植物の増加を目的として、陸域、海域、沿岸域および淡水域が有する生態系の保全と研究を行う。なお、野生生物保護区はさらに下記の 3 区に分類される。

e.1) 国有地保護区 (Refugio de Propiedad Estatal)

国有地内に設定される保護区。管理は、SINAC によって行われる。移動性動物種や固有種などのような、公的に絶滅危惧または個体数の減少が認められている野生動物および植物の保全、研究、管理を目的とする。研究活動や研修、エコツーリズムなどの利用のみ認められる。

e.2) 私有地保護区 (Refugio de Propiedad Privada)

私有地内に設定される保護区。SIANC の監督の下、管理は土地所有者が行う。移動性動物種や固有種などのような、公的に絶滅危惧または個体数の減少が認められている野生動物および植物の保全、研究、管理を目的とする。保護区内の私有地においては、土地者は、野生生物保全法規則および MINAE 省令 32633 号の規則で認められた開発行為、生産活動のみ行うことができる。

e.3) 混合保護区 (Refugio de Propiedad Mixta)

国有地と私有地から構成される保護区。移動性動物種や固有種などのような、公的に絶滅危惧または個体数の減少が認められている野生動物および植物の保全、研究、管理を目的とする。管理は私有地の所有者と SINAC によって行われる。国有地内では、国有地保護区と同様の行為が、私有地内では私有地保護区と同様の行為を認める。

f) 湿地 (Humedales)

国の重要な生態系が含まれている、天然または人工、永続的または一時的、静水または流水、汽水または塩水の水系。沿岸域に関しては、沿岸線からサンゴ礁や海藻の生息が始まる限界線以内かつ干潮時の水深 6 メートルまで海域を含む。生態学的機能と環境サービ

ス提供を維持するために、生態系を保全することを目的とする。

g) 自然遺産 (Monumentos Naturales)

国や県が有する重要な自然が存在する特徴的な場所。体系的に保護することによって解決を図ることができる、美的景観や科学的価値を有する自然。MINAE によって指定され、各市町村が管理を行う。

h) 海洋保護区 (Reservas Marinas)

海洋生物種の保護のために、海洋生態系と生息地を保全することを目的とした、沿岸および海洋に設置される保護区。技術的な規制に基づいて持続可能な海洋資源の利用を行い、もって自然生態系の維持を行う。

i) 海洋管理区 (Áreas Maromas de Manejo)

持続的な環境サービスの維持のため、長期的に海洋生物多様性の保護と維持を目的とした、沿岸および海洋に設置される保護区。保護区の目標は、重要な順に下記の通りである。海洋および沿岸の海洋資源の持続可能な利用の確保、生態系・種・遺伝子の各レベルにおける生物多様性の保全、生態系サービスおよび文化と伝統の維持。

a)から e)までは、1969年の森林法で設立が明記された保護区である。上記の下線部の箇所は、1969年森林法の条文と比べ新たに登場した文言である。これらの文言から、環境組織法および生物多様性法以降の自然保護区の特徴を2点指摘することができる。一つは、生物多様性 (biodiversidad)、生態系 (ecosistema) などの文言に代表されるように、個別の種を保全する段階から、自然を体系的に保全していくことである。もう一つは、海域や沿岸などの言葉が追加されたことである。陸域が中心であった保全対象が、海域へ広がりを見せたことである。なお、各保護区の数と面積は表3の通りである。

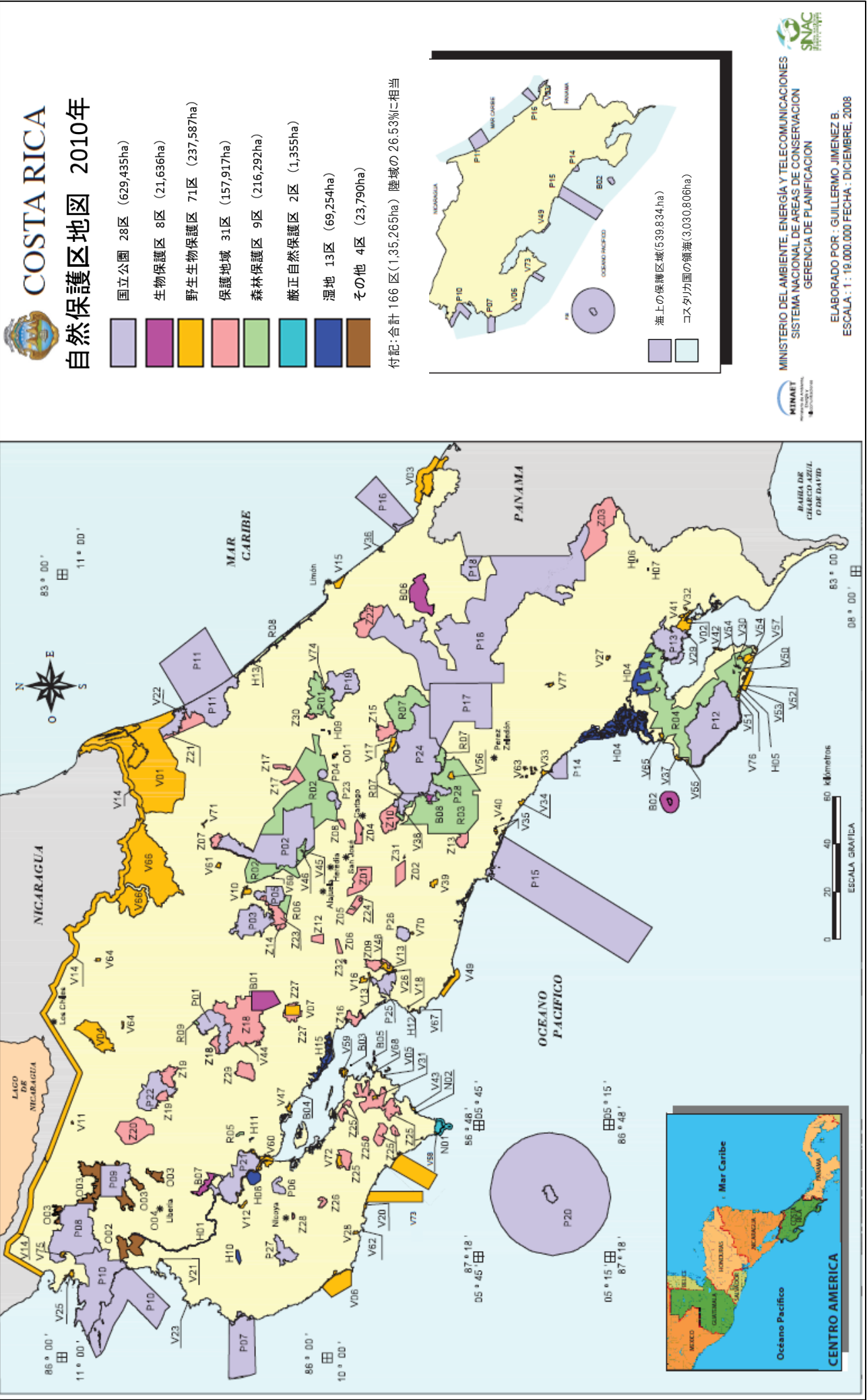


図 3 自然保護区の地図 出典: SINAC (2009)

国立公園		
No	名称	面積(ha)
P01	Arenal	12,081
P02	Braulio Carrillo	47,268
P03	Juan Castro Blanco	14,309
P04	Volcán Turrialba	1,256
P05	Volcán Poas	6,558
P06	Barra Honda	2,297
P07	Marino Las Baulas Guanacaste	901
P08	Guanacaste	33,799
P09	Rincon de La Vieja	14,128
P10	Santa Rosa	39,235
P11	Tortuguero	26,596
P12	Corcovado	42,403
P13	Piedras Blancas	13,956
P14	Marino Ballena	127
P15	Manuel Antonio	1,771
P16	Cahuita	1,103
P17	Chirripo	50,127
P18	Interlacional La Amistad	198,350
P19	Barbilla	11,942
P20	Isla del Coco	2,310
P21	Palo Verde	18,334
P22	Volcán Tenorio	12,906
P23	Volcán Irazú	1,997
P24	Tapanti - Macizo Cerro de La Muer	58,353
P25	Carara	5,280
P26	La Cangreja	2,508
P27	Diria	5,430
P28	Los Quetzales	4,111
合計28区		629,435
原生自然保護区		
No	名称	面積(ha)
N01	Cabo Blanco	1,296
N02	Nicolas Wessberg	59
合計2区		1,355
森林保護区		
No	名称	面積(ha)
R01	Rio Pacuare	13,141
R02	Cordillera Volcanica Central	61,270
R03	Los Santos	56,027
R04	Golfo Dulce	59,925
R05	Taboga	297
R06	Grecia	2,294
R07	Rio Macho	22,627
R08	Pacuare - Matina	476
R09	Zona de Emergencia Volcán	236
合計9区		216,292

生物保護区		
No	名称	面積(ha)
B01	Alberto Manuel Brenes	7,800
B02	Isla del Caño	326
B03	Isal Guayabo	6
B04	Isla Pajaros	4
B05	Isla Negritos	141
B06	Hitoy Cerere	9,945
B07	Lomas de Barbudal	2,612
B08	Cerro Las Vueltas	801
合計8区		21,636
保護地域		
No	名称	面積(ha)
Z01	Cerro de Escazu	7,175
Z02	Carigres	3,204
Z03	Las Tablas	19,942
Z04	Cerros de La Carpintera	2,390
Z05	El Rodeo	2,108
Z06	Cerro Atenas	900
Z07	La Selva	2,423
Z08	Rio Tiribi	702
Z09	Cerros de Turrubares	2,827
Z10	Rio Navarro y Rio Sombrero	6,418
Z12	Rio Grande	1,500
Z13	Cerro Nara	2,348
Z14	El Chayote	760
Z15	Cuenca del Rio Tuis	4,087
Z16	Tivives	2,466
Z17	Acuiferos Guacimo y Pococi	4,262
Z18	Arenal - Monteverde	28,316
Z19	Tenorio	5,590
Z20	Miravalles	11,673
Z21	Tortuguero	5,582
Z22	Cuenca del Rio Banano	9,322
Z23	Rio Toro	4,380
Z24	Quitirrisi	112
Z25	Peninsula de Nicoya	21,321
Z26	Monte Alto	918
Z27	Montes de Oro	1,831
Z28	Cerro La Cruz	199
Z29	Cuenca del Rio Abangares	4,368
Z30	Cuenca del Rio Siquirres	670
Z31	Quebrada Rosario	27
Z32	Cerro el Chompipe	97
合計31区		157,917
野生生物保護区		
No	名称	面積(ha)
V01	Barra del Colorado (mixto)	80,650

V02	Golfito (mixto)	2,818
V03	Gandoca – Mansanillo (mixto)	4,894
V04	Caño Negro (mixto)	10,141
V05	Curu (estatal)	96
V06	Ostional (estatal)	546
V07	Peñas Blancas (mixto)	2,400
V10	Bosque Alegre (mixto)	840
V11	Laguna Las Camelias (estatal)	58
V12	Mata Redonda (estatal)	372
V13	Fernando Castro Fernandez (mixto)	1,425
V14	Corredor Fronterizo (estatal)	60,076
V15	Limoncito (mixto)	1,096
V16	Finca Hacienda La Avellena (privado)	510
V17	La Marta (privado)	1,326
V18	Punta Leona (privado)	35
V20	Camaronal (mixto)	170
V21	Iguanita (estatal)	112
V22	Dr. Archie Carr (estatal)	44
V23	Costa Esmeralda (privado)	22
V25	Bahia Junquillal (estatal)	439
V26	Cacyra (privado)	39
V27	Agua Buena (privado)	182
V28	Werner Sauter (mixto)	185
V30	Hacienda Copano (privado)	260
V31	La Ceiba (privado)	270
V33	Rancho La Merded (mixto)	410
V34	Finca Baru del Pacifico (mixto)	347
V35	Portalon (mixto)	449
V36	Avarios del Caribe (mixto)	55
V37	Punta Rio Claro (mixto)	320
V38	Joseph Steve Frideman (privado)	22
V39	Cataratas de Cerro Redondo (privado)	645
V40	Transilvania (privado)	63
V42	Preciosa Platanares (mixto)	222
V43	Romelia (mixto)	227
V44	Curi Cancha (privado)	71
V45	Cerro Danta (privado)	46
V46	Jaguarundi (privado)	125
V47	La Ensenada (mixto)	494
V48	Surtubal (privada)	118
V49	Playa – Hermosa – Punta Mala (mixto)	381
V50	Pejeorro (mixto)	595
V51	Carate (mixto)	196
V52	Lagunazul (privado)	14
V53	Rio Oro (estatal)	15
V54	Osa (mixto)	1,759
V55	Quillotro (mixto)	77
V56	Paramo (privado)	569

V58	Cueva del Murcielago (mixto)	93
V59	Isla San Lucas	465
V60	Cipanci (estatal)	3,468
V61	La Tirimbina (privado)	294
V62	Isla Chora (estatal)	4
V63	Boracayan (privado)	369
V64	Duaru (privado)	349
V65	Santuario Ecologico Vela Mar (privado)	330
V66	Maquenque (mixto)	52,407
V67	Ara Macao (mixto)	72
V68	La Nicoyana (Privado)	34
V69	Jardines de La Catarata (privado)	25
V70	Rancho Mastatal (privado)	79
V71	Nogal (privado)	108
V72	Bosque Escondido (privado)	711
V73	Caletas – Ario (mixto)	340
V74	Rio Dantas (Privado)	95
V75	Chenailles (privado)	463
V76	Saimiri (mixto)	125
V77	Montaña el Tigre (privado)	273
V78	Conchal (mixto)	40
V79	Hacienda el Viejo (privado)	1,225
合計71区		237,587
湿地		
No	名称	面積(ha)
H01	Riberino Zapandi	611
H04	Nacional Terraba – Sierpe	26,053
H05	Lacustrino Pejeperrito	60
H06	De San Vito	19
H07	Palustrino Lagunal del Pataguas	50
H08	Palustrino Corral de Piedra	2,417
H09	Lacustrino Bonilla Bonillita	47
H10	Rio Cañas	659
H12	marino de Playa Blanca	5
H13	Nacional Cariari	2,406
H11	Laguna Marrigal	47
H14	Manglar Fuera de Area Silvestre Protegida	32,971
H15	Estero de Puntarenas y Mangrales Asociados	3,910
合計13区		69,254
その他		
No	名称	面積(ha)
O01	Monumento Nacional Guayabo	230
O02	Estacion Exp. Horizontes	7,284
O03	Areas Anexas a ASP Fines de Consejo	16,267
O04	Parque Natutal Recreativo de Liberia	10
合計4区		23,790
合計166区		1,357,265

3-1-3： 保護区の設置と縮小に関わる行政権限

保護区の設立は、32条の基準に基づいて環境エネルギー省が行う⁵⁷。その際、環境組織基本法では、いかなるカテゴリーの保護区であっても、環境エネルギー省は以下の手続きを満たすことを義務づけている（36条）。

- a) 生理地理学的、生物学的多様性および社会経済学的な予備調査。
- b) 保護区の目的と地理的位置の決定。
- c) 土地所有の状況と技術的な可能性に関する調査。
- d) 保護区の土地取得および保護、管理するために必要な最小限の資金調達。
- e) 地図の作成。
- f) 法律や関連する法令の発行。

ここでのポイントは、d)の「保護区の土地取得」である。コスタリカの自然保護区は、保護区域の土地を国有化し、国による管理を原則としている。そのため、新設の保護区予定地に私有地が含まれている場合、環境エネルギー省は土地収用法（*Ley de expropiaciones* N°7485）に基づき地役権を行使することができる（ただし、事前の調査の結果、生態系の保護・保全が必要と判断される場合に限る）（37条）。

特に、国立公園と生物保護区、野生生物保護区（国有）は、国有地に設置することが必須条件となっている。そのため、予定地に私有地が含まれる場合には、用地を土地所有者から購入もしくは補償金を支払って収用することとなる⁵⁸。

一方、森林保護区と保護区域、野生生物保護区（混合）、湿地についても、予定地の国有地化が基本となるが、「土地所有者が土地の提供を望まず、森林管理規則に従い自発的な管理を求めた場合はこのかぎりではない」としている。その場合、土地所有権は私有地として維持され、林業や農業、居住などの利用はその後も継続して認められる。ただし、保護区の管理計画に従って自然資源の利用は制限されることとなる（37条）。

新たな保護区の設置手続きが完了した際には、「f）法律や関連する法令の発行」を行うこととなる。環境組織基本法の成立以降に設立された保護区は、全て環境エネルギー省の省令によって明文化されている（Boza：2015：901-906）。一方、保護区の指定解除ないし縮

⁵⁷ 保護区の管理も環境エネルギー省が行う。ただし、自然遺産に限っては、保護区の設立は環境エネルギー省が行い、管理は市町村が行うこととされている(33条)。しかしながら、2015年現在まで、自然遺産に概要する保護区は設立させていない。

⁵⁸ しかし実際には、土地所有者が土地売却に合意せず、土地所有権が個人に帰属したまま保護区が設置される例もある。マヌエルアントニオ国立公園では、19%の土地が未だに私有地であるという（PNMA：2013）。筆者が行った公園長へのインタビューによれば、居住や農地など所有者による土地利用は行われていないため、国立公園の管理上の問題はないという。

小については、技術的な検討を行った上で、縮小することが正当であることが認められた場合に限って認められる。その際は、省令ではなく、共和国法によってのみ解除・縮小が認められる（38条）。

環境組織法（Ley orgánica ambiental N°7554）

35条 保護区を設置する目的

保護区を設置、保全、管理、開発および警備する際には、次の目的に沿うこと

- a) 生態系のバランスを維持し、進化のプロセスを継続することを目的として、生物地理学的にその地域を代表する自然であり、かつ最も脆弱な生態系を保全すること。
- b) 絶滅危惧またはそのおそれのある野生種の遺伝的多様性を保護すること。
- c) 近隣のコミュニティの積極的な参加を促し、生態系および生態系を構成する生物の持続可能な利用を確保すること。
- d) 持続可能な資源利用を可能にする知識や技術など、生態系およびそのバランスを取るための科学的調査を促進すること。
- e) 水の水量の減少や汚染などの負の影響を避けるため、水圏とその流域を保護し改善すること。
- f) 国の文化とアイデンティティのために重要な史跡、遺跡、歴史的・芸術的に価値の高い場所における、自然、景観および歴史的建造物を保護すること。

第2節： 生物多様性法の制定

他方、環境権を実現するために、行政組織の再編も行われることとなった。その背景には、緊縮財政の影響を受けて自然保護区の管理を担う行政庁は予算が削減されたために、業務の見直しを余儀なくされた政府の財政事情も影響していた（Evans：1999）。保護区を管理する国立公園庁、森林局、野生生物保護局は、1990年に、天然資源・エネルギー・鉱山省（現在の環境エネルギー省）へ移管されたものの、それぞれの組織は独立した保全活動を展開していた。そのため、業務の重複などの非効率性や、全体としての統制が取れないという問題点があった（城殿：1999）。

さらに、資源管理は、コマンド・アンド・コントロールによる中央集権的な国家中心アプローチ（state-centered approach）がとられていたために、地域ごとの実情に即した保全が行えていないという問題も指摘されるようになった（Evans：1999）。それは、単に、地域ごとの自然に配慮した保全という意味だけではなく、地域社会で生活する人々と保護区の関係性も意味していた。従来の保護区は、人為的利用を排除する「要塞型保全(fortress

conservation)」⁵⁹を基調としていたため、資源利用をしたい住民との間に軋轢が少なくなかったからである (Vendermeer and Perfecto : 2005、武田 : 2016)。

このような背景から、1990年代に保護区の行政組織の統合をはかり、地方への権限委譲をすることで、保護区行政の「小さな政府化」が構想された。その結果として1994年に誕生したのが、国家保全地域庁 (Sistema Nacional de Áreas de Conservación、以下 SINAC) であった。そして、この行政改革の根拠法となったのが、1998年に制定された生物多様性法 (Ley de Biodiversidad , N°7788) である。

コスタリカの生物多様性法は、「生物多様性」をタイトルに含んだ法律としては、世界で初めて制定された法律である (高橋 : 2013 : 5)。同法の目的は、「生物多様性の保全および資源の持続的な利用、ならびにそれによって発生する利益および費用の衡平な分配」である (1条)。そして、この法目的を達成するために、「社会、文化、経済および環境に関する政策の立案に、生物多様性の保全および利用を組み入れること」や「社会のあらゆる部門が、社会、経済および文化の持続可能性を求め、生物多様性の保全および環境に配慮した利用に積極的に参加するのを促進すること」を目標としている (10条)。さらに、49条では、「生態系プロセスの維持は、国および国民の責務である」ことが明示されている。

そして、この法目的を達成するために、生物多様性の管理を担当するふたつの行政組織を設立することを定めている (2条)。ひとつは、生物多様性国家戦略の策定を行う生物多様性管理委員会 (Comisión Nacional para la Gestión de la Biodiversidad) であり、他方は自然保護区を管理する全国保全地域庁 (Sistema Nacional de Área de Conservación、SINAC)⁶⁰である。生物多様性国家戦略は、SINACの活動指針になる戦略であり、ふたつの行政組織は表裏一帯の関係であるといえる。そこで、以下では、それぞれの行政機関について解説をする。

生物多様性 (Ley de Biodiversidad N°7788)

1条 目的

この法律の目的は、生物多様性の保全および資源の持続可能な利用、ならびに利益

⁵⁹ 守るべき自然を保存 (preservation) するために要塞のように柵などで物理的に囲い込むと同時に、侵入者へは罰金などの処罰を行い排除するアプローチである。そのため「柵と罰金アプローチ (fences and fines approach)」とも呼ばれる。このような地域住民排除型の管理は、地域住民との軋轢を生じさせた。その反省から、1990年代後半以降に「コミュニティ主体の保全 (community-based conservation)」の潮流が生まれることとなった (目黒 : 2011)。

⁶⁰ “Sistema”とは、英語の system に相当する単語であり「制度」を意味する。しかし同時に、制度を維持する「体制」そのものも語意に含んでいる。そのため、「機構」などとも訳されることもある。SINACは、環境エネルギー省の外局にあたる組織であることから、本稿では、大澤 (2013) を参考にし、「庁」と訳すこととする。

およびそれによって生じる費用の衡平な配分である。

2条 主権

国は、生物多様性の構成要素に対し、全面的かつ独占的な主権を行使する。

10条 目標

この法律は、次の目標を達成するために努力する。

1. 社会文化、経済および環境に関する政策の立案に、生物多様性の構成要素の保全および利用を組み入れること。
2. 社会のあらゆる部門が、社会、経済および文化の持続可能性を求め、生物多様性の保全および環境に配慮した利用に積極的に参加するのを促進すること。
3. 生物多様性の保全および利用に関する教育を推進し、国民の意識を高めること。
4. アクセスを規制し、その際、地域社会および原住民に特に配慮し、環境上、経済上および社会上の利益を社会のすべての部門に衡平に配分できるようにすること。
5. 生物多様性の構成要素を効果的に管理するため、行政を向上させること。
6. 生物多様性の構成要素の保全および環境上持続可能な利用に関して原住民および地域社会が有する知識、慣行および工夫を認識し、それに対する対価を提供すること。
7. 生物多様性の構成要素の保全および環境上持続可能な利用に対する科学知識の寄与によって生じる権利を認識すること。
8. 社会、経済および文化の持続可能性の保証として、すべての国民に対して環境の安全を確保すること。
9. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、および研究および技術の発展に、すべての部門が参加できるようにすること。
10. 生物多様性の構成要素へのアクセス、およびそれに伴う技術の移転を促進すること。
11. 特に国境地帯における、または共有の資源である生物多様性の保全、環境上持続可能な利用、および生物多様性から得られる利益の配分を達成するため、国家間および地域間の協力を促進すること。
12. 生物多様性の構成要素を保全し持続可能な利用を行うために、環境事業に対する奨励措置および報酬の導入を促進すること。
13. この法律の適用を確保するため、民間部門、国民および国の間の連携を実現する生物多様性の保全制度を確立すること。

49 条 生態系プロセスの維持

生態系プロセスの維持は、国および国民の責務である。このため、環境エネルギー省その他、関連する公的機関は、具体的な適用法を考慮しつつ、適当な実務規則を定め、保全のための仕組み（特に、環境規制、環境影響評価、環境ライセンス、環境保全の奨励措置など）を利用する。

第3節 全国保全地域庁（SINAC）の設立

SINAC は、環境エネルギー省の外局にあたる行政組織であり、その設立根拠は、生物多様性法 22 条に求められる。22 条では、既存の保護区行政機関を統合し、新たな組織 SINAC を設立することが書かれると共に、そのコンセプトは、「地方分権化（desconcentrado）」と「参加型（participativo）」を特徴とした組織であることが明記されている⁶¹。

3-3-1： 「地方分権化」

SINAC は、生態系の特徴から国内を 11 の「保全地域（Área del Conservación）」と呼ばれる管区に区分している。保全地域の区割りは、県などの行政区画とは異なる。地域ごとの生態系の特性は、県の境界線で区切れるものではない。そこで、生態系の連続性を重視し、同じような生態系を持っているエリアを一つの保全地域として境界線を設定している（図 4）。各保全地域には、「保全地域事務所」が置かれている。各事務所には、資源管理に関わる権限を委譲されており、管区の保全戦略を策定する際の議長を務める（28 条、29 条）。これが SINAC の地方分権化である。

3-3-2： 「参加型」意思決定システム

しかし、保全に関わる戦略や方針は、保全地域事務所が単独で行うことはできない。保全活動に関連する省庁の地方事務所、地方自治体、非政府組織、住民を含む利害関係者で構成される「地方評議会（Consejo Regional del Área de Conservación）」と各保全地域が協働で策定することが定められている（29 条）（図 2）。地方協議会は、SINAC が実施する保全活動および計画に、地域のニーズが反映されているか監視する役割を担っている。しかし、それだけでなく、保護区域の戦略、方針、計画および予算の承認を行う権限も有している（30

⁶¹ SINAC 組織の解説に関わるスペイン語訳は大澤（2013）を参考にした。

条)。すなわち、地方評議会の承認なくして、SINAC の活動は行うことができない。

さらに、国家レベルにおいては、「全国評議会 (Consejo Nacional)」が存在する。全国評議会では、各保全区域の年間予算などの承認が行われる他、環境保全の国家戦略を策定する生物多様性委員会 (後述) と連携して、戦略の立案および調整を行うことが定められている (第 25 条) (図 5)。国家評議会は、環境エネルギー省の大臣を議長とし、SINAC 長官、SINAC 各保全区域長、生物多様性管理委員会事務局長および地域評議会の代表から構成される。

このように、コスタリカの自然保護区行政は、評議員会を通じて、地域レベルと国家レベルの意思決定に住民を参加させ、その意思を国家戦略に反映させられる制度設計になっている。

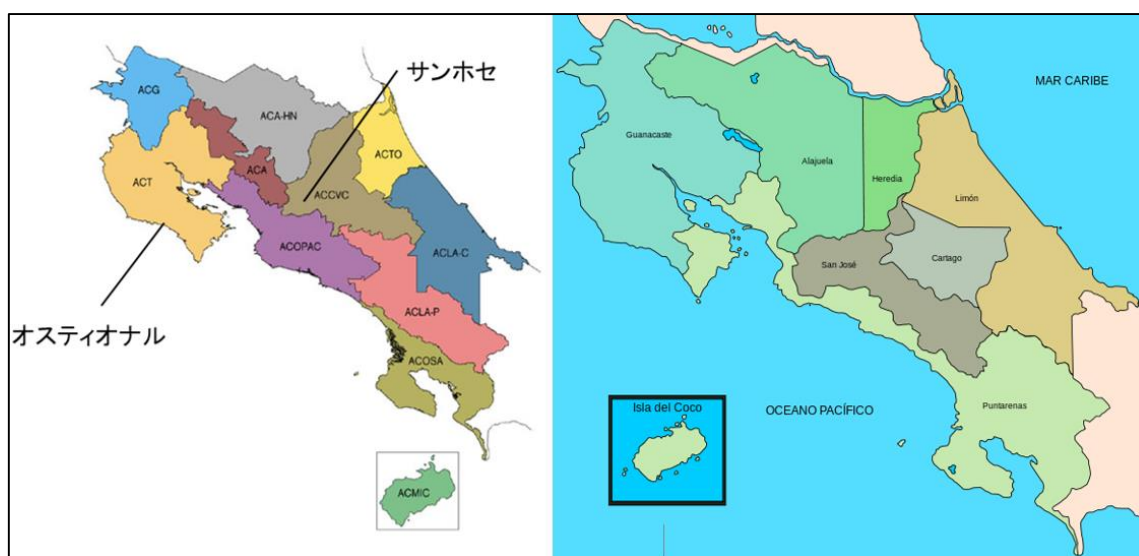


図 4 SINAC の保護区域の管区と (左) コスタリカの行政区画 (右)

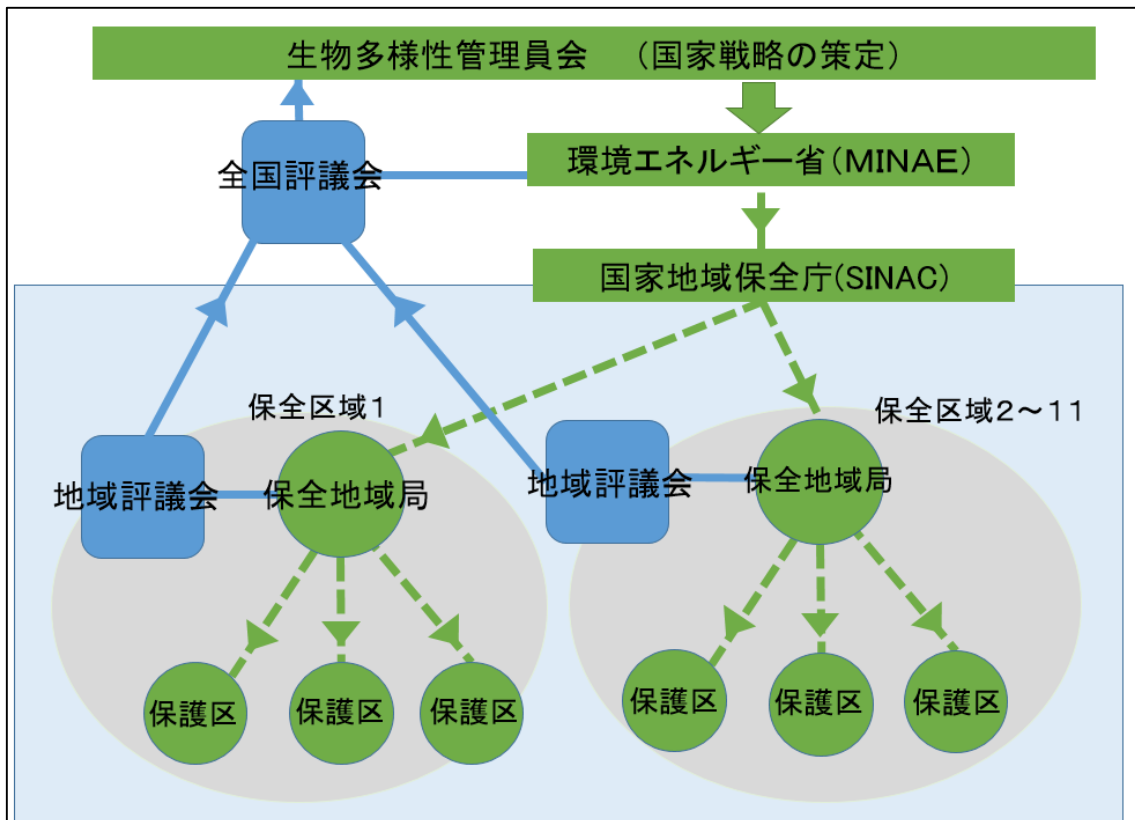


図 5 SINAC の意思決定システム

3-3-3: 生物多様性管理委員会

生物多様性法において、SINAC と並んで設立が明記された行政組織がある。それが、生物多様性管理委員会である。生物多様性管理委員会は、「環境エネルギー省の分権機関として、実務を行う独自の法的主体」であり、「生物多様性条約、および関連する条約ならびに国際的な取り組みに基づいて、生物多様性の保全、環境の持続可能な利用および回復に関する国の政策を策定すること」を目的とした組織である（14 条）。同委員会が策定する政策のうち、自然保護区行政に最も影響を与えるものとして、生物多様性国家戦略が挙げられる（ただし、国家戦略は前項で述べた全国評議会と合同で策定される）。

生物多様性管理委員会は、環境エネルギー大臣（議長）、SINAC 長官、農牧大臣（Ministro de Agricultura y Ganadería）、水産庁長官（Instituto Costarricense de Pesca y Acuicultura）、保健大臣（Ministro de Salud）、貿易大臣（Ministro de Comercio Exterior）、全国小規模農家協議会代表（Asociación Mesa Nacional Campesina）、全国先住民協議会代表（Asociación Mesa Nacional Indígena）、全国学校長協議会代表（Consejo Nacional de Rectores）、コスタリカ環境保全連合代表（Federación Costarricense para la Conservación

del Ambiente)、コスタリカ商工会議所連合 (Unión Costarricense de Cámaras de la Empresa Privada) によって構成されている (15 条)。前項の全国評議会と比べ、多省庁間に渡り、農業や教育、産業セクターの代表も含まれている。

なお、委員会の運営は、国から割り当てられる予算に加え、国立公園の入場料収入 (前収入の 10%) などを財源としている (19 条)。

第 4 節： 小括

すべての人は健全で生態系のバランスの取れた環境に対する権利を持つ

(憲法 50 条)

国と国民は、健全で生態系のバランスの取れた環境を実現するために必要な努力を行う

(環境組織法 1 条)

生態系プロセスの維持は、国と国民の責務である

(生物多様性法 49 条)

海外の研究者がもたらした「コスタリカの貴重な自然」という知と、ネオリベラリズムという技術が生み出したのは、「環境を守ること」を公共善とする社会規範と、この規範に基づいて改造された新たな自然保護区行政組織であった。

生物多様性条約締結を受けて、1990 年代、コスタリカでは環境法の整備が急速に進んでいった。1994 年には、憲法 50 条が改正され、国が保障する個人の権利の中に「環境権」が明記された。そして、翌年の 1995 年には、環境権に関する一般規則を定めた環境組織法が制定された。さらに、1998 年に制定された生物多様性法では、生物多様性の保全は「国と国民の責務」であり、社会のあらゆる部門が生物多様性の保全に積極的に参加することが掲げられた。このような環境法の整備を通じて、「環境を守ること」を公共善とする社会規範が生まれていったのである。

そのため、自然保護区は、憲法が保障する「健全で生態系のバランスの取れた環境」を維持するためのツールとして新たな役割を担うこととなった。そこで行われたのが、環境行政の構造改革であった。環境行政改革が行われた背景には、1980 年代以降の緊縮財政下で、自然保護区行政の予算が削減されていたことも影響している。加えて、1990 年代前半まで、自然保護区行政は、森林庁 (森林管理局、野生生物局) と国立公園局にまたがっており、全体として統率がとれないだけでなく事業の重複が見られた。このような「行政のムダ」を省くために、経済合理性に基づいた改革が行われたのである。そこで、保護区の

行政組織の統合をはかり、地方への権限移譲を行うことで、自然保護区行政の「小さな政府化」が構想された。結果として誕生したのが、SINAC（国家保全地域庁）であった。

SINAC は、環境エネルギー省の外局にあたる組織であり、そのコンセプトは「地方分権化」と「参加型」を特徴としている。SINAC は、生態系の特徴ごとに国内を 11 の管区に分け、それぞれの管区ごとに管理権限を委譲している（地方分権化）。一方、各管区ならびに全国レベルの保全戦略の策定は、SINAC が独断で行うことができず、地域住民や産業セクターを含む「地域評議会」との協働で行うことが定められている（参加型）。

制度上は、自然保護区政策の意思決定に、住民が参加できる設計になっている。しかし、筆者が指摘したいのは、SINAC が目指す住民参加は、「行政主導による住民参加」に陥る可能性があるということである。筆者は、2 年間、コスタリカの国立公園の実務に従事し、保護区の管理計画策定の現場にも立ちあつた経験がある。その際に、「地域の代表」として招集されたのは、国立公園側が恣意的に選定した人々であった。そのため、現在の意思決定システムで、本当に住民の意思が反映できているかは疑問が残る。実際に、その弊害として、住民と保護区の間には軋轢を抱える保護区も少なくない（Vendermeer and Perfecto : 2005、武田 : 2016）。そのため、SINAC 自身も、現行のガバメント型の資源管理体制と住民主導の資源管理をいかに協働させるかが、現場レベルでの課題であるとしている（SINAC : 2010）。

第2部

地域社会の戦略的順応

オスティオナル村におけるウミガメ保全運動

第4章 オスティオナルの協働型資源管理

はじめに

現代コスタリカにおいて、「生態系を保全すること」は国と国民の責務であり、「健全でバランスの取れた生態系の恩恵を享受すること」は国民が有する権利である。このような「自然を守ること」を公共善とする社会は、どのようにして誕生したのだろうか。この問いに対して、前章までは、Goldmanらによって議論されてきた「エコ統治性」を理論枠組みとして、環境第一を標榜する国家が生まれた要因を分析してきた。自然保護区制度の歴史分析を通じて明らかとなったのは、外国人研究者らによってもたらされた「守るべき貴重な自然」という知と、ネオリベラリズムという技術の組み合わせによって、エコ合理的な社会が形成されたということであった。

本章で検討するのは、このような国家体制の下、実際に自然資源を管理・利用している地域社会では何が起きているのか、ということである。

自然を守るためには、人々の資源利用に規制をかけなければならない。一方で、人々は自然を利用しなければ生きていけない。それは、農業や牧畜業、狩猟・採集など自然資源の依存度が高い開発途上国や新興国においては、より深刻な問題である。従って、環境法の整備が進み、「自然の守り方」に関するルールが設定されれば、人々は生活の変化を迫られることとなる。とりわけ、本論文の主題である自然保護区が設定される地域においては、移住を余儀なくされたり、居住は許されても従来から行ってきた資源利用が行えなくなるなどの事態が起こる。このような、「上から」の規制に対して、地域社会では、どのようなリアクションが起きているのだろうか。以下では、ウミガメの産卵地の保全を目的として自然保護区に指定された村を事例に検討を行う。

コスタリカの沿岸域では、ウミガメの卵を食べる習慣がある。卵は精力剤として生食されるほか、卵焼きや鍋料理として食されている。一方で、法的には、卵の採集は禁止されている。1948年に商業的採取が、1966年には非商業的採取が禁止され、現在では、原則的にウミガメの卵を採ることはできない。しかし、法規制をかけたとしても、食文化がなくなるわけではない。そこで、卵を利用したい住民と、規制したい行政や環境保護団体との間で、しばしばコンフリクトが起きている（武田：2015a）。

このような状況の中、国内で唯一、ウミガメの卵の採集が許可されているコミュニティがある。それが、太平洋北部沿岸にあるオスティオナル村の住民組織「ADIO」である。オスティオナル村は、ヒメウミガメの産卵地として知られ、1983年に村の一部が野生動物保護区に指定されている。オスティオナル野生生物保護区では、住民（ADIO）一研究者

一行政（保護区）による保全活動が実践されており、ADIOのメンバーは、保全活動に従事する見返りとして一定数の卵の採集および販売が許可されている。卵の販売収入は、オスティオナルの人々の現金収入となるだけでなく、収入の一部は村の発展のために使用されている。そのため、オスティオナルの事例は、協働型資源管理の成功例として肯定的な評価を受けてきた（Guillermo y McHugh : 2005、Villate : 2012）。

特筆すべきは、オスティオナル野生生物保護区の成り立ちが、村人たちの住民運動によって誕生したという点である。かつては、卵を利用するだけだった人々が、行動を起こし保護区を誘致したのである。「住民が自ら保護区を誘致した」という事実だけを切り取れば、オスティオナルの人々をAgrawalが言う「環境的主体（environmental subject）として捉えることができるかもしれない。すなわち、環境国家化が進むコスタリカにおいて、コスタリカ政府が「自然を守ること」を公共善とする社会規範を作り出す「装置」となり、規律・訓練されたオスティオナルの人々が「環境活動に熱心な人々」という主体に変化した、と考えられなくもない。はたしてこのような説明が可能であろうか。

従来のGolamanやAgrawalのエコ統治性論は、ネオリベリズムと迎合した上からの権力作用によって、あたかも地域社会が意のままに変容してしまうかのように描かれる。しかし、筆者は必ずしもそうでないと考えている。このような問題把握は、外圧やトップダウンといった「上から」の権力作用を的確に捉えてはいるが、一方で、自然保護区が設定された地域を生きる人々が、保護区制度をどのように解釈し、抵抗ないし順応し、地域社会の中に取り込んでいるのか、といった「下から」の視点を欠いているからである。オスティオナル村においても、現在の協働型資源管理体制が構築される過程で、資源を利用したい住民と、規制をしたい行政・研究者の間にコンフリクトがあったことも報告されている（Campbell : 1999）。コンフリクトを乗り越え、今日的状況に至るまでに、どのような地域の人々の知恵があったのか、筆者が行った現地調査をもとに明らかにする。資源利用の規制を強いる「上からの力」に対する、人々の動態を明らかにすることで、地域の側から見たエコ統治性の姿を描き出すことが本章の目的である。

その際に注意したいのは、オスティオナルの運動を、単なる資源利用規制に対する抵抗運動として捉えない、ということである。自然保護区と住民の関係を考察した先行研究においては、しばしば住民が「被害者」して描かれてきた。国立公園の設置に伴って強制退去を強いられる住民（原田 : 2003）、保護区設置に関わる合意形成の場から排除される住民（土屋 : 2001）などである。確かに、一面的には、地域住民が制度の被害者であり、そのカウンターリアクションとして登場する運動に抵抗性を見出すことも可能であろう。しかし、「制度 vs 地域社会」という二項対立の図式の中では、自然保護区が設定された地域を生きる人々が、保護区制度をどのように解釈し、地域社会の中に取り込んでいるのかといった視点（関の言う「制度が地域社会の中に文脈化されていくプロセス」）が欠如して

しまう。そこで、以下では、制度の「文脈化のプロセス」に注目しながら、オスティオナルの自然保護区誘致運動を書き出していく。

第二部の構成と調査の概要

4章では、オスティオナル村におけるウミガメ保全活動の現状を解説する。どのような法的枠組みのもとで卵の利用が許可されており、どのような体制のもとで資源管理がなされているのか。どのようにして卵を収穫し、どの程度の収入を得ているのか。こうした実態に関して、筆者が行った現地調査をもとに解説をする。

5章では、オスティオナルの人々が自然保護区の誘致し、卵の採集権を獲得していった歴史的経緯を明らかにする。人々は、「保護区」という制度をどのように解釈し誘致に至ったのか、また、保護区の誘致に至るまで村落内でどのような葛藤があったのか、オスティオナルの人々へ行った半構造インタビューの結果を踏まえ明らかにする。

資源管理の実施体制に関する調査について

保全活動の主要アクターである、オスティオナル総合開発組合（ADIO）、オスティオナル野生生物保護区（SINAC）、コスタリカ大学オスティオナル・リサーチステーション、オスティオナル・ローカルガイド協会を訪問し、下記の各代表者に対して半構造インタビューを実施した。併せて、表記の文書資料を提供していただいた。

団体名	提供資料
オスティオナル総合開発組合	卵の販売収支表
オスティオナル野生生物保護区	保護区の管理計画書
コスタリカ大学オスティオナル・リサーチステーション	2014年度調査報告書
オスティオナル・ローカルガイド協会	

第1節 調査地の概要（オスティオナル）

グアナカステ県サンタクルス郡オスティオナル村⁶²は、コスタリカ北部太平洋沿岸の村落である。村は、4の集落から成り⁶³、1001人の人々が生活している⁶⁴。生業は、小規模な農業や牧畜である。海沿いの村落であるが、農業は行っていない⁶⁵。

この地域の自然環境が特徴的なのは、ひと月に一回程度、数千匹のヒメウミガメ (*Lepidochelys olivacea*) が一斉に産卵のために上陸する「アリバダ (arribada) ⁶⁶」と呼ばれる現象が起こることである (図 6)。このような大型の産卵が行われるのは、世界でも9箇所しかないといわれており、その中でもオスティオナルのアリバダは2番目に大きな規模であるとされている (NMS/USFES : 1996)。そこで、1983年に保護区 (オスティオナル野生生物保護区、Refugio Nacional de Vida Silvestre Osrional) が設置され、アリバダの浜辺が保全されている。保護区の管理・運営は、住民—研究者—行政による協働でおこなわれており、コスタリカ国内の協働型資源管理の成功例として紹介されている (Guillermo y Muchugh : 2005、Villate : 2012)。

本章の冒頭でも触れたように、コスタリカの沿岸域では、ウミガメの卵を食べる習慣がある。この食習慣はオスティオナルでも例外ではなく、卵は人々の食糧資源であるだけでなく、貴重な換金資源⁶⁷として利用されてきた。一方、法的には、ウミガメの卵の利用がコスタリカ全土で禁止されている。1948年には、卵の商業的採取と販売および産卵地の破壊が禁止され、1966年には、非商業的な採取が禁止されている。そのため、卵を利用したい住民と、保護したい行政の間で、しばしばコンフリクトが起こっている⁶⁸。しかし、「ウミガメの個

⁶² スペイン語による正式名称は、Ostional, Distrito Cuajiniquil, Cantón de Santa Cruz, Provincia de Guanacaste。Ostional という村名は、初代入植者のである Toribio Arrieta 氏が命名したと言われている。名前の由来は、カキを意味するスペイン語 Ostion から来ているとされる。当時、海岸にカキが生息していたことから、その名が付けられたと複数のインフォーマントが語っているが、実際の事実関係は不明である。

⁶³ ラジョ (Rayo またはゴルフオ (Golfo) と呼ばれる)、セントロ・デ・オスティオナル (Centro de Ostional)、クリアカン (Culiacán)、リオ・モンターニャ (Rio Montaña) の4集落。セントロ・デ・オスティオナルが村の中心地であり、学校 (日本でいう高校までの教育施設) や商店 (3軒)、宿泊施設 (4軒) などがある。

⁶⁴ 2012年国勢調査に基づく。

⁶⁵ 生活の足しに行われる小規模な漁労 (釣り竿を用いた浜辺の釣り) は行われているが、職業として漁業に従事している者はいない。

⁶⁶ “arribada”とは、arrivalを表すスペイン語である。

⁶⁷ 食用に販売される他、1960年代頃までは、家畜用の飼糧として販売されていた。

⁶⁸ しかし、近年、保護団体・行政 vs 住民という対立構図には変化が見られている。そのきっかけとなったのが、近年、2013年に、カリブ海沿岸でウミガメの保全活動を行っていた活動家が殺害される事件が起こったことである。警察当局は、活動家と対立していたとされる地元住民7名を容疑者として逮捕した。容疑者らは貧困地域に住む住民であり、卵の密猟に関与していたとされている。しかし、2015年2月、地元の刑事裁判所は、証

体数の保護・保全・回復法」では、唯一の例外として、卵の採集および販売を許可しているコミュニティがある。それが、オスチオナル村の住民組織「オスチオナル総合開発組合（ADIO である）。以下では、オスチオナルにおける卵の採集が、どのような法的枠組みのもとに許可されているのか明らかにした上で、ウミガメの保全活動および卵の利用実態を報告する。

第2節： アリバダについて

ヒメウミガメは、太平洋、大西洋、インド様に広く分布するウミガメであるが、IUCN のレッドリストにおいて、絶滅危惧種（VU、絶滅危惧Ⅱ類）に指定されている種である。他のウミガメと比べて小型であり、成長すると体重約 50kg、甲長は 60cm から 70cm ほどになる（Richardson : 1997）。おおよそ 7 年ほどで繁殖可能となり、通常、メスは 2～4 週間の間隔で 2 度産卵し、一度に約 100 個の卵を産む（Richardson : 1997）。産卵時の特徴は、集団で産卵を行うことである。中でも、大型の集団産卵は「アリバダ」と呼ばれている。アリバダとは、「到着」を意味するスペイン語'arribada'が語源である。数千から数万匹のウミガメが一斉に到来し産卵することから、この名称で呼ばれている。アリバダは、必ず決まった浜辺で起こることが特徴である（Cornelius et al. 1991）。これまで、コスタリカ、ニカラグア、メキシコ（各 2 箇所）、パナマ、スリナム、インド（各 1 箇所）の計 9 箇所を確認されており（NMFS/USFWS : 1996）、オスチオナルは 2 番目に大きな規模であるという（Campbell : 1998）。なぜ、これらの浜辺に限ってアリバダが起こるのか、また、どのようなタイミングでヒメウミガメが一斉に産卵へ向かうのか等、そのメカニズムは解明されていない点が多い（Cornelius : 1991）⁶⁹。

コスタリカでは、オスチオナルの他に、サンタロサ国立公園（Parque Nacional Santa Rosa）内の浜辺でアリバダが確認されている（Cornelius et al. : 1991）。しかし、サンタロサ国立公園のアリバダは、人為的な利用がなされていない。国立公園設置法において、園

拠不十分により容疑者らの無罪を判決した。このことをきっかけとして、ウミガメ保全を支持する人々によるデモが盛んに行われている。また、環境エネルギー省大臣も、事件のあった現場を保護区にする意向を示した他、近隣の海洋保護区の名称を改称し、被害者男性の名前を付けることを発表した。被害者男性は、今や「『ウミガメの保全』という正義のために命を落とした犠牲者」として、環境保護運動のシンボルと化している。このような状況の下、オスチオナル村にも、ウミガメの資源利用をネガティブに捉える運動家が訪れ始めている（武田 : 2015a）。

⁶⁹ 例えば、Cornelius は、アリバダが起こるタイミングと風速および気温の関係性を調査したが、両者の間に相関関係は見られなかった（Cornelius : 1991）。

内の自然資源の採取が禁じられおり、かつ園内の人の居住も禁止されていることから周辺に村落がないことなどが理由である。

オスティオナルのアリバダは、年間 8 回から 15 回程度起こる。1988 年から 2011 年までの 24 年間の平均は、年 11 回／年であった (RNVS0 : 2012 : 8) (表 5)。季節ごとでは、乾季 (12 月～5 月) よりも雨季 (6 月～11 月) に高い頻度で発生する (Ballestero : 1994)⁷⁰。例えば、2014 年は、乾季に 5 回、雨季に 9 回のアリバダが起こっている⁷¹。また、一度に上陸するカメの頭数も、乾季 (20000 から 60000 匹) に比べて雨季 (90000 から 180000 匹) の方が多い。しかし、正確な頭数は不明である。アリバダは日没後から早朝までの夜間にかけて起こるため、目視で頭数を数えることが困難だからである。因みに、アリバダ以外の期間においても、毎晩数匹のウミガメが産卵に上がってくる。筆者がオスティオナルに滞在した 2015 年 7 月 28 日～8 月 6 日に、モニタリング調査員の調査に同行した際には、平均して 11 頭／日のカメの産卵を確認している⁷²。



図 6 アリバダの様子 (2014 年 8 月)

⁷⁰ 熱帯のコスタリカには四季がなく、季節は雨季と乾季に区分されている。

⁷¹ オスティオナルの住民組織 ADIO の記録による。

⁷² モニタリング手法や調査項目、調査結果に関しては本章 5 節を参照。

表 3 コスタリカに生息するウミガメ

学術名	一般名称	IUCN カテゴリー	CITES カテゴリー
ウミガメ科 (Cheloniidae)			
<i>Lepidochelys olivacea</i>	ヒメウミガメ	VU	CITES I
<i>Caretta caretta</i>	アオウミガメ	EN	CITES I
<i>Chelonia mydas</i>	アオウミガメ	EN	CITES I
<i>Eretmochelys imbricata</i>	タイマイ	CR	CITES I
<i>Chelonia mydas agassizii</i>	クロウミガメ	EN	CITES I
オサガメ科 (Dermochelyidae)			
<i>Dermochelys coriacea</i>	オサガメ	VU	CITES I

表 4 オスティオナルにおけるアリバダの年間発生回数 (1988年-2011年)

(RNVSO : 2012 : 8)を参照に筆者作成

年	回数	年	回数	年	回数	年	回数
1988	8	1994	10	2000	8	2006	15
1989	13	1995	11	2001	8	2007	12
1990	13	1996	10	2002	11	2008	14
1991	16	1997	12	2003	10	2009	10
1992	13	1998	9	2004	10	2010	11
1993	11	1999	11	2005	14	2011	15
合計 (24年) 275回、平均 11回/年							

第3節 オスティオナルにおける協働型資源管理体制の概説

4-3-1: 卵リーガルフレームワーク 卵の採集を禁止する規定

ウミガメの卵の利用規制は、内戦が終結した1948年から始まっている。同年に施行された「漁業水産法 (Ley de Pesca y Marítimos, N°190)」にてウミガメおよび卵の商業的利用と産卵地の破壊が禁止され、1966年には「野生動物保法 (Ley de Conservación de La Fauna Silvestre, N°4551)⁷³」にて、非商業的なウミガメおよび卵の採集が禁止されてい

⁷³ 同法は、1992年に野生生物保全法 (Ley de Conservación de la Vida Silvestre) に引

る。これ以降、ウミガメの卵の採集は違法行為となっている。

オスティオナルのみを例外とする規定は、1983年に制定された改正野生動物保全法（Reforma de Ley de Conservación Vida Silvestre, N°6919）に記されている。同法において、オスティオナル野生生物保護区の設立が明記されると共に、保護区内において卵の採集を認める条件として、①科学的根拠に基づいた採集であることと、②採集の権利を持つのは国家コミュニティ開発局（Dirección Nacional de Desarrollo de la Comunidad）の指導の下に組織された住民組織のメンバーに限ることが定められている⁷⁴。その後、同規定は、2002年に制定された「ウミガメ個体数の保護・保全・回復法（Ley de Protección, Conservación y Recuperación de las Poblaciones de Tortugas Marinas N°8325）」に引き継がれている。

「ウミガメ個体数の保護・保全・回復法」は、ウミガメの個体数の回復を目的に、水産資源の利用と規制について定めた法律である⁷⁵。同法では、経済的排他水域内の漁業従事者に対して漁法の規制を設けると共に⁷⁶、ウミガメを観光資源とする産卵地のコミュニティに対して、環境エネルギー省が「持続可能な利用に関する研修」を実施すること等を定めている⁷⁷。また、6条では、ウミガメの殺傷、狩猟、捕獲を禁止し、破った者には1年以上3年以

き継がれ廃法となっている。

⁷⁴ 当該規定に基づいて設立されたのが、現在のオスティオナル総合開発組合（ADIO）である。

⁷⁵ 同法、1997年4月31日にコスタリカ政府が批准した「ウミガメの保護と保全に関する米州条約（Convención Interamericana para la Protección y Conservación de las Tortugas Marinas）」を受けて整備された法律である。同条約は、米州機構の加盟国間における条約で、ウミガメおよび生息地の保護・保全、個体数の回復を目的としたものである（2条）。この条約の背景には、1990年代以降、中南米諸国の急速な発展に伴って、ウミガメの産卵地が減少していることが問題化されたことに加え、国境を超えて回遊するウミガメが中南米諸国の共通の資源であることが認識されたことがある。

米州機構（Organization of American States、略称 OAS）は、1948年に調印されたボゴタ憲章に基づき、1951年に発足した国際機関である。加盟国は、カナダ、アメリカ合衆国、メキシコ、ベリーズ、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、バハマ、ジャマイカ、ハイチ、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、バルバドス、グレナダ、トリニダード・トバコ、コロンビア、ベネズエラ、ガイアナ、スリナム、エクアドル、ペルー、ブラジル、ボリビア、パラグアイ、チリ、アルゼンチンの35か国。

⁷⁶ 2条では、引き網漁法を行う漁業者に対して、誤って網にかかってしまったカメを逃がすための装置を使用する義務を課している。

⁷⁷ 対象とされる地域は、「Ostional, Nancite, Playa Grande, Tivives, Gondoca, Tortuguero および今後必要に応じて環境エネルギー省が指定する地域」とされている。これらの地域では、地元の貧困層を対象にエコツアーによる観光利用を認めている。ただし、SINAC

下の懲役刑を科している。併せて、ウミガメおよびその副産物の売買を行った者には 3 か月以上 2 年以下の懲役刑が科せられることも定めている。しかし、例外としてオスティオナル野生生物保護区内に関しては、環境エネルギー省の省令に順ずるとしている（6 条）。ここでいう、「省令」とは、環境エネルギー省と農牧省の共同省令「オスティオナル野生動物保護区に上陸するヒメウミガメの卵の商業的利用許可に関する省令」（Otorgamiento de Permisos de Comercialización de Huevos de Tortuga Lora, provenientes del Refugio de Vida Silvestre de Playa Ostional, N° 28203-MINAE-MAG）を指す。当該省令で、卵の採集許可、卵の販売許可、卵の分配などの規定が定められている。以下、それぞれについて内容を見ていくこととする。

4-3-2： 卵の採集許可

住民組織 ADIO に対して卵の商業的利用を許可する権限を持っているのは、農牧省が管轄する水産庁である（1 条）。許可には、卵の採集の許可（2 条）と販売の許可（6 条）があり、いずれも ADIO が申請する「計画書」などの資料を基に審査される。ここでいう「計画書」とは、ADIO—研究者—保護区の 3 者で策定される保護区の管理計画のことを指す（管理計画書の策定を住民と協働で行う旨は、生物多様性法 30 条の規定による）。許可は、一年ごと更新制であり、ADIO は毎年 1 月 10 日までに許可の申請を行わなければならない（2 条）。

卵の出荷する際には、水産庁が検査に立ち会うことが定められている（4 条）⁷⁸。検査項目に問題がない場合は、その場で出荷が許可され搬送が開始される（5 条）。出荷字の検査項目は、卵の出荷数と梱包方法である。国内では、オスティオナル以外の地域で違法に採集された卵が、産地を「オスティオナル産」と偽装して販売される事件が多発している。このような不正を防ぐ目的で、出荷する卵の梱包容器について「卵を梱包する際は、プラスチックまたは金属製の密封容器に捺印を押すこと。梱包容器には、ADIO の住所とロゴ、梱包日、卵の数、販売者へ向けた希望小売価格、卵の状態、化学成分、英栄養成

よりガイドを行うための許可書（Carné oficial）を受けることが必要としている（4 条）。ちなみに、コスタリカ国内において観光ガイドは資格制となっている。自然保護区の内外に関わらず、ガイドを行う者は、政府観光局（ICT）が実施する試験に合格し、資格を取得する必要がある（Ley de Promoción de la Competencia y Defensa Efectiva del Consumidor N°7472）（武田：2012）。法 4 条に定められた許可証はこれとは別ものである。

⁷⁸ 水産庁が諸事情によって立ち会えない場合は、オスティオナル野生動物保護区（環境エネルギー省）が代行できる。

分、賞味期限、卵の採集地、許可を受けた法律・省令名を明記すること」が定められている（3条）。

4-3-3： 卵の販売

卵の販売は、首都サンホセにある国立市場（5条）と、水産庁の許可を受けている卸売業者にのみ販売が許可されている（6条）。卵を納品した際には、業者に対してADIOが発行する領収書と水産庁が発行する証明書を手渡すことが義務付けられている（5条）。また、水産庁から許可を受けたADIOのメンバーに限っては、地域で行われる青空市場などでの販売を行うことができる。ただし、販売に当たっては、売上記録を付けることが義務づけられている（9条）。

売上金の一部は、国に納めなければならない。1990年、漁業水産法28条が改正され、「オスティオナル野生生物保護区の卵の売上金の40%は国に納めること」が義務づけられた。そのため、ADIOは、領収書などの売上記録を水産庁に提出しなければならない（19条）。

4-3-4： 卵の分配

ADIOのメンバーは、一度のアリバダにつき最大で200個の卵を自家用として受け取ることができる（13条）。卵は、各家庭の家長の判断に基づいて第三者に譲渡することが可能であり、また、村を訪れた来訪者に販売することも認められている。ただし、販売できるのは成人に限り、販売個数も最大200個までと定められている（13条）。その際の価格は、サンホセの市場の販売価格の半額以下で提供しなければならない

（16条）。公道における露店販売は禁止されているため（12条）、レストランや商店などで販売が行われている。



図 7 卵の販売を知らせる張り紙

以上のように、スティオナルにおける卵の採集許可は、「ウミガメ個体数の保護・保全・回復法」にて定められ、具体的なルールは「オスティオナル野生動物保護区に上陸するヒメウミガメの卵の商業的利用許可に関する省令」において規定されている。しかし、卵の採集が許可される前提として、オスティオナル野生生物保護区の管理計画書に基づいた資源管理が行われていなければならない。すなわち、AIDO—保護区（SINAC）—研究

者の協働型資源管理が適正に機能していることが、許可の条件となっている。そこで、続いてはAIDO－保護区（SINAC）－研究者の3者の役割を確認していくこととする。

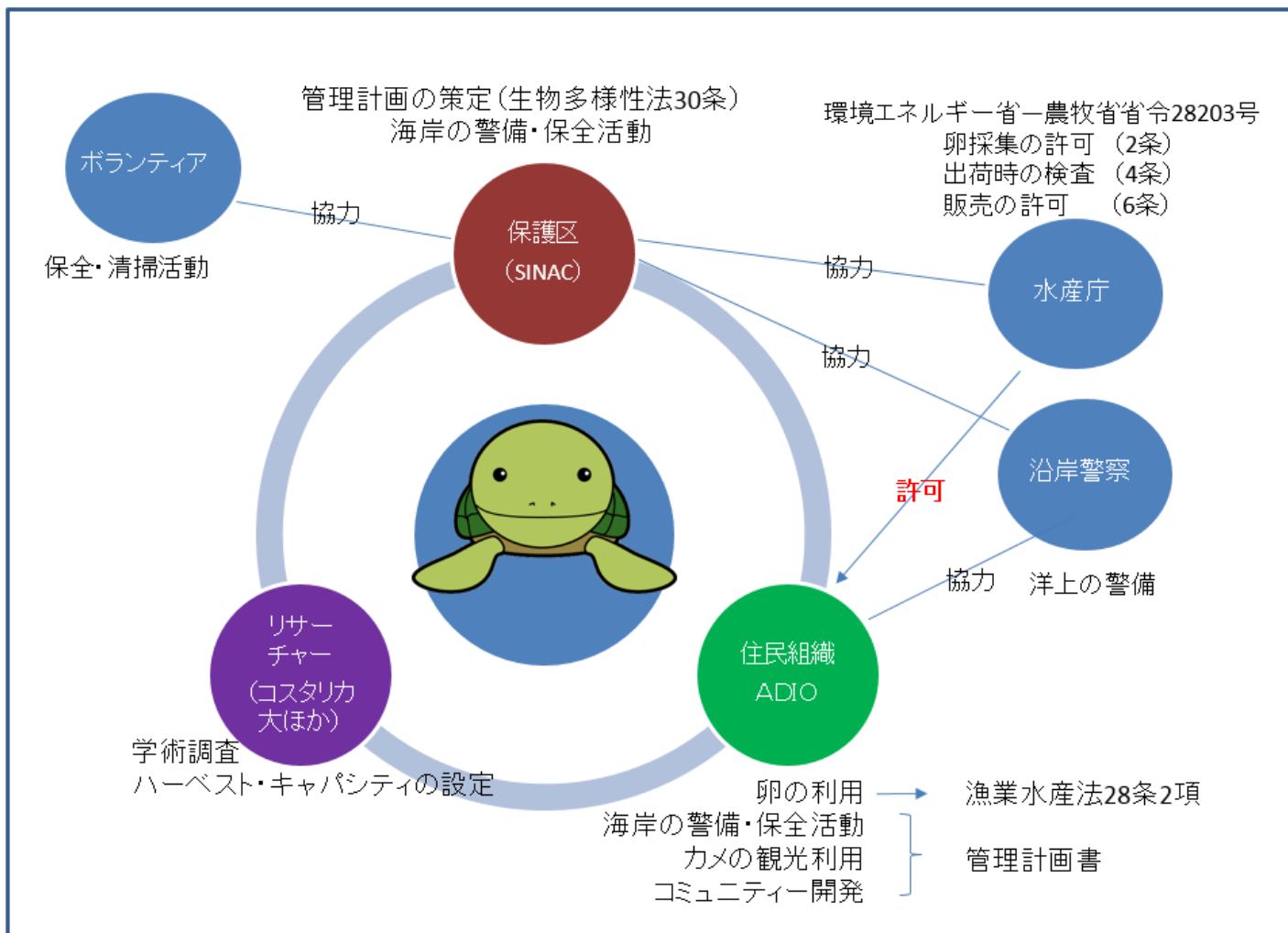


図 8 オスティオナルにおけるウミガメ保全の協働管理体制

第4節 オスティオナル野生生物保護区

オスティオナル野生生物保護区 (Refugio Nacional de Vida Silvestre Ostional) は、1983年に誕生した。同保護区は、アリバダが起こる浜辺約14キロを、海岸線 (満潮時基準) から200メートル、幅7キロにわたって保全している (図10)。3章1節でも解説したように、野生生物保護区は、国有地を保護区化した「国有地型」と、私有地を保護区化した「私有地型」、国有地と私有地が混在する「混合型」に分かれるが、オスティオナル野生生物保護区は、「混合型」に分類される。それは、もともと人が居住していた地域を、後から保護区に指定した為である。現在でもオスティオナル村の中心地の大半は、保護区内に位置している (図9)。

オスティオナル野生生物保護区の管理計画書によれば、保護区の重点目標には、ヒメウミガメとその産卵地の保全およびマングローブ樹林の保全が掲げられている (RNVSO:2012)。しかし、2015年現在、保護区の職員は3名しかおらず、十分な保全活動が行えていないという課題がある。そのため、人員不足の解消策として、保護区では海外からのボランティア・ツーリストを受け入れている。ボランティア・ツーリストは、NGOや旅行代理店等のエージェントを通じて派遣され、保護区内に設けられた宿泊施設に滞在しながら、SINAC職員と共に浜辺の清掃などの活動を補助する。

人員不足がもたらししている最も大きな課題は、警備が手薄になることである。保護区の大きな役割として、卵の密猟の取締りが挙げられる。警備を担当するパークレンジャーは、拳銃の所持を許可されており、保護区内で違法行為を行った者に対する逮捕権限を持つ。しかし、職員3名のうちパークレンジャーは2名であり、かつ交代制の勤務シフトを取っているため、全員が常駐しているわけではない。加えて、一日勤務時間が限られているため、取り締まりを行える時間も限られている。そこで、ADIOは警備グループを組織して、毎晩浜辺の警備を行っている。しかし、逮捕権限のない一般の村人による警備には限界がある。そのため、住民からは保護区に対する不満の声が高い。それは、違法に卵が盗掘されることへの不満だけでなく、治安面 (密猟者と遭遇した時に危害を加えられる恐れ) への不安が含まれている⁷⁹。

また、洋上の警備にも課題を抱えている。保護区の海域は、上陸するウミガメたちの通行路となることから、定置網を使った魚の漁が禁止されている。しかし、オスティオナル野生生物保護区を挟んだ南北には漁村があり、フエダイやニベなどの沿岸魚業や底引き網を使用したエビ漁が行われており、これらの漁船が保護区海域に侵入することがある。しかし、保護区は洋上警備を行うための船舶を保有していないため、沿岸警察と連携してパトロー

⁷⁹ 実際に、筆者も密猟者と遭遇したことがある。モニタリング調査担当の村人と早朝の調査に同行した時のことであった。遠目に密猟者を発見した村人がすぐさま保護区に連絡を入れたが、始業時間前ということもあり電話はつながらなかった。結局警察署に連絡を入れ警官を要請したが、警官が到着する前に密猟者は立ち去ってしまった。

ルを要請している。

また、生物多様性法 30 条に基づき、保護区は、管理計画を策定する際の議長を務める役割を担っている。オスティオナルの場合は、オスティオナル野生生物保護区、住民組織（ADIO）、コスタリカ大学の 3 者を基本として合意形成を取り管理計画の策定を行っている⁸⁰。この計画書に、各機関の役割（具体的なアクションプラン）が明記され、保全活動が実施されている。管理計画は、5 年ごとに見直しが行われ順応的に管理されている。



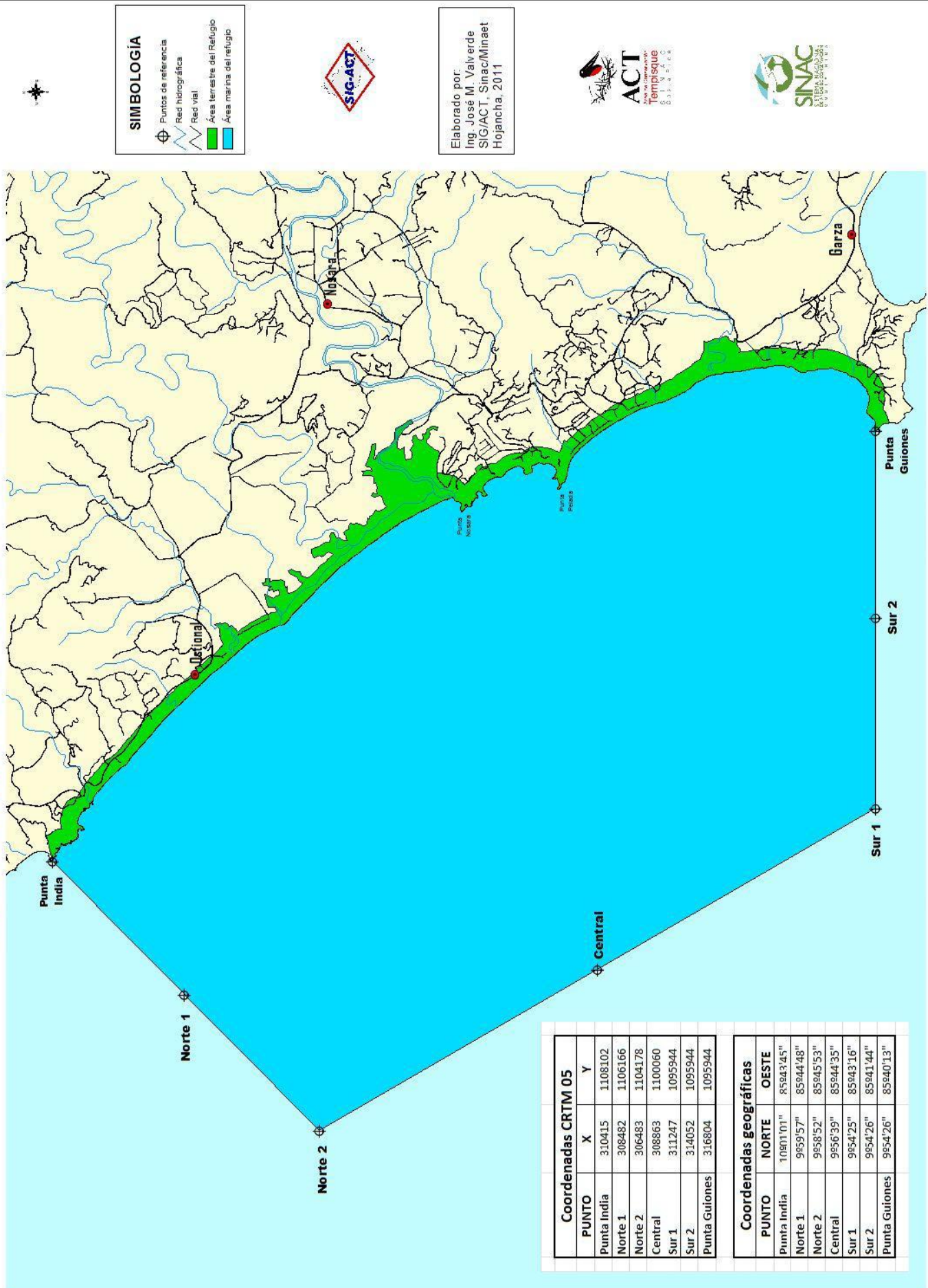
図 9 オスティオナル村の中心地

地図出典：Google Earth

* 満潮時の海岸線から 200 メートルが保護区に指定されている

⁸⁰ 2012 年にまとめられた最新の管理計画書では、この 3 者に加えて、水産庁グアナカステ事務所と、沿岸警察（Servicio Nacional de Guardacostas, 略称 SNG）、動物健康局（Servicio Nacional de Salud Animal, 略称 SENASA）および環境保護 NGO もオブザーバーとして参加している。

REFUGIO NACIONAL DE VIDA SILVESTRE OSTIONAL



Coordenadas CRTM 05		
PUNTO	X	Y
Punta India	310415	1108102
Norte 1	308482	1106166
Norte 2	306483	1104178
Central	308863	1100060
Sur 1	311247	1095944
Sur 2	314052	1095944
Punta Guiones	316804	1095944

Coordenadas geográficas		
PUNTO	NORTE	OESTE
Punta India	1°09'11"01"	85°43'45"
Norte 1	9°59'57"	85°44'48"
Norte 2	9°58'52"	85°45'53"
Central	9°56'39"	85°44'35"
Sur 1	9°54'25"	85°43'16"
Sur 2	9°54'26"	85°41'44"
Punta Guiones	9°54'26"	85°40'13"

図 10 オスティオナル野生生物保護区の地図 (画像提供: オスティオナル野生保護区事務所)

第5節 コスタリカ大学生物学部

コスタリカ大学生物学部は、保全活動の計画作成の際に指針となる科学的データを提供する役割を担っている。1960年代後半より、同学部の Robinson 教授（米国出身、故人）がオスティオナルの浜辺で生態調査を開始し、以降、定期的なモニタリング調査が行われてきた。1970年には、コスタリカ大学オスティオナル・リサーチステーションが設置され、モニタリング調査の拠点となっている（図：14）。

コスタリカ大学の最大の役割は、モニタリング調査の結果から、住民が採集してよい卵のキャパシティを決定することである。ハーベスト・キャパシティの算出は、自然状態でもロスしてしまう卵（Natural egg loss）の割合から算定される。アリバダ時には大量のカメが上陸するため、卵の巣穴が、後から来たカメに掘り返されたり、踏みつぶされたりする。このように、ナチュラル・ロスしてしまう卵の一部が住民に開放されている。ハーベスト・キャパシティは、毎年行われるモニタリングの結果を元に順応的に管理され、5年に一度の保護区管理計画に反映される。

しかし、リサーチステーションには常時リサーチャーがいるわけではなく、日々のモニタリング調査は、大学に委託された村人が実施している。調査員を務める村人は、年間約340日、朝5時ころから浜辺を調査する。徒歩で保護区の海岸（約7km）を歩きながら、目測で新たにできた巣穴の数と状態を記録する。浜辺は、50メートル間隔のブロック（全137ブロック）に分けられており、それぞれについて、下記の項目を記録している（図：15、16）。

- ①正常な巣穴：人為的盗掘や動物による捕食被害を受けずに正常に産卵を終えた巣穴
- ②失敗：産卵を試みたものの、何らかの理由で産卵せずに海に戻った巣穴の数
- ③人為的盗掘：人によって掘り返された巣穴の数
- ④犬による被害：犬によって掘り返された穴の数
- ⑤その他の動物による被害：犬以外の動物（アライグマ、アルマジロなど）によって掘り返された穴の数
- ⑥孵化が始まった巣穴：孵化が始まった巣穴の数
- ⑦死骸：産卵中に死亡したカメ、浜辺に漂着したカメの死骸の数

それぞれの項目は、浜辺の砂の状態から判断される（そのため、浜辺が風化しない早朝のうちにモニタリングが行われている）。しかし、アリバダ発生時には、正確な巣穴の数の把握が困難であることから、アリバダが起こっていない浜辺のみ記録を付けている。

モニタリング調査に関しても、人員不足が指摘できる。以前は、数人の村人が大学と委託契約を結び、調査に従事していたが、2015年現在の調査員数は、Aさん一人のみである。しかし、Aさんは60代の高齢ということもあり、体調不良などで記録がとれない日もある。また、高潮で浜辺を全て歩くことができない日がある他、密猟者と遭遇するなど危険な場合は一部の区間の調査を断念せざるを得ない。従って、ここで得られるデータは部分的なものにならざるを得ない。



図 14 コスタリカ大学リサーチステーション



図 11 大学から委託されたモニタリング調査員



図 13 ブロックの境界を示すポール



図 12 漁船に衝突し打ち上げられたカメ

第6節 住民組織 ADIO

卵の採集を行うのは、1987年に設立されたオスティオナル総合開発組合（Asociación de Desarrollo Integral de Ostional、以下 ADIO）のメンバーである⁸¹。組合は、法人格を持つ非営利団体であり、組合員内の選挙によって選出された組合長（任期2年）と、組合長が任命した副代表2名（いずれも有給職員）が運営にあっている。2015年8月現在の組員数は、225名（オスティオナル村の総人口の約3分の1）である。

組合員は、卵の採集が許可されている一方で、海岸の保全活動にも従事する。月に一度の海岸清掃などを行う他、警備グループを組織し、毎晩の夜間パトロールを行っている。組合は、採集された卵を出荷し販売すると共に、各組合員の労働時間を管理し賃金を主払う。しかし、過剰な卵の採集を避けるため、組合では3つの制限を設けている。採集期間、ハーベスト・キャパシティ、メンバー・キャパシティである。

採集期間は、アリバダが発生後36時間以内と決められている。雨季のアリバダは、長い場合で7日～10日近く続くこともあるが、発生後36時間以降およびのアリバダ以外の時期の採集は許されていない。

ハーベスト・キャパシティは、前項で触れたコスタリカ大学のモニタリング調査に基づいて、採集可能な上限数が決められている。しかし、ハーベスト・キャパシティは、あくまでも最大許容量であり、毎回限界量まで採集を行っているわけではない。各アリバダの採集量は、取引業者からの注文量と、各家庭に分配される卵の数（最大200個×組合員数）の総数によって決められている。

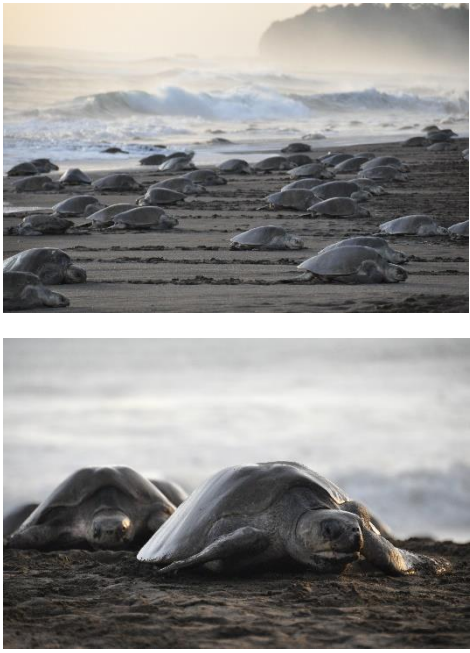

また、組合は、すべての希望者が入会できるわけではなく、メンバー・キャパシティが決められている。2015年現在のメンバー・キャパシティは225名であるが、これは、管理計画が更新される度に見直される。加入条件は、オスティオナルでの居住歴が5年以上ある者（外国籍の者を除く）で、15歳以上の男女に限られる。






組合は、卵の利用の既得権を保有してきた一方で、卵に依存する収入モデルの脱却を目指してきた。現組合長によれば、組合の名称に含まれている「総合開発」が意味するところは、卵の収益によって、コミュニティ全体の発展を目指すことであると言う。そこで、卵の売上の30%は組合に担保され、地域の公共財の整備や、組合員への相互扶助金などに充てられている（利益分配については後述する）。組合は、ウミガメの卵を、地域全体の発展のための資源として捉えている。


⁸¹ 1983年、同組合の前身組織が設立され、その時点から組合員の採集が行われていた（後述）。

3-6-1: 卵の収穫

卵の収穫は、アリバダ発生後 36 時間以内に行うことが保護区の管理計画書に定められている。収穫作業は、下記の段取りで行われる（2015 年 8 月の調査時の記録に基づく）。

日にち	行程	写真
前日 8月6日	<p>アリバダの発生と事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADIO の沿岸警備員がアリバダを確認。組合長へ報告。 ・組合長は、卸売業者に連絡を取り注文を受ける。オーダーに応じて採集量が決定される。また、この段階で卵の売値交渉も行われる。調査時の価格は、卵 1 個あたり 200 コロン（約 46 円）。 ・組合長が水産庁に採集量を報告する。水産庁が実施する出荷時検査の日時が決められる。 ・組合長が保護区の所長に卵の採集スケジュールと採集量を報告。 ・全組合に卵採集の開始時刻の連絡が回る。 	
初日 8月7日	<p>収穫（5：30～8：00）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つのグループに分かれ浜辺で作業を開始。 ・足の感覚で巣穴を探す（主に男性）。 ・巣穴を掘り、卵を採集する（男女共同作業）。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・卵を倉庫へ運び保管する。 ・各グループのリーダーは、作業出席者を確認し、記録する（これに基づいて給与が支払われる）。 	
<p>2 日目 8 月 8 日</p>	<p>収穫 (5 : 30 ~ 8 : 00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて追加収穫（初日と同様） ・作業終了後、グループのリーダーから、自家用の卵（最大 200 個）の採集許可証が配布される。組合員は許可証を受け取った後、卵を持ち帰る。 <p>出荷準備 (16 : 00 ~ 17:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵を塩水にさらした後（男性）、浜辺の砂をかける（女性）。これらの作業によってサルモネラ菌の発生を抑えることができるという。 	   

	<ul style="list-style-type: none"> ・準備された卵を出荷用袋に詰め（女性）、包装された卵を出荷用のコンテナに積む（男性）。1袋あたりの卵の数は55個。 	
3日目	<p><u>出荷時検査 (8:00)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産庁の職員が立ち会い、出荷量および梱包状況を確認する。 ・卵を卸売業者のトラックに積み込み出荷する（男性）。 ・同日 16:00 頃より、首都サンホセの市場にて販売が行われる。 	

3-6-2: 卵の収入

組合の仕事は、一回のアリバダで、収穫—出荷・販売—売上分配までを一つのサイクルとしている。そのため、組合員への分配は、月ごとの決まった日に支払われるわけではなく、アリバダごとに行われている。そのため、アリバダの発生間隔が短い雨季は、ひと月に2回の支払いの機会があることもあれば、逆に乾季には、アリバダが起こらずに収入がない月もあり得る。

収入の分配であるが、全売上の40%を国に納めることが漁業水産法によって定められているため、これを除いた残金が組合の収益となる。このうち、30%が組合に担保され、70%が各組合員への支払いに充てられる。この70%を組合員数で割った額が、各組合員へ支払われる基本額となる。しかし、組合員は、基本額を全額受け取れるわけではない。組合員の責務である、浜辺の定期清掃や、卵の採集などの仕事を欠席したものは、その分のペナルティが科され、分配金が減額される仕組みになっている。つまり、基本額にペナルティを差し引いた金額が支払額となる。例えば、2015年4月の基本額は、16,000 コロンであった。この月に清掃に参加しなかったBさん(表6、男性7)さんは、ペナルティの9,000 コロンが差し引かれ、支給額が7,000 コロンとなっている。また、C(表6、男性8)さんは、同じ月に、清掃も採集活動にも参加しなかった。そのため、ペナルティ額が支給額を上回り、マイナスとなっている。マイナス分は、借金として組合へ支払うか、次回の支給額から差し引かれることとなる。このペナルティ制度が、組合活動への参加を促すインセンティブとなっ

ている。

組合が担保する売上金は、組合の運営費に充てられる他、地域の公共財の整備に充てられる。これまで、サッカーグラウンドの整備や道路の舗装に充てられた他、コミュニティ内でイベントを行う際に出資されている。また、障害や妊娠、高齢などを理由に、活動に参加できない組合員に対しては、扶助金（基本額の半額）が支払われている。D（表7、女性21）さんは妊娠・出産のため、2015年4月から9月までの6ヶ月活動を休止したが、その期間は扶助金として基本額の半額が支給されている。組合が管理する売上金は、このような相互扶助の基金としても機能している。

では、組合員は卵の採集によってどれだけの収益を得ているのだろうか。筆者は、組合員に対して所得調査を行った。ランダムサンプリングによって抽出した70名（男性35名、女性35名、全組合員の約3分の1に相当）に、1年間（2014年7月から2015年6月）に組合が支払った金額を精査した。データの入手は、組合が保有している組合員への支払い記録を参照した⁸²。その結果をまとめたものが表6と表7である。

表6、7を基に一人当たりが受け取った分配金の平均を計算すると、ひと月あたり43,045コロン（9,965円）、一年あたり516,540コロン（119,579円）であった。ジェンダーごとの平均月収は、男性42,541コロン（9,848円）、女性43,550コロン（10,082円）であり、双方の間に大きな差は見られなかった。

表5 1月ごとのコスタリカの最低賃金（2015年7月～12月期）

職位	コロン	円換算
資格を有する一般労働者（Trabajador no Calificado Genéricos）	286,467	66,317
準資格を有する一般労働者（Trabajador Semicalificado Genéricos）	308,194	71,347
資格を有する一般労働者（Trabajador Calificado Genéricos）	323,978	75,001
専門職（Trabajador Especializado Genéricos）	363,824	84,225
高等教育初期課程修了者（専門学校など）（Educación Superior）	418,403	96,860
高等教育修了者（専門学校など）（Diplomados de Educación Superior）	451,891	104,613
大卒者（初期課程修了者）（Bachiller Universitario）	512,552	118,656
大卒者（学士）（Licenciado Universitario）	615,084	142,392

出典：労働省 HP⁸³

注）コスタリカの最低賃金は半年ごとに更新される。1コロン=0.23円で計算。

⁸² 組合では、手書きの帳簿に各組合員への支払記録を付けている。これを筆者がデータベース化して、個人別、月別の表にまとめた。

⁸³ 労働省 <http://www.tusalarario.org/costarica/portada/tu-salario/salario-minimo>（2015年12月27日最終アクセス）

この金額は、コスタリカ人の平均所得と比べると決して大きな金額ではない。表 5 は、労働省 (Ministerio de Trabajo) が発表しているコスタリカの最低賃金表である。最も賃金の低いクラスの月収 286,467 コロン (66,317 円) と比較しても、「生活の足し」程度の額でしかないことが分かる。実際に、オスティオナルの人々も、専業とする仕事を持ちながら、副収入として卵の採集を行っているのが現状である。

第 7 節 小括

コスタリカの沿岸域では、ウミガメの卵を食べる習慣がある。しかし、法的には、1948 年商業的利用が、1966 年には非商業的利用も禁止されている。しかし、「ウミガメ個体数の保護・保全・回復法」では、例外規定として、国内で唯一ウミガメの卵の利用を認めている地域がある。それがグアナカステ県にあるオスティオナル村である。

オスティオナル村は、ヒメウミガメの集団産卵「アリバダ」が起こる浜辺として知られ、1983 年より「オスティオナル野生生物保護区」が設置されている。同保護区は、住民組織 (ADIO) —行政 (SINAC) —研究者 (コスタリカ大学) による協働型の管理が行われており、住民も保全活動に従事する重要なアクターとなっている。住民は、保全活動に従事する見返りとして、一定の条件の下で卵の採集が認めている。

卵の採集量は、コスタリカ大学が実施するモニタリング調査に基づいて決定される。そこでは、乱獲を防ぐために、採集を採集できる期間、量、人数を制限している。これらの規制は毎年見直され、順応的な管理が行われている。

卵の販売は、水産庁が監督している。オスティオナル以外の産地の卵が違法に出回らないよう、梱包方法や販売先が省令によって定められている。卵の販売収入は、労働時間に応じて ADIO の組合員へ再分配される。しかし、販売収入の全額が組合員へ支払われるわけではない。全販売収入のうちの 70% が組合によって担保され、コミュニティの発展のために使用される。道路の舗装やグラウンドの整備など、コミュニティの公共財に投資される他、高齢や妊娠、障がいなどを理由に組合活動に参加できない住民に対する相互扶助基金として活用されている。

オスティオナルの取り組みは、単に個人の収入向上のみならず、コミュニティ全体の発展を目指すものである。これはまさに、生物多様性に示された理念である「生物多様性の保全および環境に配慮した利用した、社会、文化、経済の持続可能性の実現」に合致するものである。そのため、オスティオナルの取り組みは、しばしば協働型資源管理の成功例として取り上げられている。

では、オスティオナルにおける資源管理体制は、どのようにして構築されたのだろうか。いかにして保護区が誘致され、卵の採集権が認められたのだろうか。そこには、誰がどのような意図で関わっていたのだろうか。次章では、筆者がオスティオナル村で実施した現地調査をもとに、ウミガメ保全運動の歴史を整理する。

第5章 オスティオナルにおけるウミガメ保全運動史

第1節：はじめに

前章では、オスティオナルにおいて現在行われているウミガメ保全活動の実施体制について解説を行った。オスティオナルでは、住民—保護区—大学の協働型資源管理が実践されている。しかし、保護区もコスタリカ大学も人員不足を抱えており、実質的な活動の多くは住民が担っている。オスティオナル住民は、卵の利用者であると同時に保全活動の実施者なのである。さらに、卵による収益は、単に個人の収入向上に寄与するだけでなく、村全体の発展の資源として利用されている。

では、このような管理体制がどのようにして構築されたのだろうか。4章の冒頭でも述べたように、オスティオナル野生生物保護区は、住民による運動の結果、誘致された保護区である。元来、オスティオナルの人々は、卵の利用のみを行ってきたが、保護区の誘致を機に保全活動を行う主体が変わっていったのである。人々は、なぜ保護区の誘致を目指したのか、また、どのようにして卵を採集する権利を獲得していったのか。本章では、オスティオナルのウミガメ保全運動の歴史分析を通して、人々が環境保全活動の担い手として変化していく過程を明らかにする。

以下では、オスティオナル村の歴史を追いながら、保全活動の展開を見ていくこととする。1節では、オスティオナル村の成り立ちを解説する。村が拓かれた1902年を出発年として、保全運動が始まる1960年代までの歴史を整理しながら、コミュニティの基礎的性格を明らかにする。2節では、1960年代以降に開始されたウミガメの保全運動の歴史を整理する。当時、コミュニティの中でどのようにして「保護区」という制度が発見され、保護区の誘致へと至ったのか。運動を指揮したリーダーらへの聞き取り調査を基に、保護区誘致の意図や目的を明らかにする。3節では、非リーダー層の人々に焦点を当てる。人々は、リーダーらが誘致しようとしていた運動をどのように捉えていたのだろうか。また、そもそも「保護区」という制度をどのように解釈し、リーダーらを支持したのだろうか。これらの点について、同じく筆者が行った聞き取り調査を基に明らかにする。

なお本章の最後では、エコ統治性論を参照しながら、オスティオナルの保全活動を整理する。4章の冒頭でも触れたように、保全活動を展開していったオスティオナルの人々は、Agrawalが言うような「環境的主体」モデルで説明ができるものなのか、エコ統治性への理論的考察を加える。

1-1: 調査の概要

本章では、オスティオナル村でおこったローカルな出来事を取り上げる。次節以降の現地に関する記述は、筆者が行った現地調査を基にしている。調査は、①2014年3月4日から3月28日、②2014年7月28日から9月11日、③2015年7月27日から8月19日にかけて、合計95日間オスティオナル村に滞在し、参与観察法に基づく関係者への半構造を実施した。言語はスペイン語でおこなった。インフォーマントの選定は以下の通りである。

① 保護区の誘致運動の歴史に関する調査

当時、運動のリーダーを務めていたE氏とF氏、G氏（いずれも男性）の3名に半構造インタビューを行った。2014年8月1日に、3名に集まっていただき、その場で事実関係の三面検証を行いながら村の歴史を整理した。その後、F氏に追加インタビューを行い情報の補足を行った。

② オスティオナル村の歴史に関する調査

村の歴史に関しては、前述の3名に加えて、オスティオナル村の初代開拓者である家族の子孫にあたるH氏にもインタビューを実施した（図15）。Hさんの一家は、オスティオナル村を開拓したのち、学校や診療所の建設に携わるななど、1960年代まで村を牽引してきた一家である。H氏へのインタビューは、2014年3月10日に実施した。同日のインタビューをきっかけに親交が深まり、H氏とは日常的に行動を共にし、ウミガメ保全の仕事に従事する様子を観察させていただいた。

非リーダー層の人々に対するインタビューについて

非リーダー層への人々のインタビューは、スノーボーリング方式で8名のインフォーマント（男性4名、女性4名）を選定した。本来であれば、広く一般の意見について集める調査は、ランダムサンプリング（無作為抽出法）でインフォーマントを選定することが基本とされる（佐藤：2008：124）。しかし、保護区の誘致運動は、30年以上前の出来事であるため、当時、青年以上だった人物は限定されており、ランダムにサンプリングすることは困難であった。本稿では触れられないが、オスティオナルでは、1980年以降、人口流出が激しくなっている。そのため、当時を知る人物は増々減少している。このような理由から、スノーボーリング方式で、該当者の紹介を受けインタビューを行った。また、インフォーマント8名の選定は、①年齢、②ジェンダー、③職業、④入植時期の4点のバランスを考えて行い、様々な立場の視点を取り入れるように配慮をした。なお、インフォーマントの氏名や属性などは、5節で取り上げるそれぞれの語りの中で紹介する。

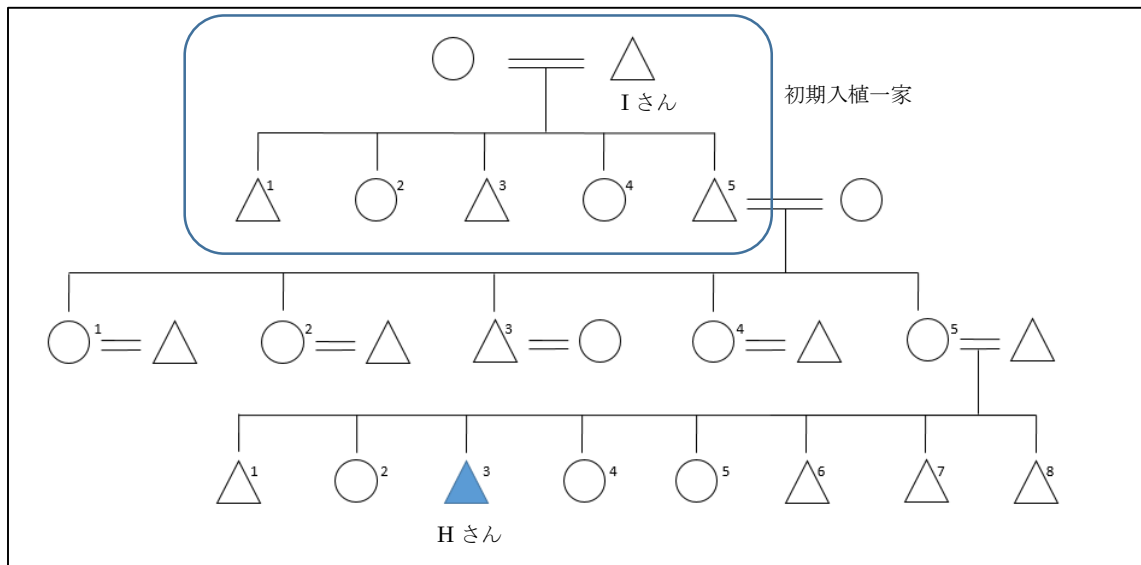


図 15 入植初代から現世代までの家系図

第2節： オスティオナル村の歴史

5-2-1： オスティオナル村の基礎的特徴

オスティオナルの特徴は、第一に、伝統的な地縁組織や血縁集団によって構成されるのではなく、コスタリカ全土（一部ニカラグア移民を含む）からやってきた入植者によってできたコミュニティであるという点である。オスティオナルは、近代まで「未開拓の地」であり、現在の村は、20世紀以降に入植した家族で構成されている⁸⁴。筆者が行った現地調査では、オスティオナルへの入植は、大きく3回の波があったことが確認できた。初期入植者が開墾を行った1900年代から1930年代（第一期）、コスタリカ政府によって農地開拓が奨励された1960年代（第二期）、ネオリベラリズムの影響を受けて不動産取引の規制緩和が進み外国人への土地売買が進んだ1980年代から1990年代（第三期）である。

第二の特徴として挙げられるのは、オスティオナルは、郡都サンタクルスから約60キロ離れたいわゆる「田舎の農村」であるが、閉鎖的で変わらぬメンバーによって生活が営まれて来たわけではなく、居住者が出入りを繰り返す高い流動性を有していることである。現在、村に在住している成人男女391名の出身地を調べたところ、25.58%は県外で生まれ、後に

⁸⁴ 16世紀にスペイン人が入植した段階で、ニコジャ半島東部（ニコジャ湾沿岸域）には先住民が生活していたが、オスティオナルのある半島西部に関しては記録がない(Molina y Palmer : 30)。また、コーヒーなど主要産業の中心地である中央高地から離れたニコジャ半島には、スペイン人の定住地が拓かれなかったこともあり、人口密度は非常に低かったことが想像される。

オスティオナルへ入植してきた人々であった(図16)⁸⁵。このように、新たに移住する人々がいる一方で、人口流出も起きている。かつて、オスティオナルの人々は、開墾して手に入れた所有地で、小規模の農業や牧畜業を営んでいた。しかし、1980年代以降、多くのオスティオナル住民は、土地の所有権を手放すこととなった。ネオリベリズムを背景に、外国人向けの不動産取引が規制緩和され、オスティオナルの土地は、外資系不動産の投資対象となった為である。加えて、1980年代は、経済危機の最中にあり、経済的苦境に立たされたオスティオナルの人々は、土地を売ることによって時代を乗り切ったのであった。継ぐべき家業と土地を失った人々は、職を求めて移住を余儀なくされたのであった。現在も村で生活している人々は、主に近隣地区で開発が進んでいる外国人向けの住宅建築の現場作業員(主に男性)や、完成した別荘地清掃員(主に女性)などをしながら生計を立てている。しかし、これらの職業は、一時的な建設需要に基づく不安定な雇用であり、今後の状況次第では、さらなる人口流出が予想される。

5-2-2: 村落の形成から保全運動に至るまで(1900年代から1960年代まで)

オスティオナル村の歴史は、サンタクルスで農業を営んでいた I⁸⁶さん一家が入植した1902年に始まる⁸⁷。その後、4家族が入植し、初期の入植世代を形成した。第一入植者である I さん一家は、リーダーとして村の牽引役を果たすこととなる。1920年代には、I さんによって教会や墓地などが建設され、基本的な村落の機能が整うこととなった⁸⁸。当時の生活

⁸⁵ 出身地調査は、選挙管理委員会が保有している選挙人名簿から、オスティオナルに投票権を持っている人の数を抽出した(n=391名。コスタリカでは18歳以上の男女に選挙権を与えている)。名簿には、氏名と共にマイナンバーが記載されている。コスタリカのマイナンバーは、最初の一ケタが出生地を表しているため、これを基に出身地を把握することができる(コスタリカでは、子供を出産した病院が当該地域の行政に出生届を出す。この際に、マイナンバーが割り振られる。個人の番号は、犯罪に巻き込まれる可能性があるなど、特段の理由がない限り変更されることはない)。各出身県の番号は、次のように対応している。1=サンホセ県、2=アラフエラ県、3=カルタゴ県、4=エレディア県、5=グアナカステ県、6=プンタレナス県、7=リモン県、8=海外出身者(帰化してコスタリカ籍を取得した者)、9=その他(海外出身者で、帰化をせず長期滞在中の労働者など)。ここからは、同一県内からの移住者は把握できないため、村外からの移住者数はさらに多いことが推測される。

⁸⁶ 生年および没年不明。Arado de Santa Cruz 地区から入植。妻との間に5人の息子がおり、そのうち五男のみがオスティオナルに残る。

⁸⁷ オスティオナルでは、1902年を開村の年とする認識があり、2002年には開村100周年の祝賀行事が行われている。

⁸⁸ 初代入植者である I さんは、敬虔なクリスチャンだったと言われ、サンタクルスの信徒会から聖像を移し、I さんの息子が初代司祭(サンタクルにある教会の神父に使える身であり、オスティオナルの教会はいわば分会にあたる)を務めた。その教会は、現在まで続いている。

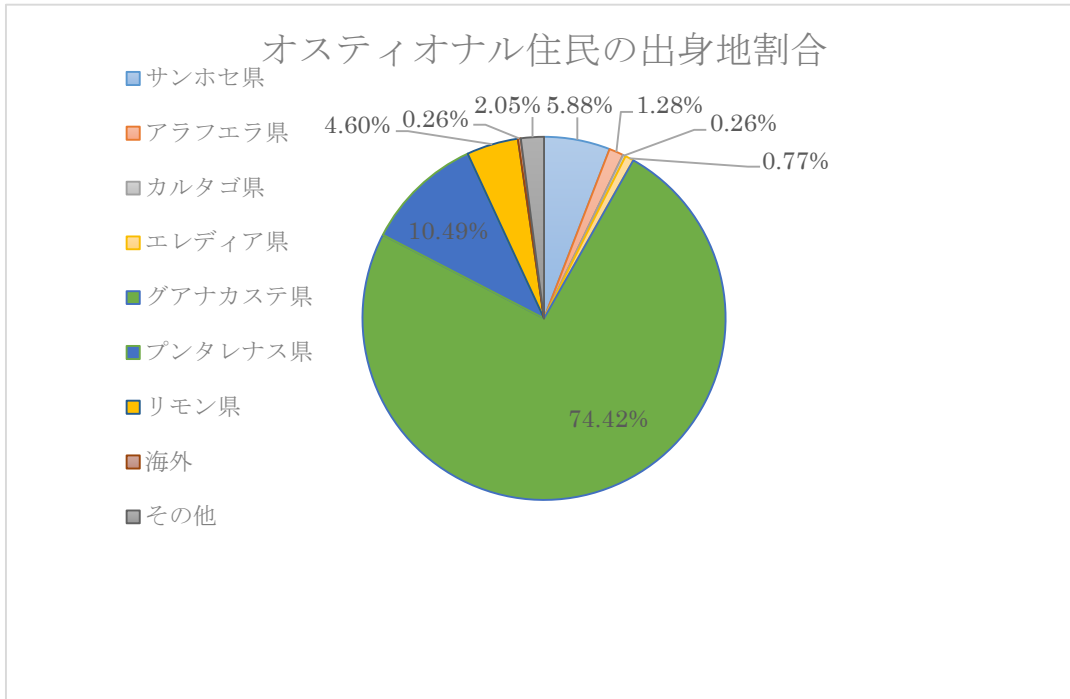


図 16 オスティオナル住民の出身地割合

は、食糧自給を目的とした小規模の農業が行われており、トウモロコシや豆類などが栽培されていた。沿岸域という立地から、小規模な漁労も行われていたが、漁業は産業としては発展せず現在に至っている。また、ウミガメの卵は当時から食用として利用されてきたという。しかし、販売はなされず、主に村人たちの食糧資源として利用されていた。

移住の第二の波は 1960 年代初頭に訪れた。首都近郊の人口増加および食肉需要の高まりによって、政府は「未開拓」の森林地帯への移住・移住を推奨した（2 章 2 節参照）。1961 年には、入植支援を行う行政庁「土地入植管理局 (Instituto de Tierra y Colonia、略称 ITCO)⁸⁹」が発足した。ITCO は、入植する農民たちの移住および土地所有権を仲介する組織であり、オスティオナルのように、すでに入植者が暮らしている地域においては、旧住民らに土地分割の交渉を担った組織である。このような政策の下、開発が進んでいなかったグアナカステ県への入植が進んでいった (Edelman : 1999)。この移住推進政策を受けて、7 家族が入植した⁹⁰。また、この過程で ITCO による開拓政策の一環として土地の測量が行われ、第一入植世代の所有地も確定されていった。その際、I さん一家の土地の一部が、広場や学校、診療所といった公共施設を建設するための共有地として譲渡され、現在のオスティオナル

⁸⁹ 現在の農地開発局 (IDA : Instituto de Desarrollo Agrario) の前身にあたる組織。

⁹⁰ 実際には、このうちの数家族は、土地入植局が発足する 1950 年以前に入植していたとされる。土地入植局の誕生によって、正式にオスティオナルの土地所有者となった。

村の区画が整備されていった⁹¹。

また、第二入植世代を中心に放牧地が拓かれたことから、村の産業は農業から牧畜へとシフトしていくこととなった。この過程で、ウミガメの卵は新たな価値を生み出すこととなった。それは、飼糧としての需要である。グアナカステ県全体で、牧畜業を営む世帯が増えたために、家畜の飼糧生産がを生業とするオスティオナル住民が現れ始めた。人々は、牛や馬に大八車を引かせながら、近隣の農村へ卵の行商に出かけたと言う。さらに1970年代には、郡都のサンタクルからオスティオナルへ通じる道路が開通したことによって、卵の商業的利用がさらに加速した。このような農村の発展によって、ウミガメの卵は換金資源へと変化していった。

第3節： アリバダの「発見」とコンフリクトの発生（1960年代から1970年代まで）

ウミガメの卵が換金資源として利用され始めた1960年代、法的にはすでにウミガメの卵の採集は禁止されていた（4章3節参照）しかし、当時の人々の間には、法規制があることが認識されておらず、卵の採集を続けていたという。

人々の認識に変化が起こり始めるのは、1960年代後半のことである。この時期から、アメリカの平和維持部隊（Peace Corps）のボランティアが同地で活動を始めた。Corneliusによれば、アリバダという現象は、彼らの活動レポートによって世間に「発見」されていったという（Cornelius：1991）。こうした流れの中で、1970年、コスタリカ大学のDouglas Robinson教授が同地にリサーチステーションを建設し、ウミガメの研究を開始する。同教授はアメリカ出身の生物学者で1966年以降、コスタリカ大学で教鞭をとった人物である。オスティオナルの人々の無秩序な卵の利用を危惧したRobinson教授は、ウミガメの保護を目指した活動を展開していくこととなった（Campbell：1998）。

自然科学者の活動によって、アリバダの科学的価値が認識されると、1979年から警察官が常駐するようになった。海岸のパトロールが開始され、卵の採集は、密猟として取り締まられるようになった。こうして、住民らの間にもウミガメの卵を採集することが、「違法行為」であると認識されていくようになったという。当時のことを回想したある村人は、「（卵を採るという）日常行為が犯罪行為へと変わってしまった」と語る。彼らの行為が「悪行」として取り締まられることで、村全体のフラストレーションは溜まっていった。

その最中、取締官であるはずの警察官によるいくつかの事件が発生する。一つは、数人の

⁹¹ 1958年、オスティオナルに初めての学校が建ち、子供たちの就学が始まる。村外から教諭を誘致すると共に、Iさんの孫が初代の教育委員長（Presidente de la Junta de Educación: 1958-1966）となる。また、この時に譲渡された広場は、1960年ごろにサッカーのグラウンドとして整備され現在に至っている。コスタリカの伝統的な街並みは、広場を中心に都市が形成される。広場の東側に教会が配置されるのが典型的で、オスティオナル村の街並みもこれを踏襲している。

警察官による卵の密猟、および押収された卵が彼らによって裏市場に横流しされていたことが発覚したことである。その背景には、サンタクルス郡の有力者がブラックマーケットを仕切っていたとも噂されていたという。もう一つは、ある警察官がパトロール中に村の女性を「誤射」し、被害者が亡くなるという事件が起こったことである。警察官が主張する「誤射」には、不可解な点が多々あり、住民の間に禍根を残す結果となった⁹²。この事件をきっかけに村人の怒りは爆発し、その怒りの矛先は、ウミガメの卵に「保護すべき資源」という価値を与えた Robinson 教授へ向かう。村人によって教授の家に火が放たれ、村内は混沌としていった。

第4節：保護区の誘致と卵の合法化運動（1980年代）

外国人リサーチャーや警察官という外部の介入は、結果として村の治安の悪化を招くこととなった。卵の採集が「違法行為」へと読み替えられていく過程で、卵の流通がブラケットマーケット化し、本来はそれを取り締まるはずの警察官の不正などが重なり、村は混乱状態へと陥った。

このような背景から、1981年に村のリーダー3名を中心に、卵の採集の合法化を目指す住民運動が起こった。運動のリーダーらによれば、それは、卵の利用規制に対する抵抗というよりも、むしろ、村の治安の悪化を懸念しての措置であったという。一方、Robinson 教授も住民側に歩み寄りを見せる。卵のナチュラル・ロスを見直し、「ロスを減少させるために保護する」という主張から、「一定のロスは出てしまうものなので、その分の利用を認める」といったように主張を変え、住民に歩み寄る態度を見せるようになった(Campbell : 1998)。

リーダーらは、村の窮状を訴えた上で、自主的な資源管理を行う権利を求めた草案をまとめ、郡議会議員に対してロビー活動を始める。同草案には、資源管理を行うための取り組みとして、卵の採集はアリバダ発生後 36 時間以内のみ行うとし、それ以外の期間に不正な採集が起こらぬよう、住民自身が海岸を管理することなど、利用の見返りとして保全活動を行うことが既に書かれていたという⁹³。

リーダーらのロビー活動によって、郡の有力者と郡議会議員を巻き込み、草案は、サンタクルス郡議会へ提出される。郡議会を通過した同草案は、当時の郡長の支持も受け、卵の採

⁹² 最も不可解な点は、被害者女性が亡くなった現場が、女性の自室であったことである。屋外から発砲した弾が家の壁を貫通し、ベッドの上で就寝中の女性に被弾した。加害者の警察官は、パトロール中に遭遇した野犬を撃つために発砲したと主張したと言うが、本来パトロールを行うべき浜辺と現場は 100 メートルほど離れており、なぜ、一般家屋の前で発砲に至ったのか、今もなお不明なままである。

⁹³ 草案原題“Anteproyecto para exponer nuestro punto de vista”。原文はすでに存在せず、本記述は執筆者のリーダーらの記憶による。

集に関して規制権限を持っていた農牧省⁹⁴ (Ministerio de Agricultura y Ganadería) 宛てに書き換えられると共に、オスティオナルの浜辺を保護区化し、保護区内に限り住民の卵の利用を認める構想が付け加えられた。草案は、1982年、郡選出の代議士を通じて立法議会へ提出された。法案は通過し、同年に野生動物相保全法 (Ley de Conservación de la Fauna Silvestre)⁹⁵ にオスティオナル野生生物保護区の設立が明記され、1983年、保護区が誕生した³²⁾。また、同法には、同保護区内において卵の採集を認める条件として、科学的根拠に基づいた採集であることと、採集の権利を持つのは、国家コミュニティ開発局 (Dirección Nacional de Desarrollo de la Comunidad) の指導の下に組織された住民組織のメンバーに限ることが記された。これを受け、1984年にオスティオナルのリーダーらは、住民組織 (ADIOの前身組織⁹⁶) を立ち上げる。このようにして、住民組織と研究者、行政 (保護区) の3者による協働資源管理体制が構築されると共に、住民の卵の採集も再開されることとなった。

その後、住民組織は、卵の利用と保全だけでなく、地域全体の発展を担うことを志向してゆく。それは、「卵の収益だけに依存するだけでは、かつての生活と変わらない」ということが住民間で認識されたことによるという。そこで、1987年に組織名称を現在の「オスティオナル総合開発組合」に変更し、卵の収益の一部をコミュニティに還元する現行制度が開始されると共に、1990年代に入ると観光部局を立ち上げ、観光誘致とローカルガイドの育成などを始めるようになる。現在、ウミガメは、観光資源としての役割も果たしている。このような経緯を経て、協働資源管理は現在まで続いている。

住民 vs 研究者・警察官という対立は、村の秩序維持を目指す合法化運動と、自然科学者の歩みよりによって、「利用しながら護る」という形態へ変化してゆく。その両者が手を結ぶ結末点にあったのが、「保全」というキーワードであった。

第5節： 保護区誘致運動に関する村人たちの反応

前節で述べたコンフリクトの詳察から見えてくるのは、卵採集の合法化運動は、資源利用の規制という「上からの力」に対する抵抗運動ではなかったということである。彼らは1970年代に遭遇した「環境保全」という新たな規範を真っ向から否定するのではなく、「あえて」受け入れることで、村の治安を安定化させると共に、卵を利用する権利を獲得していった。そこには、当時のリーダーの戦略的交渉術があった。

⁹⁴ 実務を行うのは、農牧省が監督する水産庁。

⁹⁵ 現在は廃止され、1992年に制定された野生生物保全法へ継承される (同法128条)。

⁹⁶ 当時の名称は、「グアナカステ県サンタクルス郡オスティオナル地区におけるウミガメの合理的かつ科学的利用による開発のための組合 (Asociación para el Desarrollo Específico de la Explotación Racional y Científica de Tortugas Marinas en Ostional, Santa Cruz, Guanacaste)」であった。

一方、実際の資源利用者である非リーダー層の人々は、この運動をどのように眺めていたのだろうか。そのことを明らかにするために、1940年代から1960年代生まれ（合法化運動が起こった時に青年以上だった人々）の男女8名にインタビューを実施した。「卵採集の合法化運動について、またその対価として彼らの生活圏に保護区を設置することについて、当時どのように考えていたのか」という筆者の質問に対して次のような回答があった。

① 40代 女性

当時、私はまだ10代後半でした。高校に通うために、オスチオナルを離れて暮らすようになって、様々な出身地の友達に出会いました。友達と話すうちに、オスチオナルが特別な場所だということに気づかされました。例えば、アリバダが起こるのは、オスチオナルだけだという話は昔から聞いていたけれど、同じ海沿いでも別の地域出身の友達は、ほとんどウミガメを見たことがないと言っていて、とても驚きました。

ウミガメの卵を食べることを話すと、多くの友達が驚いていました。特に、卵を生で食べる話をすると、大きな声を上げて気持ち悪がっていました。私にとっては、ウミガメの卵を食べるのは当たり前の習慣だったけれど、はじめてそれが、特別なことだと分かりました。

だから、ロビンソン博士が「オスチオナルの特別な浜辺だ」と言っていたことの意味が、私には良く分かりました。ウミガメを護ることの大切さも理解できました。けれど、村の外を知らない人には、ロビンソン博士の言っていることは伝わらなかったのではないかな。私も、村を出るまでは、溢れるぐらいウミガメがいるのに何で卵を採ることがいけないことなのか、あまり理解できませんでした。だって、私の家は浜辺の目の前に立っていたので、10月のアリバダの時には（一年で最も大規模なアリバダが起こる時期）、家の玄関までカメがやってきて、卵を産んでいくんですよ。家の前に食べ物が置いていかれたら、食べない人はいないでしょう（笑）？

けれど、私はオスチオナルの外の生活も知っていたから、ロビンソン博士の言うことが理解できた。でも、だからといって、卵を採ることを禁止しようとしたことには反対でした。だって、卵の採集は、父がオスチオナルに入植した頃から行ってきたことだし、私もウミガメの卵を食べて大人になったのだから。だからトーマスさんたち（当時の村のリーダー）が保護区を作ろうとしていたことに反対はなかった。自由に卵を採ることはできないけれど、卵採集が禁止されていた時と比べたら、安定して卵の採集ができるから。

② 男性 60代

ロビンソン博士はとてもいい人だった。スペイン語も上手で、私たちに良く話しかけてくれた。私たちはとても良いアミーゴ（友達）だった。博士がいたことで、オスティオナルがとても有名になった。だからとても感謝している。あくまでも、あの当時の話だけれど、博士がウミガメの保護を始めたことで、一部の村人と博士の関係が悪い時期はあった。僕は違ったけどね。

当時は、(科学者らが) 卵を採ることを禁止しようと言いだしたことを、誰もいいアイデアだと思っていなかった。だって、僕たちが卵を採らなくても、周辺の村からはたくさん泥棒が来て卵を盗んでいく。それに、人が採らなくても、犬やアライグマが卵を食べに来る。卵を完全に守るのは無理だ。そうだろう？

ある時、僕の友達が、卵を採って警察官に取り締まられた。でも、その間にも、別の村の奴らが卵を盗んでいく。警察官は、村の周りしかパトロールしないけれど、泥棒達は、村の外れから浜辺に入って去っていく。まったく、警察が何をやっているのか理解できなかった。悪いやつはいっぱいいる。なのに、なんで僕たちだけが我慢しなければいけないのか。取り締まられるのは、僕たちばかりだった。

私が怒っていたのは、警察官たちだ。彼らは、卵を採るなというけれど、その警察官が、卵を違法に売買していた。彼らは、押収した卵をサンタクルスで売っていたんだ。とにかく、警察官は最悪だった。

組合を作って保護区を作ったことには賛成だった。僕たちで管理しているから、今では、(違法な卵の売買など) 問題がなくなった。警備も僕たちで行っている。

③ 60代 男性

う〜ん。当時は、(リーダーたちが、組合や保護区を作ったことには)特に何も意見はなかった。カメの卵は、昔から食べていて、今も食べている。だけど、ウミガメの卵を売って得る収入はとても少ない。あくまでも副収入なんだ。私は、当時牧畜を営んでいた。あの当時は、牧畜はいい商売で、この村でも畑をつぶして牛を飼い始める人が増えていた。自分の仕事が忙しかったから、保護区を作ることにはあまり関心がなかった。ウミガメの卵を採るよりも、牧畜の仕事を一所懸命したほうが、お金が稼げたからね。

だから、カメの卵が採れずに困ったことはなかった。みんなニワトリも飼っていたから、鶏卵も食べられたしね。それに、欲しいものがあれば、ノサラ (5kmほど離れた町) まで買いに行くこともできたしね。あの頃は、もう道路 (州都の町へつながる幹線道路) ができていたから、ここも少しずつ発展していたからね。

だけど、組合ができた時には、僕も組合員になって、卵を採ったよ。だって、収入は多い方がいいからね。

④ 50代 男性

村のことにはあまり関わってこなかったから、良く分からないな。でもトーマスさん (当時のリーダー) の意見には反対はなかったよ。なぜって、保護区を作ることに反対する理由はなかったから。卵も採れるようになったし、ネガティブなことはないでしょう？

保護区を作る前は何にも考えていなかったけど、今となっては保護区があって良かったと思っている。土地を売ってしまっただけで仕事がなくなった時期 (1980年代後半〜1990年代) に、卵を採って稼ぐことができたし、観光客も来るようになった。息子はガイドをやっていて、少しお金も入った。

以前は、組合員だったけど、今はやめてしまったよ。仕事 (住宅建設の現場仕事) があるからね。卵の採集は早朝に行くから、仕事をやりながら組合の仕事を手伝うのはしんどいんだ。

でも、もう歳だから、引退して仕事を辞めたら、もう一度組合員になって卵を採るかもしれないね。卵は、オスティオナル住民の年金のようなものだね (笑)。

⑤ 70代 女性

保護区を作ることに賛成でした。ウミガメの卵を採ることが禁止されてとても困っていたから。だって、私たちにとって卵は生活費を稼ぐとても重要なものだったから。私は、子供が8人いて、とても生活が苦しかった。畑を持っていたけれど、作物を売れるほど大きな畑ではなかったの。なぜなら、私たちは、村ができた後にここにやって来たから、(先に入植していた)伯父に分けてもらった小さな土地しかなかった。だから、卵を売って生活していました。

卵を採るのは、村の子供たちの遊びになっていて、うちの子供たちもたくさん卵を採ってきていた。主人は、卵を近くの農村に売りに行っていた。卵は、豚の飼糧として買ってくれたから、農家で良く売れたの。私は、卵をノサラ (5km 離れた町) の青空市場に持って行って売っていました。

だから、卵が採れなかった時期は、とても大変でした。ここここに住んでいた一家 (いずれも隣人) は、その頃に仕事を探して引っ越していった。木材加工の仕事をすると書いていたと思う。今はどうしているかわからないけど、その後、ここには戻ってきていないわ。私たちも、別の地域に引っ越そうと思っていたけどできなかった。子育ても小さくて子育てに忙しかったから、移住するのが難しかったんです。だから、ここに留まって伯父の農場を手伝ったりしていました。

だから、保護区ができて、本当によかった。私はもう年寄りだから、家にいるだけで、組合の仕事は手伝っていないけど、保護区と組合ができたから、また卵を採ることができるようになったのだからね。

⑥ 50代 女性

ハイロ・モラの事件（注1）があつてから、ジャーナリストや学生がたくさん取材にやって来るようになったの。彼らの中には、ウミガメを取っている私たちのことをネガティブに感じている人いる。だけど、私たちはカメの卵をむやみに採っているわけではないわ。それに、ウミガメの卵を食べるのは、この村の「文化」なの。私のおじいさんが最初にこの村にやってきた開拓者で、それ以来、私の家族はここで生活してきた。おじいさんが、ここを気に入って家を建てたのは、アリバダがあつたからだと聞いているわ。私の両親も敬虔なクリスチャン（カトリック）で、母はよくカメの卵は「神の恵み」と言っていた。だから、卵は採るけれど、ウミガメをリスペクトしている。組合の活動に参加しているのは、そういう理由からなの。私たちは、ルールを守ってカメの卵を採っている。だけど、事件を起こした犯人たちは、密猟者たちだった。まったく状況が違うわ。

密猟者たちは、ここにもたくさんいるの。近くの村の人たちが、夜中、勝手に私たちの浜辺にやってきて卵を盗んでいくの。昔から密猟者たちはいて、ずっとこの村の問題になっているの。だからこそ、保護区は必要だったの。ここは、私たちの土地。自分たちの土地は、自分たちで守らないとね。MINAE(保護区)の職員は何もしてくれないから。

注1) 2013年にカリブ海沿岸で、ウミガメの保全活動を行っていた活動家が殺害された事件。当該事件を受けて、環境保護を訴えるデモが盛んに行われ、ウミガメの保全熱が増した。警察当局は、地元住民を容疑者として逮捕した。容疑者らは、違法に卵を採っており活動家と対立していたとされる。しかし、容疑者らは証拠不十分により無罪が宣告されており、犯人は未だ不明である（武田：2015b）

⑦ 70代 男性

僕は特に意見はなかった。僕はただの農家だし、村のことはリーダーたちに任せていたからね。だから、保護区を作ることに反対しなかったよ。

保護区ができる前、警察が来てからは、卵を採るのは禁止されていたんだ。だけど、警察の目を盗んで卵を採っていた村人は何人かいたよ。若い村人だったな。夜暗くなれば、浜辺を掘り返してもばれないからね。もちろん、僕も若かったけど、僕は採らなかった。うちの両親は厳しかったからね。うちは貧乏だったけど、どうにか生活はできたから、卵を採らなくても大丈夫だったんだ。だから、保護区を作っても作らなくてもどっちでも良いと思っていたよ。

でも組合ができてすぐに組合員になったよ。だって友達に誘われたからね。今でも組合員は続けているよ。組合ができてから、みんなで一齐に卵を採るようになったから、コミュニケーションととる良い時間だと思う。

⑧ 50代 女性

実は、ウミガメの卵の味が好きではないの。生で食べると、黄身が濃厚でね。どうも好きになれない。だから、卵を採れなかった時代も全然問題なかったわ(笑)。

だけど、保護区を作るのはいいアイデアだと思った。なぜなら、当時、ノサラやサン・フアンニージョ(いずれも近隣の村落)から私たちの目を盗んで卵を取りに来る人々がいて、問題だと思っていたから。彼らが去った後の浜辺は荒れていてひどかったの。保護区を作れば、他の村の連中に好き勝手に卵を採られることは無いと思っていたわ。

浜辺で、卵を採りに来た他村の連中と遭遇して小競り合いが起きたり、治安が悪くなった。それから、連中は、質の悪い卵をポイポイと浜辺に捨てるから、それを食べに来る野犬が増えて大変だったの。野犬が、村人が飼っている家畜を噛み殺すなど被害もでたし、いいことはなかった。

このように、上記 8 名の語りは一様ではないが、いくつかの共通点を見出すことができる。第一に、保護区の誘致に反対したものは皆無だったことである。もちろん、語り手③④⑦のように、村の政治に無関心の層が一定数いる。しかし、「特に意見はなかった」と消極的な姿勢を見せながらも、反対はしていない。その理由として考えられるのは、語り手④が「なぜって、保護区を作ることに反対する理由がなかったから。卵も採れるようになったしネガティブなことはないでしょう？」と語るように、保護区を作ることにメリットはあっても、大きなデメリットがないと感じていたことが挙げられる。

では逆に、人々は保護区にどのようなメリットを見出していたのだろうか。これに関する意見は大きく 2 つある。一つは、合法的に卵を採集できることである。卵を採れることは、一部の人にとっては重要な問題であった。それは、オスティオナルの文化というべきものであり（語り手①）、入植した先祖の代から行われてきた歴史的行為だからである（語り手⑥）。また、後期入植世代の中には、小規模の土地しか持たない低所得層がいた。このような経済要因から卵の採集を必要とする人もいた（語り手③）。

もう一つのメリットは、外部者から浜辺を守れるということである。オスティオナルの浜辺には、密猟者が押しかけ村の中の問題になっていた。保護区を作ることで、外部者から浜辺を守り、卵という資源の囲い込みを行えることに価値を見出す意見があった（語り手⑥⑧）。また、外部者には警察官も含まれる。警察官は、卵の採集を取り締まるだけでなく、村内の秩序を乱す原因を作っていた。そこで、保護区が自主的な管理を行うために有効だとする意見があった（語り手②）。

以上のように、非リーダー層の人々もまた、合法的に卵を採集できることや、外部者から卵という資源を囲い込めること、浜辺の自主的な管理を行うことができることに、保護区のメリットを見出している。すなわち、彼らもリーダーらと同様に、（この段階においては）環境保全のためというよりも、彼らの思惑を実現させるためのツールとして「保護区」を捉えていたと推察できる。彼らの語りからは、一方で「環境保全」という言説を受け入れながらも、保護区に彼らなりの価値を見出し、社会の中に取り込んでいく実践を伺うことができよう。

第 6 節： インフォーマントの語りの代表性について

前節では、非リーダー層から見た保護区の誘致運動について述べた。住民が自然保護区を計画した背景にある「力関係」を分析することがエコ統治性研究であることから鑑みると、語りの多元性をいかに確保するのか、ということが調査上の課題となる。しかし、インフォーマントの数は、8 名に留まっており、多元性に乏しいとの批判もできよう。また、これらの語りがどこまでコミュニティの意見を反映しているのか、語りの代表性に関わる指摘も想定できよう。まさに、この点が研究上の「弱さ」であることは否めない。では、なぜこの

8名が選ばれたのか、また、なぜ8名にしか聞き取りを行えなかったのか、補足を行いたい。

結論から申し上げますと、保護区が設置された当時の状況を知る住民が、ほとんどこの村に残っていないことが理由として挙げられる。保護区が誘致されたのは1983年のことであり、すでに30年以上の月日が経過している。この間、オスティオナルの人々が経験してきた歴史を表現するならば、それは、「土地（個人の所有地）失い、コミュニティのメンバーが入れ替わっていく歴史」である。保護区が設置された以降の歴史の詳細は、本論文では扱わないが、その要約だけ本節で示したい。

現在、多くのオスティオナルの人々は、土地を所有していない。写真17のように、オスティオナルは、牧歌的な田舎の風景をとどめている。しかし、写真中央に見える牧場は、他県に暮らす大地主に買収されており、人々は「雇用者」として放牧の仕事に従事している。また、写真左手に見える丘陵地帯は、かつては放牧や畑として利用されていたが、海外の不動産企業の投資対象として買収されている。現在、オスティオナル村の丘陵地帯には、11の別荘が立っており、全て外国人が所有している⁹⁷。一方、これから宅地建設が予定される空き地には有刺鉄線の柵が張り巡らされている。

このように、オスティオナルの人々が土地を売却した（売却せざるを得なかった）背景には、1980年代に深化したネオリベラリズムが大きく影響している。2章で述べたように、1980年代初頭に起こった経済危機によりハイパーインフレが起こった。その影響を大きく受けたのは地方の貧困層であったといわれているが（Edelman : 1999）、オスティオナルも例外ではなかった。さらに、経済危機の救済策として導入されたネオリベラリズムは、土地売買の自由化を促し、海外からの投資機会を増加させた。このような背景から、経済的に困窮していたオスティオナルの人々は、開拓して手に入れた私有地を売却することになった



図 17 現在のオスティオナル村の景観

⁹⁷ 所有者の内訳は、アメリカ人9世帯、ドイツ人1世帯、イタリア人1世帯。

のである。人々が土地と同時に仕事（畑や牧場）を失ったことにより、結果として、大きな人口流出が起きている。また、仕事に合わせて住む場所を選ぶ、都市的な生活を余儀なくされることとなったため、オスティオナル村の成員は、入れ替わりを繰り返す高い流動性を有している⁹⁸。

以上のような背景から、当時の事情を知る住民は非常に限られている。加えて、保護区誘致から 30 年の歳月が流れているため、すでに亡くなっている人も多く、また、当時こどもだった年代を省くなどのフィルターをかけていくと、インフォーマントの数が限定されてしまうのである。このような、インフォーマント数の限界の中で、スノーボーリング方式で該当者を探し、どうか声を拾えたのが前節で登場した 8 名である。



図 18 英語で分譲住宅地を宣伝する外資系不動産業者の看板（オスティオナル村内の道路）

小括

オスティオナルにおけるウミガメの保全活動は、コスタリカ政府がネオリベリズム化する以前に始まった運動である。しかし、当該運動が、（自然科学者が発する）環境保護を公共善とする言説と、国家による資源利用規制の間で展開されてきた点において、オスティオナルの人々が置かれた状況は、コスタリカにおける今日的状況を先取りした例であると考えられる。

オスティオナルの人々は、自然科学者や行政とのコンフリクトを経て、自らが保護区を誘致する主体となった。しかし、それは単に彼らが環境活動に熱心な主体に変化したことを意味するわけではなかった。保護区の誘致運動が起こったのは、治安の安定や隣村からの密猟

⁹⁸ 人口流出がある一方で、人口の流入も起きている。現在のオスティオナルの主産業は、建設業である。外国人向けの住宅建築が相次ぎ、多くのオスティオナル男性は建築現場の作業員として働いている（一方、女性は、別荘の清掃などの仕事に就いている）。こうした建設現場での雇用を求めて、オスティオナルへ転入する労働者が見られる。また、オスティオナルから 5km ほど離れた町ノサラ（Nosara）では、さらに大規模な宅地開発が行われており、オスティオナルの人々の雇用の受け皿となっている。しかし、外国人別荘の売買は、アメリカ経済の影響を大きく受ける。そのため、非常に不安定な雇用と言える。リーマンショックなどの大きな経済危機が起こった場合、オスティオナルの人々は再び仕事を失い、村を離れなければならない可能性をはらんでいる。

対策といったコミュニティ内の課題を解決する際に、「保護区」という制度が有効であることを、人々が認識した結果であった。彼らの実践は、「上からの」エコ統治性を反映した仕組みともいえる保護区という制度を、逆に地域のガバナンス（協治）のツールとして利用している営みであった。すなわち、地域社会は、単に「上からの」エコ統治性の客体として存在するのではない、ということである。オスティオナルの事例を通じて見えてきたエコ統治性の実相は、地域社会がエコ統治性の客体でありながら、同時に、その主体としても存在しているということである。

オスティオナルの人々が「自然保護区」という制度に彼らなりの価値が見出だし、「あえて」保護区を誘致した実践は、関の言う「制度の文脈化」に近い態度であると考えられる。しかし、オスティオナルの事例は、関が報告したフィリピンの事例と大きく異なる点が2つある。ひとつは、「保護区」という制度がもたらされた時の人々の反応の違いである。ふたつめは、オスティオナルでは、「保護区」がもたらされてから30年以上も資源管理体制が維持されているという点である。

フィリピンの事例は、自然保護区が設置されたことにより、漁師たちが従来行ってきた資源利用が規制されることになったという事例である。そこで、規制の網の目をくぐった、新たな漁法が生み出だされ、同時に既存の漁業コミュニティの再編が起こったのだという。このようにして新たに誕生したコミュニティの中に、「下からの統治性」を見出そうとしたのが関の研究であった（関：2009）。

この事例から見えてくる漁師たちの反応は、代替案（＝制度の隙間を縫って規制に触れない漁法を探すこと）を模索する態度と言えらる。すなわち、「自然保護区」という「上から」決定された制度を、どうにも変更できない不可避なものとして受け止めているゆえの反応であると考えられよう。

一方、オスティオナルの人々は、「自然保護区」を不可避なものとは捉えない。むしろ「自然保護区」という制度を、そのまま地域のガバナンスに利用する、という戦略をとった。この点が大きく異なる点である。これまで、エコ統治性の議論を通して、「環境」が国家レベルの統治の道具となっていることが指摘されてきた。しかし、オスティオナルの事例は、地域レベルにおいても「環境」が統治の道具として使われ始めていることを表していると言えらる。これは、これまで「上からのエコ統治性」によって主体化されると考えられてきた、地域共同体による「環境による統治」の実践と言えらるのではないだろうか。なぜならば、住民自身が資源利用のルールを作り（＝保護区の管理計画の策定、保全活動に参加しない組合員への罰則など）、ルールを遵守させるための装置（＝ADIOを中心とした資源管理体制）も有しているからである。オスティオナルの人々が生み出した資源管理体制もまた、「環境」による権力性を内包しているのかもしれない。

終章：まとめと結論

第1節：前節までのまとめ

なぜ、開発途上国であるコスタリカで環境政策が進んだのか。環境政策が進むことによって、実際に資源を利用しながら生活している地域社会では、何が起きているのか。これらの問いを明らかにするため、本研究では、コスタリカの自然保護区制度が発展するプロセスを、国家レベルと地域レベルを対比させながら検討してきた。本章では、これまでの議論の道筋をたどりつつ、本研究のまとめを行う。

近年、コスタリカのみならず、進んだ環境政策を行っている開発途上国・新興国が出現していることが報告されている。その背景には、1980年代以降、「持続可能な開発」が途上国支援のキーワードをなり、「環境を守るため」に法整備の国際協力が盛んに行われていることがある。環境法の整備が進んでいくことは、「環境を守ること」が国家の重要な規範となることを意味する。環境を守るための様々な規制や罰則が設けられ、人々の行動に影響を及ぼすからである。このように、「環境を守ること」が社会の公共善となった国家を Goldman は「環境国家」と呼んでいる。

では、開発途上国における環境国家化は、どのようにして可能になったのか。また、環境政策が進むことで、実際に自然資源を利用しながら生活している農村社会はどのように変化するのか。これらの問いを明らかにする研究として近年注目されているのが、エコ統治性 (eco-governmentality) 研究である。

エコ統治性とは、Foucault の権力論および統治性論をベースにした概念であり、その系譜は大きく2つある。ひとつは、ポリティカル・エコロジー (政治生態学) の文脈から発生したものである。代表的な研究として、「環境」という価値が国際機関などの外圧によって国内で制度化されていくプロセスに着目した Goldman (2005) の研究や、このようにして出来上がった制度の運用を経て、「環境」という規範が地域に浸透していくプロセスに着目した Agrawal (2005) の研究が挙げられる。これらの研究は、「環境」を巡る「上から」の権力作用によって、自然資源管理を巡る制度が構築されるプロセスを分析することから、「上からのエコ統治性 (eco-governmentality from above)」と呼ばれる。

Foucault の権力論は、社会変化を説明するためのモデルであると言える。Foucault は制度 (国家) が変化すると、同時に社会 (市民) も変化すると考える。その際、変化が起こる前と後で、国家と市民の力関係を比較することで、社会の変化を説明しようとする。一方、統治性論は、「何が」その変化を可能にしたのか、という変化の要因に着目する。そこで Foucault が変化の要因として考えたのが、知と技術 (統治術) であった。すなわち、

上からのエコ統治性の議論は、「『環境国家』の誕生という途上国社会の変化は、どのような知と技術によって可能となったのか」を問うものである。

Goldman は、知に「持続可能な開発」という言説を、技術に「ネオリベリズム」という統治術を代入して、途上国の環境国家化を説明しようとした。すなわち、環境第一とする知と、経済合理性に基づいて社会の構造改革を進める技術が組み合わさった地点に、エコ合理的 (eco-rational) な統治体制が誕生するのだと説く。Agrawal は、このようにして出来上がった統治体制を、エコ合理的な主体 (subject) を生み出す装置として捉える。すなわち、「環境を守ること」を強いる国家が、人々を規律・訓練し、結果として環境熱心な主体 (environmental subject) が生み出だされると考えたのである。上からのエコ統治性研究の一つの結論は、「環境」という価値が、国家や人々を統治する道具として使われている、ということである。

エコ統治性のもう一つの系譜は、文化人類学の日常的実践研究の文脈から発生したものである。代表的な研究としては、制度が地域に浸透していく過程で、人々がどのように制度を解釈し、地域社会に取り込んでいくのか、といった点に着目する関 (2009) の研究が挙げられる。関の研究は、制度が地域社会の中に文脈化されていくプロセスを、地域（「下から」）の視点で分析することから、「下からのエコ統治性 (eco-governmentality from below)」と呼ばれる。下からのエコ統治性研究は、ポスト構造主義以降の Foucault 批判を踏まえたものであり、制度の間で揺れ動く地域の人々を、Foucault 流の主体 (subject) ではなく、日常的な実践を行う行為主体 (agency) として捉える。しかしながら、「上から」と「下から」のエコ統治性は、対立概念ではない（従って、関は上からのエコ統治性を否定しているわけではない）。なぜならば、自然資源管理が制度化されるプロセスと、地域の地域の人々が当該制度を解釈しているプロセスは、表裏一帯の関係にあるからである。

さらに、環境社会学で議論されている順応的ガバナンス研究では、実際の保全活動の現場に即した実益的な観点から、下からのエコ統治性を位置づける研究も始まっている。順応的ガバナンス研究の根底には、地域レベルの環境保全プロジェクトをいかにして持続可能なものにするのか、という問いがある。そこで、やはり制度の文脈化に着目する。地域社会に文脈化された「制度」を、人々が上手に「使いこなすこと」が、順応的ガバナンス（を通じたプロジェクトの持続可能性）を可能にする要素としてポジティブに捉えている（松村：2013）。

以上のエコ統治性の議論を踏まえ、コスタリカが環境国家化していくプロセスを、明らかにすることが本研究の目的である。そこで、自然保護区制度に焦点を絞り、コスタリカにおいて自然保護区が制度化されていくプロセス（上からのエコ統治性）を第一部で、自

然保護区が地域社会の中で文脈化されていくプロセス（下からのエコ統治性）を第二部で取り上げた。

第一部： コスタリカ的环境国家化と自然保護区制度の発展

コスタリカでは、1990年代に、環境法の整備が急速に進んだと共に、自然保護区行政の大規模な構造改革がおこなわれた。第一部では、このような変化がどのようにして可能になったのかという問いに対して、Goldmanの枠組みを使用して分析を行った。その結果、海外の研究者がもたらしたコスタリカの自然の科学的価値（という知）と、国際機関からの外圧によってもたらされたネオリベリズムという技術によって、1990年代の改革が可能になったと整理した。

コスタリカ政府は、1950年代から盛んに欧米の自然科学者を招聘してきた。当初の目的は、農業科学の発展であったが、結果として研究者たちの貢献によって「コスタリカの貴重な自然」が発見されることとなった。研究者たちが特徴的だったのは、単に研究調査に終始するだけでなく、独自の財源を獲得し、自然保護活動を展開していったことである。彼らが、国家による自然資源管理の必要性を政府に訴えたことが、自然保護区制度の誕生（1969年の森林法制定）につながった。さらに、1970代後半になると、研究者たちは国際機関からの援助や、債務環境スワップなどの国家間フレームワークを巧みに使用して、大規模な保全プロジェクトを実施していった。その中で、頭角を現していった一部の研究者（Janzen博士など）が、1990年代の環境行政改革のアドバイザーとして投与されていた。

他方、1980年代は、ラテンアメリカ経済が大きく停滞した時期であり、コスタリカも1980年代前半に債務不履行に陥った。そこで、世界銀行をIMFの指導のもと、構造調整プログラムを受け入れ、コスタリカ政府はネオリベリズムへと舵を切った。ネオリベリズム体制の下で、緊縮財政が行われ、政府機関の小型化や国営企業の民営化が行われるようになった。こうした改革の波が環境行政のアリーナにも及ぶこととなった。1969年の森林法によって制度化された自然保護区は、中央集権的な管理手法が採用されており、地域の実情に合わせた保全ができないという課題があった。加えて、保護区を管理する行政庁が複数にまたがっており「政府のムダ」が多かった。そこで、1990年代に、エコ合理性に基づいた環境行政改革が実施されることとなった。

行政改革に先駆けて、改革の根拠法となる環境法が整備されることとなった。その背景には、1992年に批准した生物多様条約の存在がある。1994年、同条約を受けて、憲法50条が改正され、個人の権利の一つに「環境権」が追加された。これを受けて、1995年に環境権の一般規則を定めた環境組織法が制定され、1996年には自然保護区行政の改革を定めた生物多様性法が制定された。そこで誕生したのがSINACであった。

なお、1990年代を通じて整備された環境法では、「すべての人は健全で生態系のバランスの取れた環境に対する権利」を持ち、「生態系の保全は、国と国民の義務」であることが定められた。このようにして、コスタリカは「環境を守ること」を公共善とした社会へと生まれ変わった。そして、自然保護区は環境権を実現するためのツールとして位置付けられていくこととなった。

SINACは、環境エネルギー省の外局にあたる組織であり、そのコンセプトは「地方分権化」と「参加型」を特徴としている。SINACは、生態系の特徴ごとに国内を11の管区に分け、それぞれの管区ごとに管理権限を委譲している（地方分権化）。一方、各管区ならびに全国レベルの保全戦略の策定は、SINACが独断で行うことができず、地域住民や産業セクターを含む「地域評議会」との協働で行うことが定められている（参加型）。

制度上は、自然保護区政策の意思決定に、住民が参加できる設計になっているが、逆説的には「行政主導の住民参加」の制度化とも評することができる。このような参加型システムによって、人々は自然保護区制度の中に取り込まれていくこととなったのである。

第二部： 地域社会の戦略的順応

現在、コスタリカの自然保護区は、エコツーリズムをはじめとした生態系サービスを提供し、国家の経済を支える重要な資源となっている。そして、自然を守りながらも経済発展を実現したコスタリカの環境政策は、国際的な評価を受けることとなった。しかし、国家の資源としての「環境」は、今やひとつの権力となっている。例えば、国立公園の設置に伴って、住民が強制退去に合うなどのネガティブな影響も出てきている。だが、一方で、自然保護区という制度をうまく地域のガバナンスに利用している人々もいる。それが、コスタリカ北部の太平洋沿岸にあるオスティオナル村の人々である。

オスティオナルは、ヒメウミガメの産卵地として知られる。ヒメウミガメの産卵地は、コスタリカ全土にまたがるが、オスティオナルが特異なのは、ひと月に一回程度、数千から数万頭のウミガメが一斉に産卵に訪れる「アリバダ」が起こることである。このような大型の集団産卵が起こるのは、世界でも9箇所しかないと言われ、科学的価値の高い浜辺である。そのため、1983年から、同地は野生生物保護区に指定されている。

オスティオナル野生生物保護区が特徴的なのは、その成り立ちが住民運動によって誘致されたという点である。現在、オスティオナルでは、住民—行政（保護区）—研究者（大学）の3者による保全活動が実践されており、中でも、住民は保全活動を行うメインアクターとなっている。オスティオナルの取り組みは、協働型資源管理の成功例として国内で評価されている。

また、コスタリカで唯一ウミガメの卵の採集が許可されているということも、オスティオナルの特徴である。コスタリカの沿岸部では、ウミガメの卵を食べる習慣がある。しかし、

法的には、1948年に商業的利用が、1966年には非商業的利用も禁止され、現在では全土でウミガメの卵を採集が禁止されている。しかし、資源利用が法的に規制されても、食文化がなくなるわけではない。そこで、卵を利用したい住民と、規制したい行政や自然保護団体の間でしばしばコンフリクトが起こっている。このような状況の中、「ウミガメ個体数の保護・保全・回復法」では、唯一の例外としてオスティオナル野生保護区内に限り、一定の条件下、地元住民の卵の採集を認めている。そして、卵を利用する権利もまた、オスティオナルの人々による運動によって獲得された権利である。住民は、ウミガメの保全活動に従事する見返りとして、一定数の卵の利用が許可されている。

「住民が保護区を誘致した」という事実関係からは、Agrawalのモデルに当てはめて、環境国家化が進むコスタリカで生まれた、環境活動に熱心な市民たちが行動を起こした、とも捉えられなくはない。しかし、筆者がおこなった現地調査で明らかになったのは、人々は「あえて」自然保護区という制度を誘致したということであった。

ウミガメの卵は、オスティオナルの人々の食糧資源であっただけでなく、家畜の飼糧として隣村へ売られており、重要な換金資源であった。上記のように1966年の段階で、ウミガメの卵の採集は法的に禁止されたが、当時の人々にはその認識がなく、卵の採集は続いていたという。状況が変わり始めるのは、1960年代後半のことである。アメリカ人のボランティアによってアリバダの存在が発見されると、外国人研究者が活動を始めた。調査を通じてアリバダの「科学的価値」が発信されると、警察官が常駐するようになり、実質的な取締りが開始された。オスティオナルの人々からすれば「卵を採るという『日常行為』が『違法行為』へ変わってしまった」わけであり、村人の間にたまったフラストレーションは、住民と行政・研究者の間に深刻なコンフリクトを引き起こした。さらに、卵の採集が違法となったことで、卵の流通がブラックマーケット化し、殺人事件が起こっただけでなく、隣村から卵の密猟者が訪れるなど、村の治安は悪化していった。そこで、当時の、村のリーダーは、卵採集の権利を求めて運動を開始することとなった。このような状況の中で、「『自然保護区』という制度は、浜辺の管理者と利用者を明確にする道具として使える」という認識がリーダーおよび非リーダー層に広まっていった。その結果、住民運動は、自然保護区誘致運動へと形を変えていったのであった。つまり、あくまでもこの時点では、「自然のため」に誘致された保護区ではなかったのである。村内の別の課題を解決するための道具として「自然保護区」という制度が使われたのであった。

結論

オスティオナルの人々は、自然科学者や行政とのコンフリクトを経て、自らが保護区を誘致する主体となった。しかし、それは単に彼らが環境活動に熱心な主体 (subject) に変化し

たことを意味するわけではなかった。保護区の誘致運動が起こったのは、治安の安定や隣村からの密猟対策といったコミュニティ内の課題を解決する際に、「保護区」という制度が有効であることを、人々が認識した結果であった。彼らの実践は、「上からの」エコ統治性を反映した仕組みともいえる保護区という制度を、逆に地域のガバナンス（協治）のツールとして利用している営みであった。

本研究の第一の結論は、地域社会は、単に「上からの」エコ統治性の客体として存在するのではない、ということである。オスティオナルの事例を通じて見えてきたエコ統治性の実相は、地域社会がエコ統治性の客体でありながら、同時に、その主体（agency）としても存在しているということである。

オスティオナルの事例は、自然保護区という制度がローカルな文脈で理解され、それに伴ってコミュニティの再編（ADIO の出現）が起こったという点において、関が紹介したフィリピンの事例と共通している。しかし、オスティオナルの事例が、調査地の条件が大きく異なる点がある。関の事例では、「自然保護区」などの制度がもたらされ、従来の資源利用ができなくなった時、当該地域を生きる人々が、制度を地域の文脈に置き換えつつ、新たな資源利用の方法を巧みに編み出していく実践を報告している。それは、「上から」決定された、不可避で変えようのない新たな資源利用のルール（＝自然保護区）に対して、代替案を見出す実践であると表現できるかもしれない。他方、オスティオナルの人々は、「自然保護区」という制度をあきらめつつ受け入れて、代替案を探したのではない。彼らは「保護区」という制度を積極的に利用して、浜辺を自主的に管理する権利を獲得するための道具としたのである。

すなわち、第二の結論は、これまで、「環境」は国家による統治の道具となっていたことが指摘されてきたが、地域住民によるローカルな政治においても、「環境」という価値が統治の道具として使われ始めている、ということである。

また、今後の課題として、コミュニティに内在するエコ統治性を挙げたい。オスティオナルの事例は、これまで「上からのエコ統治性」によって主体化されると考えられてきた、地域共同体による「エコ統治」の実践と言えるかもしれない。なぜならば、オスティオナルの人々自身が、資源利用のルールを作り（＝保護区の管理計画の策定、保全活動に参加しない組合員への罰則など）、同時にルールを遵守させるための装置（＝ADIO を中心とした資源管理体制）も有しているからである。オスティオナルの人々が生み出した資源管理体制もまた、「環境」による権力性を内包していると言えるだろう。地域共同体による「エコ統治」は、コミュニティの成員にどのような影響を与えるのだろうか。

この点を明らかにするためには、保護区が誘致された「その後」のオスティオナルのを検証する必要があるだろう。オスティオナルの資源管理体制は、30年以上も維持され続けている。なぜ、オスティオナルの人々は、保全活動に従事し続けるのか。その理由は、「環境」によ

る権力性によって、村人が村人を規律・訓練するような統治が行われ始めたからなのだろうか。もしくは、保護区を誘致した時と変わらぬ戦略的な態度が持続しているからなのだろうか。その問いの先に、地域共同体による「エコ統治」の実相が明らかになるはずである。この点を今後へ向けた研究課題としたい。

参考・引用文献 (著者アルファベット順)

ACCVC y Onca Natural

- 2008 *Plan de Manejo del Parque Nacional Volcán Turrialba*. Turrialba: Ministerio del Ambiente y Energía.

ACOPAC-SINAC

- 2013 *Plan de manejo 2014-2018 Parque Nacional Manuel Antonio*. Ministerio de Ambiente y Energía. Priscal: Ministerio del Ambiente y Energía.

Abarca, C.

- 2004 *La vos de la naturaleza*. Heredia: Instituto Nacional de Biodiversidad.

足立力也

- 2009 『丸腰国家～軍隊を放棄したコスタリカ 60年の平和戦略～』扶桑社

Agrawal, A.

- 2005 *Environmentality: Technologies of Government and the Making of Subjects*, Durham and London: Duke University Press.

Allen, W.

- 2001 *Green Phoenix: Restoring the Tropical Forest of Guanacaste, Costa Rica*, Oxford: Oxford University Press.

Alvarado, J. Cortés, J. Fernanda, M. and Salas, E.

- 2011 “Costa Rica’s Marine Protected Areas: status and perspectives,” in *Revista de biología tropical* 60(1): 129-142.

Brandon, K.

- 2004 “The Policy Context for Conservation in Costa Rica – Model or Muddle?” in *Biodiversity Conservation in Costa Rica – Learning the Lessons in a Seasonal Dry Forest*. (ed) Frankie, G., Mata, A. and Vinson, B. Berkeley: University of California Press.

Boza, M.

- 2015 *Historia de la conservación de la naturaleza en Costa Rica 1975 – 2012*. Cartago: Tecnológico de Costa Rica.

Cabrera, J.

- 2003 “El impacto de las declaraciones de Río y Estocolmo sobre la legislación y las políticas ambiental es en América Latina.” en *Revista de Ciencias Jurídicas* No.100:301-331.

Cabrera, J.

- 2010 *Temas de Biodiversidad Propiedad Intelectual y Biotecnología*. San José: Editorial Jurídica Continental.

Campbell, L.

- 1998 “Use them or lose them? Conservation and consumptive use of marine turtle eggs at Ostional, Costa Rica.” *Environmental Conservation*. No.25 (4): 305-319.

Chacón, M.

- 2007 *Historia y políticas nacionales de conservación*. San José: Editorial Universidad Estatal a Distancia.

Chaves, A. Morera, R. y Avilés, J.

- 2014 *Seguimiento de la actividad anidatoria de las tortugas marinas (Cheloniidae y Dermochelyidae) en el Refugio Nacional de Vida Silvestre de Ostional. Santa Cruz, Guanacaste. XVI informe anual* * コスタリカ大学生物学部による調査報告書 (未出版)

Córdoba, C., Loría, D. y Picón, C.

- 2011 “Turismo en Guanacaste: Del Modelo Tradicional al Modelo Sostenible. El Caso de la Comunidad de Nosara, Nicoya.” en *Lecturas de Guanacaste: 1821-2010*. (ed) Morín, Hernández. y Núñez, Rodolfo. San José: Sociedad Editora Alquimia 2000, S.A: 199-216.

Cornelius, S., Alvarado, M., Castro, J., Mata, M. and Robinson, D.

- 1991 “Management of olive ridley sea turtles (*Lepidochelys olivacea*) nesting at Playa Ostional, Costa Rica.” in *Neotropical wildlife use and conservation*, (ed) Robinson, G & Redford, H. Chicago and London: University of Chicago Press: 111-135,

Daily, G. and Ellison, K.

- 2002 *The New Economy of Nature: The Quest to Make Conservation Profitable*. Washington: DC Island Press. (『生態系サービスという挑戦 市場を使って自然を守る』藤岡信子・谷口義則・宗宮弘明訳 名古屋大学出版 2010)

Edelman, M.

- 1999 *Peasants against Globalization: Rural Social Movements in Costa Rica*, Stanford, CA: Stanford University Press.

Evans, S.

- 1999 *The Green Republic: A conservation History of Costa Rica*. Texas: University of Texas Press.

Fletcher, R.

- 2013 “Making ‘Peace with Nature’: Costa Rica’s Campaign for Climate Neutrality.” in *Climate Change Governance in the Developing World*. (ed) Held, D et al. London: Polity Press: 155-173.

フーコー, M.

1977 『監獄の誕生—監視と処罰』 田村俣訳 新潮社

ゴールドマン, M.

2009 『緑の帝国—世界銀行とグリーン・ネオリベラリズム』 山口寛子訳 京都大学出版
会

Guillermo, E y McHugh, A.

2005 “Ostional: comunidad modelo en áreas silvestres protegidas.” en *Revista
Herencia*: 18(2): 47-58,

原田一宏

2003 「保護地域の自然資源をめぐる紛争管理—政府と地域住民の対立をとらえるための
フレームワーク」『林業経済研究』 49号(2)

Honey, M.

2009 *Ecotourism and Sustainable Development. Who owns paradise?* 2nd edition.
Washington, DC: Island Press.

Honey, M. Vargas, E and Durham, A.H.

2010 *Impact of tourism related development on the pacific coast of Costa Rica.*
Washington, DC: Center for responsible Travel.

井上真、宮内泰介編

2001 『コモンズの社会学：森・川・海の資源共同利用を考える』 新曜社

Isla, A.

2015 *The “Greening” of Costa Rica: Women, Peasants, Indigenous Peoples, and the
Remaking of Nature.* Toronto: University of Toronto Press.

香川孝三・金子由芳

2007 「法整備支援とはなにか」 香川孝三・金子由芳編 『法整備支援論—制度構築の国際
協力入門』 ミネルヴァ書房:1-17

加藤峰夫

2008 『国立公園の法と制度』 古今書院

城殿博

1999 「コスタリカにおける熱帯雨林生態系の保全と再生—グアナカステ保全エリアの事
例を中心に」『熱帯林業』 46号:2-11

国本伊代

2004a 「人びと—人口構成の若い国民と多様な少数民族」 国本伊代編著 『コスタリカを
知るための 55章』 明石書店：18-21

2004b 「モンテベルデ自然保護区—アメリカ人クエーカー信徒が作りあげた自然保護区」
国本伊代編著 『コスタリカを知るための 55章』 明石書店：216-219

狐崎知己

- 1997 「中米」水野一・西沢利栄編『ラテンアメリカの環境と開発』新評論
2014 「コスタリカにおける地域格差と新たな農村戦略」山岡加奈子編『岐路に立つコスタリカ—新自由主義か社会民主主義か』アジア経済研究所: 177-207

Malette, S.

- 2009 “Foucault for the next century: eco-govermentality, Foucault for the 21th century.” in *Governmentality, Biopolitics and Discipline in the New Millennium*. (ed) Binkley, S. and Capetillo, J. Newcastle: Cambridge Scholars Publishing: 221-237.

松本充郎

- 2003 「国連気候変動枠組条約の国内法的展開(2): 森林等吸収源とコスタ・リカの森林慣例法制を事例として」『上智法学論集』46巻3号:1-42

松下冽

- 2007 『途上国の試練と挑戦—新自由主義を超えて』ミネルヴァ書房

水野一

- 1989 「1980年代のラテンアメリカ経済:『失われた10年』の回顧と展望」『イベロアメリカ研究』11巻1号

Monge, O.

- 2000 *La real historia de Quepos*. San José: Rodrigo Hidalgo del Valle S.A.: 161-166.

Molina, I, y Palmer, S.

- 2009 *La historia de Costa Rica breve, actualizada y con ilustraciones 2. Ed.* San José: Editorial de la Universidad de Costa Rica.

毛利良一

- 1995 「世界銀行の構造調整と社会開発」『日本福祉大学経済論集』11号: 1-33

目黒紀夫

- 2011 「『コミュニティ主体の保全』を通じた地元住民と野生動物の共存可能性—ケニア南部アンボセリ生態系に暮らすマサイの事例から」東京大学農学生命科学研究科博士論文

Myers, N.

- 1981 “The Hamburger Connection: How Central America’s Forests Become North America’s Hamburgers.” *Ambio* 18: 3-8. (未見)

中谷義和

- 2013 「グローバル化とネオリベラリズム」『立命館法学』350号: 371-419

NMFS and USFWS

- 1996 *Recovery Plan for U.S. Pacific Populations of the Olive Ridley Sea turtle (Lepidochelys olivacea)*. NMFS (National Marine Fisheries Service) and

USFWS (US Fish and Wildlife Service).

及川敬貴・武田淳

2014 「環境法化する開発法—『エコ統治性の法的地平』研究序説」『大原社会問題研究所雑誌』673号:35-50

大澤正喜

2013 「コスタリカ～生物多様性の先駆的取組」『OECC会報』68号:12-13、

尾尻希和

2012 「コスタリカにおける政党政治の危機—構造改革に対する反発と需要」山岡加奈子編『コスタリカ総合研究序説』研究調査報告書 アジア経済研究所: 1-17

小澤卓也

1997 「コスタリカの中立宣言をめぐる国際関係と国民意識：モンヘ大統領の政策を中心に」『ラテンアメリカ研究年報』17号: 29-56.

2004 「1948年の内戦と『平和憲法』の成立—現代コスタリカの出発点」国本伊代編『コスタリカを知るための55章』明石書店: 88-91

2010 『コーヒーのグローバル・ヒストリー 赤いダイヤか黒い悪魔か』ミネルヴァ書房

PNMA (Parque Nacional Manuel Antonio)

2013 *Plan de manejo 2014-2018 del Parque Nacional Manuel Antonio*. Priscal: Ministerio de Ambiente y Energía. *マヌエルアントニオ国立公園管理計画書 (未出版)

Peeler, J.

1985 *Latin American Democracies: Colombia, Costa Rica Venezuela*, Chapel Hill: University of North Carolina Press.

Quesada, C.

1990 *Estrategia de Conservación para el Desarrollo Sostenible de Costa Rica*. San José: Ministerio de Recursos Naturales, Energía y Minas, República de Costa Rica.

Quesada, G.

2009 “Garantías Ambientales en la Constitución: Un nuevo modelo ecológico-político para Costa Rica y el resto del mundo.” en *Revista de Biología Tropical*. Vol. 57(3) :461-472.

レイプハルト,A

2014 『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の36か国比較研究(第二版)』粕谷祐子・菊池啓一訳 勁草書房

Richardson, Scott.

1997 “Olive Ridley Sea turtle”. in *Washington State Status Report*. . Department of Fish and Wildlife: Washington D.C.

RNVSO (Refugio Nacional de Vida Silvestre Ostional).

2012 *Plan Quinquenal de Manejo y Conservacion de Tortugas Marinas Lora del Refugio Nacional de Vida Silvestre Ostional*. *オスティオナル野生生物保護区の管理計画書 (未出版)

関恒樹

2009 「グリーン・ネオリベラリズムとエイジェンシーの共同体—フィリピンの海域資源管理の事例から」『文化人類学』73 卷 4 号:477-498

Said, E.

1978 *Orientalism*, New York: Georges Borchardt Inc. (『オリエンタリズム』板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳、平凡社、1986)

Salinas, Oscar.

1999 “El Instituto de Desarrollo Agrario en el Desarrollo Rural” en *Congreso Agronomico XI*. Vol.1: 409-416.

佐藤郁哉

2008 『実践質的データ分析入門』新曜社

Seligson, M. and Juliana M.

2009 “Limits to Costa Rican Heterodoxy: What Has Changed in ‘Paradise?’” in *Democratic Governance in Latin America*. (ed) Scott Mainwaring and Timothy R. Scully, Stanford: Stanford University Press: 307-337.

SINAC

2010 *Plan Estratégico Quinquenio 2010 - 2015*. *SINAC の保全戦略計画書

Solano, L.

2009 “A veinte años de la Sala Constitucional: Reflexiones sobre impactos, riesgos y desafíos.” en *Estado de la Nación en Desarrollo Humano Sostenible 2008*. (ed) Programa Estado de la Nación. San José: Programa Estado de la Nación: 343-364

Spivak, G.C.

1988 "Can the Subaltern Speak?" in *Marxism and the Interpretation of Culture*. (ed) Cary Nelson and Lawrence Grossberg. Urbana, IL: University of Illinois Press, 271-313. (『サバルタンは語るることができるか』上村忠男訳 みすずライブラリー 1998)

高橋礼奈

2013 「生物多様性法の比較制度分析—インド、日本、韓国を対象として—」横浜国立大学環境情報学府修士論文

武田淳

2012 「コスタリカにおける『エコツーリズム』イメージの創造と近年の変化」、『日本国

際観光学会論文集第』19号:77-82

2015a 「コスタリカのウミガメ保全を巡る近年の動向」、海洋政策研究財団『Ocean Newsletter』vol.367: 2-3

2015b 「コミュニティ・ベースド・ツーリズムの新たな射程—コスタリカ・シレンシオ村の事例から」『第19回全国大会発表論集』: 30-31

2016 「『環境化する社会』を生きる人々—『環境』という規範にコントロールされる社会の到来?」藤掛洋子編『タイトル未定』万葉舎

Takeda, J.

2012 *Identificación de actores sociales que utilizan los recursos marinos del Parque Nacional Manuel Antonio*. Quepos: ACOPAC-SINAC.

武田淳・及川敬貴

2014 「協働型資源管理にみるエコ統治性—コスタリカにおけるウミガメ保全事業を事例に」、『沿岸域学会誌』vol.27 No.3: 51-62

竹村卓

2004b 「コスタリカ憲法の平和主義—特異性と普遍性」国本伊代編『コスタリカを知るための55章』明石書店: 108-111

2004b 「アリアス大統領のノーベル平和賞受賞—超大国に抗して」国本伊代編『コスタリカを知るための55章』明石書店: 120-123

武内進一

2008 「アフリカ紛争と国際社会」武内進一編『戦争と平和の間—紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所研究双書 No.573: 3-56

Tosi J.A.

1975 “The Corcovado Basin on the Osa Peninsula.” in (ed) Tosi, J.A. *Potential National Parks, nature reserves, and wildlife sanctuary areas in Costa Rica: a survey of priorities*. Jan José, Centro Científico Tropical. (未見)

土屋俊幸

2001 「白神山地と地域住民—世界自然遺産の地元から」井上真、宮内泰介編『コモンズの社会学：森・川・海の資源共同利用を考える』新曜社

宇佐見耕一

2014 「中米の福祉国家における新自由主義改革—コスタリカの社会保障制度改革」山岡加奈子編『岐路に立つコスタリカ—新自由主義か社会民主主義か』アジア経済研究所: 99-128

Vendermeer, J. and Perfecto, I.

2005 *Breakfast of Biodiversity: The Political Ecology of Rainforest Destruction 2nd edn*. Oakland: Food First Book.

Villate, R

2012 “Desarrollo local y conservación de tortugas marinas en Costa Rica y Panamá.”
Mesoamericana. 16(3):40-55.

Vivanco, L.

2006 *Green Encounters – Shaping and Contesting Environmentalism in Rural Costa Rica*. New York: Berghahn Books.

Weaver, D.B.

1998 *Ecotourism in the Less Developed World*. London: Cab International.

ヴェーバー, M.

1972 『社会学の根本概念』 岩波文庫

WCED (United Nations World Commission on Environment and Development)

1987 *Our Common Future*. Oxford University Press, Oxford. 未見

山岡加奈子

2014 「コスタリカ—民主主義、福祉国家、成長、そして新自由主義」山岡加奈子編『岐路に立つコスタリカ—新自由主義か社会民主主義か』アジア経済研究所: 1-24

辞書

高垣敏博 監修 2007

『西和中辞典〔第2版〕デジタル版』小学館

田澤五郎 編著 2012

『スペイン語法律・経済用語辞典』郁文堂

山田信彦 編著 2006

『スペイン語法律用語辞典』信山社

山田喜郎・吉田秀太郎・中岡省治・東谷穎人 監修 2015

『スペイン語大辞典』白水社

表 8 自然保護区年表

(Boza:2015)を基に筆者が加筆。表中の自然保護区は、設立された時の名称を記しており、現在の自然保護区のリストではない。また、改称や保護区カテゴリーの変更、合併などをした保護区も多数存在しており、表中の保護区の数、現在の保護区数と合致しない)

No	設立年	保護区名 (西語)	法的枠組
1	1955	Parque Nacional Volcán Irazú	共和国立法
2	1955	Parque Nacional Volcán Turrialba	共和国立法
3	1963	Reserva Nacional Absoluta Cabo Blanco	省令
4	1964	Reserva Forestal de Río Macho	省令
5	1964	Reserva Nacional del Río Reventado	共和国立法
6	1966	Parque Histórico Nacional Santa Rosa	共和国立法
7	1968	Bosque Nacional Juan Castro Blanco (Parque Nacional del Agua Juan Castro Blanco)	共和国立法
8	1969	Reserva Nacional Volcán Arenal	共和国立法
9	1970	Monumento Nacional Cahuita (Parque Nacional Cahuita)	省令
10	1970	Parque Nacional Volcán Poás	省令
11	1970	Parque Nacional Tortuguero	省令
12	1971	Parque Nacional Santa Rosa (incluye el Monumento nacional Santa Rosa y el Parque Nacional Histórico Santa Rosa)	省令
13	1972	Parque Recreativo Nacional Playas de Manuel Antonio (Parque Nacional Manuel Antonio)	共和国立法
14	1973	Reservas Biológicas Islas Guayabo y Negritos	省令
15	1973	Reserva Forestal Pacuare-Matina	省令
16	1973	Monumento Nacional Guayabo	共和国立法
17	1974	Parque Nacional Barra Honda	共和国立法
18	1974	Parque Nacional Rincón de la Vieja	共和国立法
19	1974	Reserva Forestal de Grecia	省令
20	1974	Reserva Forestal de Talamanca (Parque Internacional La Amistad y Zona Protectora las Tablas)	省令
21	1974	Zona Protectora Cerro Atenas	省令
22	1975	Parque Nacional Chirripó	共和国立法
23	1975	Parque Nacional Corcovado	省令

24	1975	Reserva Forestal de San Ramón (RB Alberto Manuel Brenes)	省令
25	1975	Reserva Forestal Cordillera Volcánica Central	省令
26	1975	Reserva Forestal Los Santos	省令
27	1976	Reserva Biológica Isla de los Pájaros	省令
28	1976	Reserva Forestal Cordillera Volcánica de Guanacaste (Parque Nacional Guanacaste y Parque Nacional Rincón de la Vieja)	省令
29	1976	Zona Protectora Carraigres	省令
30	1976	Zona Protectora Cerros de Escazú	省令
31	1976	Zona Protectora Cerros de la Carpinatera	省令
32	1976	Zona Protectora El Rodeo	省令
33	1976	Zona Protectora Miravalles	省令
34	1976	Zona Protectora Río Grande	省令
35	1976	Zona Protectora Río Tiribí	省令
36	1976	Reserva Forestal de Arenal (Parque Nacional Volcán Tenorio y Zona Protectora Tenorio)	省令
37	1977	Refugio Nacional de Vida Silvestre Palo Verde (Parque Nacional Palo Verde)	省令
38	1977	Reserva Forestal Manglares y Bosques Salados	省令
39	1977	Zona de Reserva Nacional de Energía Eléctrica de Arenal	省令
40	1977	Zona Protectora Arenal - Monte Verde	省令
41	1978	Parque Nacional Braulio Carrillo	省令
42	1978	Parque Nacional Isla del Coco	省令
43	1978	Reserva Biológica Carara (Parque Nacional Carara)	省令
44	1978	Reserva Biológica Hitoy - Cerere	省令
45	1978	Reserva Biológica Isla del Caño	
46	1978	Reserva Forestal Golfo Dulce	省令
47	1978	Reserva Forestal Taboga	省令
48	1980	Parque Nacional Palo Verde	省令
49	1981	Refugio Nacional de Fauna Silvestre Isla Bolaños (parte del Parque Nacional Santa Rosa)	省令
50	1981	Áreas Protegida para Desove de Tortugas Marinas Río Nosara – Quebrada Rayo	省令

		(Refugio Nacional de Vida Silvestre Ostional)	
51	1981	Zona Protectora Las Tablas	共和国立法
52	1982	Área Protegida Ostional (Refugio Nacional de Fauna Silvestre Ostional)	省令
53	1982	Parque Internacional La Amistad Costa Rica - Panamá	省令
54	1982	Refugio Nacional de Fauna Silvestre Tapantí (Parque Nacional Tapancí – Macizo Cerro de la Muerte)	省令
55	1982	Reserva Biológica de Barbilla (Parque Nacional Barbilla)	省令
56	1982	Zona Protectora La Selva	省令
57	1982	Zona Protectora Quitirrisí	省令
58	1983	Refugio Nacional de Fauna Silvestre Curú	省令
59	1983	Zona Protectora Cerros de Turrubares	省令
60	1984	Refugio Nacional de Vida Silvestre Caño Negro (mixto)	省令
61	1984	Zona Protectora Cerro Nara	共和国立法
62	1984	Zona Protectora Cerro de La Cangreja (Parque Nacional La Cangreja)	共和国立法
63	1984	Zona Protectora Río Navarro y Río Sombrero	省令
64	1984	Zona Protectora Tivives	共和国立法
65	1985	Humedal Riberino Zapandí	省令
66	1985	Monumento Nacional Isla La Uvita	省令
67	1985	Refugio de Vida Silvestre Peñas Blancas	共和国立法
68	1985	Refugio Nacional de Vida Silvestre Peñas Blancas (mixto)	省令
69	1985	Refugio Nacional de Fauna Silvestre Barra del Colorado	省令
70	1985	Refugio Nacional de Fauna Silvestre Golfito	省令
71	1985	Refugio Nacional de Vida Silvestre Gandoca – Mansanillo (mixto)	省令
72	1985	Reserva Forestal Río Pacuare	共和国立法
73	1986	Reserva Biológica Lomas Barbudal	省令
74	1986	Zona Protectora Cuenca del Río Tuís	省令
75	1986	Zona Protectora Tivives	省令
76	1987	Refugio Nacional de Vida Silvestre Tamarindo (parte del Parque Nacional Marino Las Baulas)	省令
77	1987	Zona Protectora Acuíferos de Guácimo y Pococí	省令
78	1987	Zona Protectora Guanacaste	省令

79	1988	Refugio Nacional de Vida Silvestre de Golfo	省令
80	1989	Parque Nacional Marino Ballena	省令
81	1990	Zona Protectora Cuenca del Río Banano	省令
82	1990	Zona Protectora Miravalles	省令
83	1990	Zona Protectora Tortuguero	省令
84	1991	Bosque Nacional Diriá (Parque Nacional Diriá)	省令
85	1991	Parque Nacional Guanacaste	省令
86	1991	Parque Nacional Marino Las Baulas	省令
87	1991	Parque Nacional Piedras Blancas	省令
88	1991	Zona Protectora Arenal – Montevberde (Parque Nacional Arenal)	省令
89	1992	Parque Nacional Juan Castro Blanco	共和国立法
90	1992	Parque Nacional Marino Ballena	省令
91	1992	Zona Protectora Tenorio	省令
92	1993	Reserva Biológica Alberto Manuel Brenes	共和国立法
93	1993	Zona Protectora El Chayote	省令
94	1994	Humedal de San Vito	省令
95	1994	Humedal Lacustrito Bonilla Bonillita	省令
96	1994	Humedal Lacustrito de Tamborcito	省令
97	1994	Humedal Lacustrito Pejeperrito	省令
98	1994	Humedal Laguna Madrigal	省令
99	1994	Humedal Marino Playa Blanca	省令
100	1994	Humedal Nacional Cariari	省令
101	1994	Humedal Térraba – Sierpe	省令
102	1994	Humedal Corral de Piedra	省令
103	1994	Humedal Palustrito Laguna del Paraguas	省令
104	1994	Humedal Palustrino Laguna Maquenque	省令
105	1994	Humedal Río Cañas	省令
106	1994	Parque Nacional Piedras Blancas	省令
107	1994	Refugio de Vida Silvestre Punta Río Claro	省令
108	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Bosque Alegre (mixto)	省令
109	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Camaronal (mixto)	省令
110	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Corredor Fronterizo Costa Rica - Nicaragua	省令

111	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Dr. Archie Carr	省令
112	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Fernando Castro Cervantes (mixto)	省令
113	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Iguanita	省令
114	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Laguna Las Camelias	省令
115	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Limoncito (mixto)	省令
116	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Mata Redonda	省令
117	1994	Refugio Nacional de Vida Silvestre Werner Sauter (mixto)	省令
118	1994	Reserva Forestal Cerro El Jardín	省令
119	1994	Reserva Forestal La Cureña	省令
120	1994	Reserva Forestal Rubén Torres Rojas	省令
121	1994	Reserva Natural Absoluta Nicolás Wessberg	省令
122	1994	Zona Protectora Cerro La Cruz	省令
123	1994	Zona Protectora Nosara	省令
124	1994	Zona Protectora Montes de Oro	省令
125	1994	Zona Protectora Península de Nicoya	省令
126	1994	Zona Protectora Río Toro	省令
127	1995	Área Marina de Uso Múltiple Caribe Norte	省令
128	1995	Área Marina de Uso Múltiple Caribe Sur	省令
129	1995	Área Marina de Uso Múltiple Golfo de Nicoya	省令
130	1995	Área Marina de Uso Múltiple Isla del Coco	省令
131	1995	Área Marina de Uso Múltiple Norte	省令
132	1995	Área Marina de Uso Múltiple Sur	省令
133	1995	Humedal Nacional Térraba – Sierpe	省令
134	1995	Parque Nacional Volcán Tenorio	省令
135	1995	Refugio de Vida Silvestre Barú del Pacífico (mixto)	省令
136	1995	Refugio Nacional de Fauna Silvestre Bahía Junquillal	省令
137	1995	Refugio Nacional de Vida Silvestre Rancho La Merced (mixto)	省令
138	1995	Refugio Nacional de Vida Silvestre Werner Sauter (mixto)	省令
139	1995	Reserva Biológica Cerro Las Vueltas	省令
140	1995	Zona Protectora Cuenca del Río Abangares	省令
141	1995	Zona Protectora Cuenca del Siquirres	省令
142	1996	Refugio Nacional de Vida Silvestre Finca Barú del Pacífico (mixto)	省令
143	1996	Refugio Nacional de Vida Silvestre Portalón (mixto)	省令

144	1997	Refugio Nacional de Vida Silvestre Aviarios del Caribe	省令
145	1997	Refugio de Vida Silvestre Punta Río Claro (mixto)	省令
146	1997	Zona Protectora Quebrada Rosario	省令
147	1998	Refugio Nacional de Vida Silvestre Carate (mixto)	省令
148	1998	Refugio Nacional de Vida Silvestre La Ensenada (mixto)	省令
149	1998	Refugio Nacional de Vida Silvestre Pejeperro (mixto)	省令
150	1998	Refugio Nacional de Vida Silvestre Playa Hermosa – Punta Mala	省令
151	1998	Refugio Nacional de Vida Silvestre Preciosa – Platanares (mixto)	省令
152	1998	Refugio Nacional de Vida Silvestre Romelia (mixto)	省令
153	1999	Parque Nacional Piedras Blancas	省令
154	1999	Parque Nacional Tapantí – Macizo Cerro de la Muerte	省令
155	1999	Refugio Nacional de Vida Silvestre Caletas (mixto)	省令
156	1999	Refugio Nacional de Vida Silvestre Osa (mixto)	省令
157	1999	Refugio Nacional de Vida Silvestre Quillotro (mixto)	省令
158	1999	Refugio Nacional de Vida Silvestre Río Oro	省令
159	1999	Zona Protectora Cerro El Chompipe	省令
160	2000	Refugio Nacional de Vida Silvestre Pejeperro	省令
161	2001	Humedal Estero Puntarenas y Manglares Asociados	省令
162	2001	Refugio Nacional de Vida Silvestre Cipancí	省令
163	2001	Refugio Nacional de Vida Silvestre Isla San Lucas	省令
164	2002	Parque Nacional La Cangreja	省令
165	2002	Refugio Nacional de Vida Silvestre Isla Chora	省令
166	2005	Refugio Nacional de Vida Silvestre Maquenque (mixito)	省令
167	2006	Parque Nacional Diríá	省令
168	2006	Parque Nacional Los Quetzales	省令
169	2008	Humedal Laguna Pochotal	省令
170	2009	Refugio Nacional de Vida Silvestre Conchal (mixto)	省令
171	2009	Área Marina de Pesca Responsable de Palito de Chira	
172	2011	Área Marina de Manejo Montes Submarinos	省令
173	2011	Área Marina de Pesca Responsable Golfo Dulce	
174	2011	Área Marina de Pesca Responsable de Tárcoles	
175	2011	Refugio Nacional de Vida Silvestre Tapiria	省令
176	2012	Área Marina de Pesca Responsable de Isla Caballo	

177	2012	Área Marina de Pesca Responsable de Puerto Níspero	
178	2012	Área Marina de Pesca Responsable Montero'Chira	

謝辞

今、博士論文を書き終えて感じることは、どれだけ多くの方に本研究が支えられてきたのか、ということである。全ての方へ謝辞を述べるには、到底紙面が足りないが、とりわけ大きなご支援をいただいた皆様に、この場を借りてお礼を申し上げたい。

博士後期課程への進学を決めたのは、筆者が青年海外協力隊員としてコスタリカに赴任していた時のことである。研究者への憧れを抱きながらも一般企業に就職した筆者は、心のどこかでその思いが忘れられずにいた。その最中、協力隊員としてコスタリカの国立公園で実務に従事する機会を得た。「今なら博士論文が書けるかもしれない」という根拠のない自信を持っていたのは、実務を通じて社会調査を行う中で、様々なコスタリカの方々に出会ったことに起因する。

帰国した私を暖かく迎えてくださった指導教官である及川敬貴先生には、感謝しきれないほどのご指導をいただいた。特に、入学当初に「研究の仕立て方」を教えていただいたことは、その後の学生生活を大きく変えることとなった。『環境』という規範によって途上国社会がどのように変化するのか。ぼんやりとした問題意識は決まっていたものの、いざ研究を組み立てるにあたって障壁となったのは、「社会の変化」をどのように証明していけば良いのか、ということであった。そんな迷いを抱えていた時に、及川先生からご紹介いただいたのが、本研究の理論枠組を成す「エコ統治性」という概念であった。頭の中で悶々と考えていた問題意識と、コスタリカで目の当たりにした数々の現象に橋を架ける理論をご教示いただいたことで、本研究を一つの論文として形にすることができた。結論を導くために必要なロジックを的確に教えられる及川先生の指導術は、今後、教育の場に身を置く筆者にとって、大きな学びともなった。

また、30歳を過ぎて学生に戻った筆者にとって切実だったのは、「お金」の問題であった。そうした意味で、博士課程の2年次から日本学術振興会特別研究員に採用いただけたことは、生活する上で、また研究を行う上で大きな支えとなった。特別研究員の応募に当たっては、及川先生から懇切丁寧なご指導をいただいた。先生のご指導なくして、特別研究員の採用はなかったと感じる。また、応募の申請書を書く作業は、博士論文の骨格を作る作業にもなった。先生にご指導いただいた申請書は、今後の研究を続ける上で大きな財産となった。

副査を務めていただいた藤掛洋子先生にも、数多くの学びの機会をいただいた。異なる研究科に在籍する筆者を、ゼミに招き入れて下さったことで、特にラテンアメリカ研究や文化人類学的な知見を学ぶことができた。自然保護区に関する制度研究と地域研究をパラレルに行わなければならなかった本研究を立体的にしてくれたのは、藤掛先生のご指導によるものである。また、先生には、学内外でも発表の場や教壇に立つ機会を与えていた

だった。無事に進路が決まったのも、こうした経験を積ませていただいたことが大きい。

さらに、純粋な文系育ちにも関わらず、生物多様性を研究対象にした筆者にとって、生態学の専門家であり、かつ制度にも明るい松田裕之先生、小池文人先生のご指導を仰げたことは、非常に幸運であった。自然科学の視点に基づくアドバイスの数々によって、研究の視野を大きく広げていただいた。さらに、制度面の分析に課題を残していた筆者にとって、国立公園制度の専門家である加藤峰夫先生のご指導を仰げたことも、非常に幸運であった。特に、コスタリカ一国のみの自然保護区制度を考えていた筆者にとって、他国の制度との比較からいただいたアドバイスは、非常に有益なものであった。自然保護区制度の比較の観点は、本研究に含めることができなかったが、先生からいただいたアドバイスや文献は、今後の研究の血肉となることは間違いない。

研究を進めるにあたってご支援いただいたのは、及川研究室の皆様、藤掛研究室の皆様、環境情報学府の同期の皆様である。皆様には、単に研究のアドバイスをただいただけでなく、論文執筆に行き詰った時にグチを聞いてもらったり、気分転換に付き合っていたいただいた。研究という孤独な作業を進める上で、大きな支えとなったのは、大学の仲間たちであった。

また、特段のお礼を申し上げたいのは、コスタリカの皆様である。本研究は、2年間に及ぶ予備調査（青年海外協力隊の任務で、社会調査員として活動した2010～2012年）と、約100日間に及ぶ本調査が元になっている。ローカルな現場で起こっている現象を論文としてまとめた筆者は、オスティオナル村の人々に教えていただいた情報を交通整理したに過ぎない。そうした意味で、すべてのオスティオナルの方々、青年海外協力隊時代に活動を共にした環境エネルギー省の方々との出会いなくして、本研究は完成しなかった。本論文におけるオスティオナル村の記述は、センシティブな情報を多分に含むため、おひとりおひとりのお名前を挙げることは差し控えさせていただくが、改めてコスタリカの皆様に感謝を申し上げたい。

Si no hubiera conocido con los amigos / amigas en Ostional y los compañeros / compañeras del Parque Nacional Manuel Antonio, yo no podía realizar esta tesis doctorada. Les agradezco mucho. Muchismasu gracias.

最後に、冒険が多く、不安定な道のを歩んできた筆者の人生選択を、いつも寛大に許し支えてくれた父正明、母恵子。暗中模索が続いた論文執筆中、精神面、健康面で支えてくれた妻翠に感謝を捧ぐ。

2016年1月6日 武田淳